

平成28年第3回定例会決算特別委員会（文教福祉委員会所管）会議録

平成28年9月14日
10時00分～18時43分
全員協議会室

出席者氏名

山宮留美子	委員長	後藤 光秀	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	深沢 幸子	委員
札野 章俊	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	滝沢 健一	委員
坂本 隆司	委員	糸賀 淳	委員
椎塚 俊裕	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
寺田 寿夫	委員	杉野 五郎	委員
鴻巣 義則	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

市長	中山 一生	副市長	川村 光男
教育長	平塚 和宏	健康福祉部長	龍崎 隆
教育部長	荒井久仁夫	保健年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
健康増進課長補佐	古山美由紀	スポーツ推進課長補佐	坪井 龍夫

事務局

局長	石引 照朗	主査	仲村 真一
副主幹	吉永 健男		

議題

議案第10号	一般会計歳入歳出決算（文教福祉委員会所管事項）
議案第11号	国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第14号	介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第15号	障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算
議案第16号	後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
議案第17号	介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

山宮委員長

皆さん、おはようございます。前回の決算特別委員会に引き続き、ご出席お疲れさまでございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

それでは議案第10号から議案第17号までの平成27年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり、一言申し上げます。本会議における質疑では「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。ただし、本会議と同様に、委員会においても「発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに簡潔明瞭をお願いいたします。さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。議案第10号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の文教福祉委員会所管事項について、項目順にご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、文教福祉委員会所管分につきましてご説明をいたします。

13、14ページをお願いをいたします。中段、分担金及び負担金です。民生費負担金。地域活動支援センター運営費負担金につきましては、川原代町にある精神障がいに係る地域活動支援センター、これは4市町で委託をしているわけなんですけれども稲敷市、利根町、河内町の負担分の受け入れでございます。

次の老人施設入所負担金につきましては、松風園入所者の自己負担分、5名分でございます。

荒井教育部長

次は、児童福祉費負担金です。放課後児童健全育成事業負担金につきましては保育ルーム利用に係る保護者負担金です。

次の放課後児童健全育成事業負担金滞納繰越分につきましては、過年度分の保護者負担金の滞納分でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、保育所運営費徴収金私立分でございます。市内9の私立保育園の現年度の保育料でございます。収納率が98.83%、前年度については97.82%でございます。

次の滞納繰越分につきましては収納率が37.28%、前年度が36.93%でございます。ここでの不納欠損額につきましては76万1,700円、5件分でございます。

次に、保育所運営費徴収金の公立分につきましては、八原保育所における現年度の保育料でございます。収納率が91.62%、前年度が98.90%でございます。

次の公立分の滞納繰越分につきましては収納率が44.30%、前年度が46.29%でございます。ここでの不納欠損額については1万6,200円、1件分でございます。

日本スポーツ振興センター災害共済負担金につきましては八原保育所入所者に係る傷害保険の掛金の保護者負担分でございます。143人分でございます。

次に、養育医療給付事業費負担金でございます。養育医療とは身体の発育が未熟なまま産まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度でございます。その

自己負担分でございます。14名分でございます。

荒井教育部長

次が教育費負担金の小学校費負担金及び中学校費負担金です。これは小中学校の管理下における児童・生徒の事故等に備え、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入した保護者負担金です。

龍崎健康福祉部長

続きまして、次のページをお願いいたします。15、16ページでございます。民生使用料でございます。

総合福祉センター使用料につきましては60歳未満の方の施設の使用料でございます。50人分でございます。

総合福祉センター施設目的外使用料につきましては自販機の電気代、設置料、電柱の設置料等でございます。

ふるさとふれあい公園使用料につきましては陶芸の窯の使用料でございます。

ふるさとふれあい公園施設目的外使用料につきましては自販機の電気代、設置料、東電柱の設置料でございます。

地域福祉会館施設目的外使用料につきましては自販機電気代、設置料、社協職員の駐車場の使用料でございます。

ひまわり園施設目的外使用料につきましては社協職員の駐車場の使用料でございます。

次に、さんさん館保育ルーム使用料につきましては同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保育の使用料でございます。

さんさん館施設目的外使用料につきましては自販機の電気代、設置料及び売上手数料でございます。

保育所施設目的外使用料につきましては八原保育所、ときわ保育園等の施設等に係る東電柱等の設置料でございます。

二つ飛びまして、保健センター施設目的外使用料につきましては自販機の売上金等でございます。

荒井教育部長

17、18ページをお願いします。教育使用料の小学校使用料及び中学校使用料です。

小学校及び中学校の施設目的外使用料でございますが、これは小中学校敷地内の東電柱使用料と小中学校教職員の駐車場使用料の収入です。

次は社会教育使用料です。中央図書館施設目的外使用料につきましては中央図書館敷地内の東電柱使用料と自販機の設置料及び電気使用料の収入です。

次の歴史民族資料館施設目的外使用料は資料館敷地内に設定している自販機の設置料、電気使用料及び売上手数料と多目的室の使用料に係る収入です。

次の文化会館使用料は同会館の諸施設設備の使用料です。

次の文化会館施設目的外使用料は文化会館敷地内に設置しております自販機の設置料及び電気使用料、東電柱使用料、郵便差し出し箱設置料、公衆電話ボックス設置料、まちづくり文化財団職員の駐車場使用料に係る収入です。

次は保健体育使用料です。総合運動公園施設目的外使用料は総合運動公園内に設置している自販機の設置料、電気使用料、たつのこアリーナに設置しております市政情報モニターに係る使用料、たつのこスタジアムのグラウンドフェンスを利用した広告掲載料、総合運動公園臨時バス待避所の一部600平米を資材置き場として49日間使用を許可した際の収入です。

次の体育施設目的外使用料は、高砂体育館内に設置している自販機の設置料、高砂運動公園に設置している東電及びN T Tの電柱設置に係る使用料収入です。

次の給食センター施設目的外使用料は、センター敷地内に設置している東電柱に係る使用料収入です。

龍崎健康福祉部長

次のページをお願いをいたします。国庫支出金でございます。民生費国庫負担金でございます。

国民健康保険基盤安定等につきましては低所得者に対して保険税の軽減措置が行われますが、その軽減分に対しまして国2分の1の負担割合の国庫負担金です。

生活困窮者自立支援事業費につきましては生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住宅確保給付金給付事業の実施に係る補助金でございます。補助率4分の3でございます。

特別障がい者手当等給付金につきましては、精神または身体に著しく重度の障がいを有する方に対し支給されます特別障がい者手当及び障がい児福祉手当の支給に対する財源措置として国の負担4分の3でございます。

障がい者自立支援給付費につきましては障がい者介護給付費、訓練等給付費、更生医療費等、自立支援給付事業に対しまして2分の1の国庫負担でございます。

低所得者保険料軽減費につきましては介護保険料の第1段階の軽減措置、これは基準額の0.5でございますけれども、この0.5をさらに下げまして0.45にします。その0.05分に係る補助でございます。国2分の1の補助でございます。

次に、母子生活支援施設措置費につきましては市民の方が市外の同施設へ入所措置した際に、市が負担する支出に対しまして2分の1の補助率で負担されます。

児童扶養手当給付費につきましてはひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉増進を目的に支給されます児童扶養手当給付額に対しまして3分の1の負担でございます。

障がい児施設給付費につきましては障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対しまして2分の1の国の負担率でございます。

施設型給付費につきましては平成27年度からの子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定こども園に係る運営費に係る補助でございます。補助率国2分の1でございます。

児童手当給付費につきましては中学校修了までの児童を対象に児童手当、これは5,000円から1万5,000円を支給する事業に対しまして、被用者保険加入者の場合で3歳未満の場合には国が45分の37、それ以外の場合には国が3分の2の補助があります。

次に、生活保護費でございます。国4分の3の負担割合でございます。前年度比で3.1%の増です。内容につきましては歳出でご説明いたします。

養育医療給付事業費につきましては同事業の公費負担分の2分の1が国の負担になります。

予防接種健康被害給付費につきましてはBCG予防接種副反応に対する補償金が発生をいたしまして、その2分の1が国庫補助となっております。

次に、国庫補助金の社会福祉費補助金でございます。臨時福祉給付金給付事務費及び事業費でございます。臨時福祉給付金は平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して暫定的、臨時的な措置として実施されたものでございます。当事業の全額が国庫補助となっております。内容につきましては歳出のところでご説明いたします。

障がい者地域生活支援事業費につきましては障がい者の日常生活用具費、日中一時支援などの地域生活支援事業費に対し2分の1の補助でございます。

セーフティネット支援対策等事業費につきましては生活保護関係のレセプト点検に係る事務費及び生活保護面接相談員の経費に対する国4分の3の国庫補助でございます。

地域子育て支援事業費につきましては一時保育、延長保育、病児保育及び子育て支援センター事業への補助でございます。補助率3分の1でございます。

次のページをお願いいたします。

子育て世帯臨時特例給付金給付事務費及び事業費でございます。この給付金は平成26年4月からの消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として実施したものでございます。当事業費のほぼ全額が国庫補助となっております。内容は歳出のところでご説明いたします。

荒井教育部長

次の放課後児童健全育成事業費でございます。これは保育ルームの運営費と環境改善費に係る国庫補助金でございます。

龍崎健康福祉部長

次の子どものための教育・保育事業費でございます。平成28年度からの低所得世帯への保育料の軽減の拡充のためのシステム改修、この経費に対する補助でございます。補助率2分の1でございます。

続きまして、感染症予防事業費等でございます。子宮頸がん、乳がん、大腸がんの無料がん検診事業に対しまして2分の1の補助率でございます。

地域子育て支援事業費につきましては乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃん訪問及び養育支援訪問事業に係る経費に対しまして国3分の1の補助でございます

荒井教育部長

次は教育費国庫補助金の小学校費補助金及び中学校費補助金です。まず、ちょっと順番変わりますが、小学校費補助金の遠距離通学児童援助費は城ノ内小学校にスクールバスで通う児童53人のうち、4キロ以上の通学となる児童17人に係る国庫補助金です。

そして、その前0001の要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費と中学校費補助金の要保護生徒援助費、特別支援教育就学奨励費につきましては要保護者及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者への就学援助費に係る国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

次の学校施設環境改善交付金は、非構造部材耐震化改修工事の際に実施した愛宕中、城南中、長山中、城ノ内中の武道場のつり天井撤去工事に係る補助金です。補助率は3分の1です。

龍崎健康福祉部長

その下になります。幼稚園就園奨励費につきましては所得状況に応じまして保護者の経済的な負担の軽減を目的に、新制度に移行していない幼稚園を対象としております。補助率が3分の1でございます。

次のページをお願いいたします。委託金、民生費委託金でございます。

国民年金事務費につきましては法定受託事務として行っている国民年金に係る事務に対しまして委託金として国から交付されるものでございます。

次に、特別児童扶養手当事務費でございます。この手当は、精神または身体に障がいのある児童に対して全額国費で支給するものでございますけれども、その支給事務につきましては法定受託事務として市が行っております。その事務に対する委託金でございます。

次に、県支出金でございます。国民健康保険基盤安定等でございます。これにつきましては県の財政支援としましては保険者支援分、これは国2分の1に対し県が4分の1、そして保険税軽減分につきましては県が4分の3負担するものでございます。

次に、障がい者自立支援給付費につきましては国2分の1に対し、県4分の1の負担でございます。

低所得者保険料軽減費につきましても国2分の1に対し、県4分の1の負担分でございます。

後期高齢者医療保険基盤安定等につきましては国保の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置に対しまして県4分の3の負担率の補助でございます。

次に、母子生活支援施設措置費につきましては国2分の1に対し、県4分の1の負担でございます。

障がい児施設給付費につきましても国2分の1の負担に対し、県4分の1の負担です。

施設型給付費につきましても国2分の1、県4分の1の負担です。

児童手当給付費につきましては被用者保険加入で3歳未満の方に対して国45分の37に対し、県が45分の4、それ以外の場合は国3分の2に対し、県6分の1の負担でございます。

次に、生活保護費につきましては通常は国4分の3、市4分の1の負担割合となっておりますが、居住地がない方が入院した場合や長期入院により住居を失った方に対して支給しました生活保護費につきましては、市の負担分4分の1を県が負担することとなっております。その分の県負担でございます。

養育医療給付事業費につきましては国2分の1に対し、県4分の1の負担でございます。

予防接種健康被害給付費につきましても国2分の1に対し、県4分の1の補助でございます。

次のページをお願いいたします。事務処理特例交付金社会福祉事務分につきましては身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

民生委員推薦会につきましては会議開催経費に対する県補助でございます。

墓地埋葬等取扱費につきましては県墓地埋葬等に関する法律第9条の規定による埋葬等の取り扱い要領に基づきまして、引き取り手のない方の埋葬経費に係る県補助金でございます。

地域ケアシステム推進事業費につきましては県の事業である地域ケアシステムに関する運営費等の補助でございます。

住まい対策拡充等支援事業費につきましては離職者に対する住宅支援給付事業等に対する県補助でございます。県10分の10の負担でございます。

障がい者地域生活支援事業費につきましては国2分の1に対し、県4分の1の補助でございます。

老人クラブ助成費につきましては各老人クラブ、57クラブへの県の補助でございます。補助率が3分の2でございます。

老人クラブ連合会助成費につきましては連合会への県補助でございます。同じく補助率3分の2でございます。

医療費助成事業費医療費分及び事務費分につきましてはいわゆるマル福に対します県の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

地域医療介護総合確保基金事業費につきましては特別養護老人ホーム龍ヶ岡40床の増床に係る開設経費補助でございます。

次に、地域子育て支援事業費につきましては国と同様3分の1の補助率でございます。

荒井教育部長

次の放課後児童健全育成事業費です。これは放課後児童健全育成事業に対して茨城県から交付される補助金です。運営費に係る補助率が約3分の1、保育ルーム施設整備の環境改善費として交付される補助金の補助率が2分の1でございます。

龍崎健康福祉部長

その次になります。在宅障がい児福祉手当支給事業費につきましては在宅の心身障がい児を介護する保護者へ支給します在宅心身障がい児福祉手当の支給対象者の中で、重度の障がい者の支給分に対しまして補助率2分の1の県補助でございます。56人該当しております。

次に、子育て支援体制緊急整備事業費につきましては私立保育所の低年齢児の保育体制

の整備等を図るための事業でございます。新規の雇用創出に向け10分の10の補助率でございます。

事務処理特例交付金児童福祉事務分でございます。公立保育所の実地検査などに係る県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

すこやか保育応援事業につきましては保育所に入所している2人目の3歳未満児の保育料に対して2分の1の補助率でございます。月上限3,000円となっております。その2分の1の補助でございます。

次に、ひとり親家庭等学習応援事業費につきましては平成27年度の新規事業でございます。児童扶養手当受給者等に1万円分の図書カードを配布したものでございます。10分の10の補助でございます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費につきましても平成27年度からの新規事業でございます。身体障がい者手帳の交付対象とならない程度の難聴児童の補聴器等の購入に対する補助でございます。補助率2分の1でございます。対象者はお1人でした。

子どものための教育・保育給付費につきましては平成27年度からの新制度のもとで1号認定の子どもさんの施設型給付費の27.5%、これにつきましては地方単独費用部分として国の費用負担がございません。その部分についての県の補助分でございます。補助率2分の1でございます。

緊急雇用創出事業交付金保育認定等事業分につきましては認定事務等に係る嘱託職員の雇用について緊急雇用創出事業により実施したものでございます。補助率は10分の10でございます。

被災住宅復興支援利子助成費でございます。県の制度であります3.11の震災で被災した住宅の復興支援利子助成制度に基づきまして、1%の利子補給として補助されたものでございます。10件ございました。

二つ飛びまして献血推進事業につきましては事業費に対しまして補助率2分の1でございます。

健康増進事業費につきましては高血圧教室や歯周疾患、骨粗鬆症事後指導などに対しましての補助でございます。補助率3分の2でございます。

地域子育て支援事業費、育児支援家庭訪問分につきましては国と同様、県3分の1の補助でございます。

一つ飛びまして、予防接種の健康状況調査事業交付金につきましては県の依頼によりましてBCG予防接種後の状況調査、これを保健センターで実施をいたしました。この調査に対する県の交付金でございます。

荒井教育部長

次のページをお願いします。一番下のほうになります。教育費県補助金の小学校費補助金と中学校費補助金です。被災児童就学支援等事業費及び被災生徒就学支援等事業費でございますが、これは東日本大震災により被災し、当市に避難をしてきた児童・生徒の保護者13人に給付する学用品費、校外活動費、給食費等に対して茨城県から交付された補助金です。補助率は10分の10です。

次は社会教育費補助金です。事務処理特例交付金、生涯学習事務分は茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づく図書自動販売機の届け出廃止の事務処理及び立ち入り調査の事務処理に係る交付金です。

次の青少年相談員事業費は青少年の健全育成に協力する事業所への加入説明や加入店舗訪問指導に対する県補助金です。加入している57の店舗につきましては1店舗当たり440円、新規加入の17店舗につきましては1店舗当たり590円となっております。

次は土曜日の教育支援体制等構築事業です。これは平成27年度から馴染小学校、八原小学校の2校で開始した土曜日の教育活動支援事業に係る県補助金です。

次のページをお願いいたします。県支出金、委託金、総務費委託金の統計調査費委託金

です。これは学校基本調査でございます。学校基本調査費は文部科学省が学校教育の基礎資料とするため実施した統計調査に係る県委託金です。

次は教育費委託金、教育総務費委託金です。学びの広場サポートプラン事業費は小中学校に配置した学びの広場サポーター60人に係る県からの委託金です。

次のスクールライフサポーター配置事業費は不登校状態の解消等を目的に、龍ヶ崎小学校に配置したスクールライフサポーター1人に係る県からの委託金です。

龍崎健康福祉部長

次のページ、31、32ページでございます。上から2番目、地域福祉基金利子といたしまして48万3,814円の歳入でございます。

荒井教育部長

次の教育振興基金利子です。これは教育振興基金8,742万4,102円、27年度末残金から生じた預金利子です。

次の義務教育施設整備基金利子は義務教育施設整備基金、平成27年度末残金2億2,355万2,842円から生じた預金利子です。

次は財産収入、財産売払収入、物品売払収入です。0003給食センター資源物等売払収入は給食調理の際に使用した食用油の売払収入です。

次は繰入金、基金繰入金です。0008教育振興基金繰入金は平成27年度奨学生の事業分として216万円、スポーツ大会出場補助金及び激励金分として96万6,000円、計312万6,000円をその財源として繰り入れたものです。

次の義務教育施設整備基金繰入金は歳出の小中学校施設整備事業の工事請負費に計上した非構造部材耐震改修工事など12件の工事と中学校施設整備事業に計上した城西中学校グラウンド改修工事など11件の工事の財源として繰り入れたものでございます。

龍崎健康福祉部長

次のページをお願いいたします。33ページ、34ページでございます。貸付金の元利収入ということで4番、災害特別援護資金貸付金元金収入で収入未済額が26万5,000円ございます。これにつきましては2009年の竜巻被害者に対する貸付金の償還金でございますけれども、お1人が収入未済となっているということでございます。

次に、6番、地域総合整備資金貸付金元利収入でございます。2件ございます。いずれも地域総合整備資金の貸し付けに対する返済でございます。

介護老人保健施設けやきの郷建設費貸付金元金収入につきましては平成30年度までの返済がございます。

龍ヶ崎済生会病院建設費貸付金元金収入につきましては平成27年度で返済のほうは完了いたしました。

次のページをお願いいたします。災害援護資金貸付金元利収入につきましては東日本大震災における災害援護資金県貸付金、これ1件250万でございますけれども2件の返済があったところでございます。

次に、公立保育所入所受託収入につきましては八原保育所において、他市町村から受け入れた児童に係る受託収入でございます。延べ5人の受け入れをしております。

次に、雑入でございます。医療福祉費第三者納付金につきましては交通事故など第三者行為に対する求償分でございます。

医療福祉費高額療養費等納付金につきましてはマル福該当者が高額療養費の支給を受けた場合、マル福が立てかえた分を後の高額療養費分を各医療保険のほうから納付を受けたものでございます。

荒井教育部長

次の総合運動公園等指定管理者納付金は指定管理者に入る利用料金収入が仕様書に定める基準額を超えたことによる利用料金の還元金です。

龍崎健康福祉部長

次に、雑入の下のほうになります。給食費負担金でございます。保育所職員給食費負担金につきましては八原保育所職員の給食費負担金でございます。

荒井教育部長

次の学校給食費負担金ですが児童・生徒の保護者と教職員等にご負担いただいた給食費です。

次の学校給食費負担金滞納繰越分につきましては過年度分の滞納給食費負担金です。

龍崎健康福祉部長

一番下になります。医療福祉費返還金につきましてはマル福資格喪失後の受診による返還金及び診療報酬の返還金でございます。11件ございました。

次のページをお願いいたします。一番上になりますが生活保護費返還金2件ございますが、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や不正な手段で保護を受けた場合の返還金でございます。まず現年度分につきましては収入率、これが58.6%となっております。収入未済額のほうが379万程度となっております。次の過年度分につきましては収入率は7.6%という状況でございます。不納欠損額につきましては818万円程度を処理しております。

次に、36番になります。総合福祉センター食事料につきましては1食350円の51食分でございます。

緊急通報装置設置者負担金につきましては、設置手数料7,200円の12人分でございます。

荒井教育部長

次は放課後児童健全育成事業保険料負担金です。これは保育ルーム活動時における児童のけが等に対応するため加入していただいた傷害保険の保護者負担分です。

龍崎健康福祉部長

その下になります。子育て支援センターCD等売払収入につきましてはさんさん館で作製したCDの売払収入でございます。

公立保育所現場実習費につきましては大学などからの実習生の受け入れに対する謝礼でございます。

健康教室等参加者負担金につきましては骨粗鬆症予防講座、食生活改善推進養成講座時の調理実習に係る自己負担金でございます。

健康診査受診者負担金につきましてはがん検診など各種健康診査受診に係る自己負担分でございます。

妊婦教室参加者負担金につきましては妊婦教室の際のテキスト代でございます。

荒井教育部長

次は0054公立小中学校現場実習費です。これは市内小中学校で教育実習生を受け入れた際の大学等が負担した実習費です。

次の学校開放体育館使用料は市内小中学校体育館の夜間開放時の施設使用料です。

次の公共施設水道等使用料はゲリラ豪雨などの観測のため、防災科学研究所が龍ヶ崎小学校の屋上に設置したマイクロ波放射計の電気使用料です。

次の太陽光発電余剰電力売払収入は城西中学校に設置した太陽光発電により発電した電

力の余剰分を東京電力に売却して得た収入です。

次の歴史民俗資料館電話使用料は資料館に設置している公衆電話の使用料です。

次のページです。市史等刊行物頒布収入は歴史民俗資料館で頒布している龍ヶ崎の市史等の刊行物の販売に係る収入です。

次のたつのこアリーナ幼児一時預かり利用者負担金はたつのこアリーナ利用者のお子さんを幼児体育室で一時的に預かった際の負担金です。

次の文化会館検針用端末装置電力使用料は新電力の電力使用実績を自動的に検針、把握するために文化会館内に設置した端末装置の電力使用料です。

次は0067です。市民遺産等見学会参加者負担金です。これは歳出の文化財保護費でご説明をさせていただきますが、市民遺産見学会等を実施した際の参加者負担金です。

次は0069です。学校給食センター臨地実習費です。これはつくば国際大学からの要請で受け入れた研修生2人の実習費です。

龍崎健康福祉部長

その下、児童扶養手当返還金につきましては資格の喪失手続の遅れなどによりまして、過払いとなったものについての返還金でございます。収入率につきましては9.3%という状況でございます。収入未済額については210万円程度でございます。

荒井教育部長

次は0073備品等売払収入です。これは第一調理場の蒸気回転釜2台の買いかえに伴う古い回転釜2台分の売払収入です。

次は0079学校給食用冷凍庫保管設備助成金です。これは学校給食センター第一調理場と第二調理場の冷凍庫2基を改修した際の公益財団法人茨城県学校給食会からの助成金です。

龍崎健康福祉部長

その下になります。公金総合保険金につきましては生活保護費の紛失分につきましては保険補償でございます。

次の生活保護診療報酬返還金につきましては診療報酬の過誤調整といたしまして、病院から市へ納付されたものでございます。3件分でございます。

続きまして、市債のほうに入ります。民生費債でございます。ひまわり園施設整備事業債につきましてはひまわり園の空調機の更新工事に係るものでございます。

荒井教育部長

次のページをお願いします。教育費債です。小学校債の0001小学校施設整備事業債は歳出の小学校施設整備事業で実施しました川原代小学校非構造部材耐震改修工事の際に行った同校器具倉庫のアスベスト撤去工事の財源に充当するため活用した地方債です。充当率は95%です。

次の中学校施設整備事業債は歳出の中学校施設整備事業で実施した非構造部材耐震改修工事の際に行った武道場つり天井撤去工事の財源に充当するため活用した地方債です。充当率は100%です。

次の文化会館施設整備事業債は歳出の文化会館管理運営費で実施した駐車場街灯更新工事の財源に充当するため活用した地方債です。充当率は75%です。

次の体育施設整備事業債は歳出の総合運動公園等管理運営費及び総合運動公園リニューアル事業で実施したたつのこアリーナ空調設備改修工事や空調の調和機改修工事、たつのこフィールドバックスタンド等建設工事の財源に充当するため活用した地方債です。充当率は75%です。以上が歳入の説明です。

龍崎健康福祉部長

歳出のほうに移らせていただきます。91、92ページをお願いをいたします。民生費でございます。

はじめに職員給与費，社会福祉につきましては社会福祉課14人分でございます。

社会福祉事務費につきましては報酬が福祉有償運送運営協議会委員の報酬でございます。その他同協議会の運営に係る経費及び社会福祉課内での経常的な事務費でございます。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては前年度比で16.5%の増となっております。内容は特別会計でご説明をいたしますが，保険基盤安定繰入金の増によるものが大きいところでございます。

民生委員等関係経費につきましては報酬が民生委員推薦会委員の報酬でございます。

負担金補助及び交付金につきましては次のページになりますが，補助金につきましては民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助でございます。1人年額7万2,000円の補助でございます。118人分でございます。

一つ飛びまして，行旅死病人等一時援護事業でございます。役務費，手数料については身元不明で引き取り手のいない死亡した方への一時的な援護，葬祭などでございます。5名ございました。

次に，遺族等援護事業でございます。主なものは戦没者追悼式に係る経費でございます。消耗品については祭壇，献花用の生け花などでございます。使用料，賃借料については追悼式の祭壇の賃借料でございます。

社会福祉協議会助成費でございます。工事請負費は給湯器の交換，トイレの洋式化を行っております。負担金補助及び交付金につきましては新社会福祉協議会補助金につきましては社協職員の人件費に対する補助でございます。

障がい福祉サービス事業費につきましては障がい福祉サービス事業所あざみに対する補助でございます。自立支援給付の歳入のみでは足りない部分の補助となります。

次に，地域福祉推進事業でございます。当事業は社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対する委託料，補助金，交付金でございます。委託料，地域ケアシステム推進事業は保険，医療，福祉の各機関がチームを組んで，要支援者が地域で安心して暮らせるよう支援するものでございます。

負担金，補助及び交付金でございます。ふれあいのまちづくり事業につきましては各地域の福祉活動に対し社協職員がかかわり，支援するふれあいネットワーク事業など，各種事業への補助でございます。

障がい者自立化支援事業は福祉の店の運営などの事業への補助でございます。

在宅福祉サービスセンター事業は日常生活に支障のある方を支援するために家事援助などの有償在宅福祉サービス派遣を行うものでございます。

地域福祉活動推進事業は生活支援に係る生活福祉資金の貸し付けに係る相談などの各種相談事業でございます。

次のページをお願いいたします。交付金ボランティアセンター活動事業につきましては同センターの活動に対するものでございます。

住宅支援給付事業でございます。当事業は住宅を喪失している方，喪失するおそれのある方に，住宅の確保及び就労機会の確保を支援するものでございます。扶助費は住宅確保給付1人分でございます。平成26年度からの継続分でございます。

見守りネットワーク事業でございます。平成25年1月に立ち上げました同事業の推進に係る事務経費でございます。

次，臨時福祉給付金給付事業につきましては平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため，所得の低い方々に対しまして実施されたものでございます。対象につきましては住民税非課税の方で住民税課税者の扶養親族となっていない方でございます。共済費貸金につきましては臨時職員1名分でございます。役務費につきましては通知の郵送料，委託料につきましてはシステム構築のほか，受付事務として派遣事務従事者3人分

でございます。臨時福祉給付金の支給につきましては1人6,000円で、支給決定人数につきましては8,853人でございます。償還金につきましては平成26年度の補助金の返還分でございます。

生活困窮者自立支援事業につきましては報酬、共済費、旅費については相談支援嘱託員への報酬等でございます。補助金につきましては生活困窮者世帯の子どもに対する市内NPOが実施しております学習支援事業に対し、市単独の補助事業を実施いたしました。扶助費については住宅確保給付2件分でございます。

次のページをお願いいたします。社会福祉施設費でございます。総合福祉センター管理運営費につきましては委託料については社会福祉協議会への指定管理料でございます。工事請負費につきましては施設老朽化に伴う工事4件を実施したところでございます。

ふれあいゾーン管理運営費でございます。需用費、修繕料については空調機2台の修繕でございます。委託料についてはふるさとふれあい公園の指定管理料でございます。社協への委託でございます。使用料及び賃借料につきましてはディスクゴルフ場用地に係る賃借でございます。まちづくり文化財団への支出でございます。平成27年度から無償から有償となったものでございます。工事請負費についてはシャワートイレへの改修工事及びひまわり園の空調機の更新でございます。

障がい者福祉事業でございます。障がい者福祉に係る事務経費のほか、扶助費については特別障がい者手当、障がい児福祉手当でございます。合わせて76人分でございます。償還金については26年度の補助金の返還金です。

障がい者給付訪問調査等事務費でございます。役務費、手数料については審査会審査のための主治医意見書の作成手数料でございます。障がい者給付審査会事務費につきましては給付審査会の運営に係る経費でございます。委員への報酬及び事務経費でございます。委員数につきましては6名で、開催は12回となっております。

次に、障がい者自立支援事務費でございます。次のページをお願いいたします。一番上の役務費、手数料でございます。障がい福祉サービスの審査支払手数料、あるいは障がい者の医療費の審査支払手数料につきましては、国保連と支払基金への支出でございます。

障がい者自立支援給付事業、扶助費につきましては主なものといたしまして、障がい者の介護給付費、これが3億9,000万円程度、訓練等給付費、これが2億8,000万円程度、障がい者更生医療費が8,000万円程度が主なものでございます。

次に、障がい者地域生活支援事業でございます。報酬につきましては、障がい者自立支援協議会の委員報酬及び障がい者支援相談員1名の報酬でございます。委託料でございます。生活訓練等夜間支援事業につきましては利根町の障がい者デイサービス事業所への委託でございます。地域活動支援センター運営につきましては宮崎病院に設置のいなしきハートフルセンター及び市内川原代町の地域活動支援センターの2カ所への委託でございます。扶助費につきましては日常生活用具費、日中一時支援、訪問入浴などの扶助費でございます。

次に、職員給与費、老人福祉につきましては高齢福祉課職員5人分でございます。

老人福祉事務費につきましては次のページをお願いいたします。稲敷広域市町村圏事務組合の松風園の運営に係る当市の負担分でございます。

次の介護保険事業特別会計繰出金につきましては介護給付費等の繰り入れでございます。前年度比で7.8%の増となっております。

次の老人保護措置費につきましては扶助費としまして松風園に入所している9人分の措置費相当分でございます。

高齢者生きがい対策事業でございます。報償費、賞賜金につきましては最高齢者100歳到達者、88歳到達者への敬老祝金が主なものでございます。補助金でございますが、高齢者生きがい活動として長寿会への補助でございます。交付金につきましては敬老会の開催について社協へ交付したものでございます。

在宅高齢者生活支援事業でございます。役務費、手数料についてはさわやか理髪、あと

緊急通報システム端末の設置に係るものでございます。委託料、交流サロン運営事業につきましては元気サロン松葉館の運営経費15%分でございます。そのほかは各システムの保守経費でございます。備品購入費につきましては記載のとおり19台の購入です。負担金は稲広に設置の緊急通報センター運営の負担金でございます。

次に、介護サービス事業特別会計繰出金につきましては前年度比で大幅な増となっております。後ほど特別会計でご説明をいたします。

後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましてはほぼ前年度並みの状況でございます。

介護施設等整備支援事業でございます。特別養護老人ホーム龍ヶ岡40床の増床に対する補助でございます。次に、職員給与費、医療福祉につきましては保険年金課職員3人分でございます。

次のページをお願いいたします。医療福祉事業県補助分及び次の医療福祉事業単分分でございます。いわゆるマル福制度でございます。県制度の枠で運営しているのが県補助分、それ以外が市単分となっております。県補助分につきましては小児のほかにひとり親家庭、重度障がい、妊産婦マル福がございます。扶助費については前年比1.9%の増という状況でございます。単分の扶助費につきましては小児マル福、中学3年生までの県補助対象外の部分の医療費助成となっております。前年度比で14.5%の減という状況でございますけれども、これについては県補助枠の拡大が平成26年10月にあったことによるものでございます。

次に、職員給与費、国民年金につきましては保険年金課職員3人分でございます。

国民年金事務費につきましては報酬につきましては、国民年金相談員1名の報酬でございます。

次に、児童福祉費でございます。次のページをお願いいたします。職員給与費、児童福祉につきましてはこども課職員13人及びさんさん館職員3人分でございます。

児童福祉事務費でございます。報酬、共済費、旅費につきましては窓口嘱託職員2人及び子育て支援コンシェルジュ1名の報酬等でございます。委託料、そして使用料及び賃借料につきましてはこども祭りの開催に係る経費でございます。公有財産購入費につきましては白羽の保育所用地に係る土地開発基金への最終の返還分でございます。負担金につきましては母子世帯1世帯が市外の同施設に入所したことにより負担金でございます。

家庭児童相談事業につきましては主なものとしまして、こども課に設置しております家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬でございます。

次に、児童扶養手当支給事業でございます。この手当につきましてはひとり親家庭への支給となっております。扶助費につきましては前年度並みとなっております。

次のページをお願いいたします。特別児童扶養手当事務費でございます。この手当は重度の障がいのある在宅の20歳未満の子どもを養育している保護者に支給される手当でございます。手当そのものは県が行いまして、市は通知等の事務を行っております。

障がい児施設給付事業につきましては障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費が主なものであります。扶助費につきましては前年度比で34%程度増となっております。

障がい児支援サービス事業特別会計繰出金につきましてはつぼみ園に係る特別会計でございます。後ほどご説明をいたします。

荒井教育部長

次は放課後児童健全育成事業です。これは学童保育ルームの運営に係る経費でございます。主なものを申し上げます。報酬は学童保育ルームの放課後児童指導嘱託員など122人に対する報酬です。旅費はその嘱託員の交通費です。使用料及び賃借料は城ノ内小学校と八原小学校の保育ルーム増設分のリース料です。工事請負費は長山小学校と久保台小学校学童保育ルームの空調機増設に係る工事費です。補償、補填及び賠償金の賠償金は城ノ内小学校保育ルーム支援補助員がルームの児童にけがを負わせてしまった件に係る損害賠償

金です。

龍崎健康福祉部長

次に、子育てサポート利用料助成事業につきましてはNPOが行う一時預かり事業に關しまして、保護者負担の一部を市が助成するものでございます。扶助費につきましては前年度比11.7%の増となっております。

次に、たつこの預かり保育利用助成事業につきましては一時保育事業、延長保育事業、病児病後児保育事業等を利用した児童の保護者に対しまして、利用金額の2分の1、年3万円を限度として助成をするものでございます。前年度比10.8%の増という状況です。

次のページをお願いいたします。次世代育成支援対策事業でございます。印刷製本費につきましては子育てハンドブックの印刷製本です。備品購入費につきましては記載のとおり、イベント等で活用いたします移動式赤ちゃんの駅に係るもの及び市役所に設置をいたしました授乳室用の備品でございます。補助金につきましては幼児2人同乗用自転車購入費の補助でございます。11件ございました。

次に、子ども・子育て支援事業でございます。報酬については子ども・子育て会議委員の報酬でございます。委託料、システム修正は多子世帯、ひとり親世帯の保険料軽減に係るものでございます。実施設計は駅前こどもステーションへの施設改修に係るものでございます。使用料及び賃借料については駅前こどもステーション施設の賃借でございます。備品購入費は耐用年数経過のためにAED19台購入でございます。負担金、施設型給付費につきましては平成27年度からの子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定こども園に係る運営費の負担金でございます。補助金の一時預かり事業、幼稚園型につきましては認定こども園で実施された一時預かり事業を対象としております。

次に、子育て支援施設管理運営費につきましてはさんさん館の管理運営経費でございます。報酬については子育て支援センターの非常勤嘱託職員3人分の報酬でございます。そのほかさんさん館の施設管理運営に係る関係経費でございます。

次のページをお願いいたします。委託料、ファミリーサポートセンター運営につきましてはさんさん館で実施しておりますファミリーサポートセンターの運営事業及びリフレッシュ保育事業について市内のNPOに委託しているものでございます。

次に、第3子支援事業でございます。平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれ第3子以降のお子さんのいる世帯に対し経済的支援を行う制度でございます。すくすく保育助成金、これにつきましては保育料の助成でございます。208人対象となっております。

次に、高等職業訓練促進費等事業でございます。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給する補助金でございます。平成27年度は申請なしという状況です。償還金については26年度の補助金の返還分でございます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましては消費税率の引き上げの影響等を踏まえまして子育て世帯に対し、臨時特例的な給付措置として実施されたものでございます。対象は児童手当受給者世帯に対し、児童1人当たり3,000円を支給しております。当事業実施にあたりまして、共済費、賃金につきましては臨時職員1名分の人件費でございます。役務費につきましては対象者への通知、郵送料、振り込み手数料でございます。委託料につきましてはシステム構築の委託料です。補助金につきましては給付金9,299人の児童分でございます。償還金につきましては26年度の補助金の返還金でございます。

次に、ひとり親家庭等学習応援事業につきましては県が国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用しております。そして実施したものでございます。1人1万円分の図書カードを児童扶養手当、生活保護受給世帯に属する児童を対象に配布したものでございます。1,043人に配布をしております。

軽度中程度難聴児補聴器購入支援事業につきましては平成27年度からの新規事業でござ

いまして、先ほど歳入のところで申し上げたとおりでございます。実績としましてお1人の方、両耳ということで2個分の補助でございます。

次のページをお願いいたします。児童手当支給事業でございます。児童手当につきましては3歳未満の児童につきましては一律月額1万5,000円、それ以上中学生までは5,000円から1万5,000円の支給となっております。扶助費につきましては前年度若干のマイナス、1.7%のマイナスという状況です。

次に、在宅心身障がい児介護事業でございます。扶助費につきましては在宅の心身障がい児の介護にあたる保護者へ支給する在宅心身障がい児福祉手当でございます。137人が対象となっております。

次に、職員給与費、保育所につきましては八原保育所職員20人分でございます。

私立保育所運営費でございます。償還金については平成26年度の補助金の返還金でございます。

次に、私立保育所保育助成事業につきましては私立保育所で実施をされます様々な事業に対し、補助を行っております。委託料、子育て支援体制緊急整備事業は保育所の機能及び保育の質の向上、保育事業等への対応を図る事業でございます。3園で実施をしております。19の補助金でございます。私立保育所延長保育促進事業につきましては延長保育実施11園への補助でございます。地域子育て支援センター事業につきましては乳幼児及び保護者の交流を行う場を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言等の支援を行う子育て支援センターへの開設の援助でございます。6園で実施をしております。病児病後児保育事業につきましては5園が実施をしております。一時預かり事業についても実施している8園に対する補助でございます。

私立保育所障がい児保育対策事業につきましては障がい児保育を実施2園への補助でございます。

私立保育所保育士増員配置事業につきましては保育士の加配を実施した8園の補助でございます。償還金については26年度の補助金の返還金でございます。

次に、公立保育所管理運営費でございます。八原保育所の管理運営の経費でございます。報酬につきましては発達指導員、内科、歯科嘱託医の報酬及び保育士16人及び栄養士、用務員等の嘱託職員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。これ以下につきましては八原保育所における経常的な事務経費となっております。

次に、すこやか保育応援事業につきましては扶助費として子どもが保育所に同時入所している低所得世帯の2人目の3歳未満児に対する補助でございます。上限額が月3,000円となっております。72人が対象です。

職員給与費、生活保護につきましては社会福祉課職員10人分でございます。

生活保護適正実施推進事業につきましては医療要否判定審査に係る嘱託医師の報酬と生活保護面接相談員1人の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。役務費及び委託料につきましては生活保護事務に係る関係経費でございます。償還金につきましては26年度の国庫補助の精算でございます。

次に、生活保護扶助費でございます。前年度と比べまして2%の増という微増の状況でございます。ここで近年の推移を申し上げますと保護者の平成25年度につきましては598世帯、762人、平成26年度が636世帯、796人、平成27年度については636世帯、801人の状況です。いずれも年度末の数値でございます。償還金については26年度の補助金の返還金でございます。

次に、災害援護事業でございます。負担金補助及び交付金、被災者住宅費につきましては火災に遭った方の家賃補助でございます。4人対象です。被災住宅復興支援利子助成補給金につきましては県の制度の1%の利子補給に1%を限度とする市の上乗せ分を加え、利子補給をしております。10件分でございます。扶助費につきましては火災見舞金10万円の6件分でございます。償還金につきましては東日本大震災の県貸付金250万円の2件分

の返済分でございます。

二つ飛びまして保健衛生事務費でございます。補助金、献血推進事業につきましては献血推進協議会への補助でございます。交付金、健康相談事業につきましては医師会並びに歯科医師会への交付金でございます。平成27年度につきましてはヘルス講演会7回を実施しております。

次に、医療対策事業でございます。役務費、火災保険料については休日当番医損害賠償保険料です。

次のページをお願いいたします。委託料につきましては休日・緊急診療に対する医師会への委託でございます。負担金、補助及び交付金につきましては夜間・日曜・祭日の診療について広域的な対応をとっておりまして病院群輪番制、これが5市町村で構成をしております。小児救急輪番制につきましては6市町村で構成をしております。それぞれの当市の負担金分でございます。補助金につきましては救急医療、小児医療など地域医療充実のため、龍ヶ崎済生会病院へ補助したものでございます。特別交付税の対象となっております。

次に、成人保健事業でございます。主なものとしまして報酬、共済費、賃金、旅費につきましては医師への報酬のほか看護師、保健師、窓口相談嘱託職員に対する報酬等でございます。需用費、そして12番の役務費につきましては各種検診の受診券の印刷、あるいは郵送料が主なものでございます。委託料でございます。がん検診約5,400万円程度でございますが、各種がん検診を茨城県総合健診協会及び医療機関へ委託しております。そのほか骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、生活習慣病健康診査などのほかに健康管理システムの修正、保守などが主なものです。使用料及び賃借料につきましては、健康管理システムのリース料でございます。

次に、健康づくり推進事業につきましては報酬が健康づくり推進協議会の委員報酬及び栄養士の報酬でございます。報償費は睡眠講演会、快眠教室などの講師謝礼でございます。

次のページをお願いいたします。13委託料、食生活改善推進事業につきましては食生活改善推進委員協議会に委託をしております健康づくりのための地域の食生活の改善活動を実施しております。健康増進食育計画調査につきましては平成28年度計画策定に向けまして市民意識調査を委託したものでございます。

母子保健事業でございます。報酬につきましては3・4カ月児健診、股関節検診、1歳6カ月児健診などの医師の報酬及び保健師、歯科衛生士、看護師などの嘱託職員の報酬でございます。委託料につきましては妊婦健康診査をはじめ、乳児健康診査などの健診につきまして医療機関へ委託をしております。扶助費につきましては不妊治療の助成でございます。62件分でございます。償還金につきましては妊婦の健康診査の償還払いでございます。

養育医療給付事業につきましては、歳入でご説明したとおりの事業でございます。14名分でございます。

次のページをお願いいたします。子育て相談事業でございます。この事業はプレパパ教室、乳児家庭全戸訪問などの育児支援事業、あるいは発達相談などの事業に係るものでございます。報酬につきましては発達指導員、育児支援専門相談員の報酬及び子育て相談嘱託員、管理栄養士などの嘱託職員の報酬でございます。そのほかは関連の事務経費でございます。実績といたしまして、乳児家庭全戸訪問延べ517件実施をしております。

次に、精神難病保健福祉対策事業でございます。主なものとしまして扶助費でございますけれども、難病患者福祉見舞金1人2万円439件分でございます。

次に、疾病予防費でございます。主なものとしまして報酬については予防接種健康被害調査委員会の委員報酬及び保健センターで実施をいたしますBCG、集団予防接種時の医師報酬でございます。そのほか保健師1名の非常勤嘱託職員報酬でございます。需用費、医薬材料費につきましては四種混合、不活化ポリオなどの各種ワクチンの購入費でございます。委託料でございます。A類予防接種、これについては四種混合、日本脳炎、BCG、

ヒブなどがございます。B類予防接種、これは高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌、任意予防接種、これはおたふく風邪、小児インフルエンザでございます。これらの接種の医師会への委託でございます。補償、補填及び賠償金、補償金につきましてはBCG予防接種の副反応による健康被害補償金でございます。

続きまして、129、130ページをお願いいたします。中段、職員給与費、保健センターにつきましては健康増進課職員19人分でございます。保健センター管理運営費でございます。使用料及び賃借料については土地の賃借料でございます。工事請負費につきましては段差解消、シャワートイレへの改修工事にかかります部分払いの分でございます。その他につきましては当センターの事務費、管理運営経費でございます。

次に、133、134ページをお願いいたします。下のほうになります。労働費、シルバー人材センター援助費でございます。龍ヶ崎市シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出が主なものでございます。昨年度については補助金については1,272万円ございました。

荒井教育部長

続きまして、171、172ページをお願いいたします。まず教育委員会費です。これは教育委員会の運営に係る経費です。主なものですが報酬については教育委員4名の報酬です。負担金は県市町村教育委員会連合会の年負担金です。

次は事務局費です。教育長給与費につきましては教育長の給料及び手当です。

次のページをお願いいたします。職員給与費、教育委員会事務局です。これは部長、教育総務課11人、指導課1人の合計13人の給与等です。なお、職員手当等の中には教育委員会の事務職員全員54人に係る退職手当負担金4,145万6,916円が含まれております。

次は学務事務費です。主なものを申し上げます。報酬は教育総務課窓口業務専門嘱託員の報酬です。報償費は教育委員会の事務に関する点検評価に係る有識者2人への謝礼です。役務費は就学児健康診断、就学通知に必要な切手等の通信運搬費、学校管理下の事故等に対応するための賠償補償保険の保険料等です。負担金は教育長協議会をはじめとする教育関係機関への年負担金です。

次は奨学生援護事業です。これは市内在住の高校生で学力優秀でありながら経済的な理由などで進学、就学することが困難な方に対して1人当たり月額1万円の奨学金を支給する事業です。継続奨学生14人と新規奨学生10人に支給したところです。

次は教育振興基金費です。これは教育振興基金8,742万4,102円から生じた預金利子8万8,462円を積み立てたものです。

次は義務教育施設整備基金費です。これは義務教育施設整備基金に預金利子を含め、1億5万1,343円を積み立てたものです。

次は教育の日推進事業です。この交付金は11月5日の龍ヶ崎教育の日を中心に、11月の龍ヶ崎教育月間において学校、家庭、地域が連携しながらさまざまな取り組みを行うため、教育の日推進事業実行委員会に対して交付したものです。

次は職員給与費、教育指導です。これは茨城県教育委員会から当市に派遣されております指導主事4人と社会教育主事1人分の給与等です。

次のページをお願いいたします。学校指導費です。これは学校教育の指導助言等に係る経費で需用費は教育関係図書等の購入費用が主なものとなっております。

次は教職員研修費です。負担金、補助及び交付金につきましては加盟している県校長会、教頭会の負担金のほか、当市教育の充実のため、校長、教頭、教務主任が共同で学校経営や教育課程に関する研究発表を行う学校経営研究事業と教科指導の指導助言を行う教科指導員研修事業に対する交付金です。

次は障がい児教育支援費です。これは特別な支援を必要とする児童・生徒の教育支援に係る経費です。報酬は教育委員会の附属機関である教育支援委員会の委員のうち、医師や幼稚園の園長3人に対して支給した報酬です。委託料は特別な支援を必要とする児童・生

徒41人を学校生活で介助，サポートするために行った業務委託料です。配置した特別支援教育支援員は27人です。

次は語学指導事業です。報償費は英語教育のスーパーバイザーに対する謝礼です。また，委託料は英語指導業務の委託料です。英語指導助手7人を配置したところです。

次は子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業です。この交付金は各小中学校において児童・生徒を主役とした学校での魅力ある取り組み，学校と家庭，地域，流通経済大学等との連携による取り組みや指定研究等の教職員の研修を通じた教育活動の充実を図るための交付金です。

次は特色ある学校づくり事業です。この交付金は小中学校において各界で活躍している著名人を講師として招いたり，地域の特性を生かした体験活動を実施することによって夢や希望を持って将来の生き方を考えられる児童・生徒を育成することを目的として行われた事業に対し，交付したものです。平成27年度は5校でこの事業が実施されたところです。

次は学習充実支援事業です。これは児童・生徒の自ら学ぶ意欲や思考力，判断力を育成するため，一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行う少人数指導とチームティーチング指導の学習充実指導非常勤講師18人と学びの広場サポーター60人を配置するために要した経費です。報酬は学習充実指導非常勤講師，報償費は学びの広場サポーターへの謝礼です。

次は職員給与費，教育センターです。これは教育センターの職員1人分の給与等です。

次のページをお願いします。教育センター管理費です。主なものを申し上げます。報酬は用務嘱託員1人分の報酬です。委託料はセンターのアスベスト調査と清掃業務等に要した経費です。使用料及び賃借料はコピー機のリース料が主なものです。

次は教育センター活動費です。主なものを申し上げます。報酬は教育センターに配置している教育相談員9人と学校教育相談員1人分の報酬です。報償費は市民カウンセリング講座の講師謝礼です。旅費は相談員の交通費です。負担金は指導主事及び教育相談員が受講したカウンセラー養成講習会の負担金が主なものです。

次はさわやか相談員派遣事業です。これは小中学校に配置したさわやか相談員21人に対する謝礼が主なものとなっています。

次はいじめ問題対策事業です。180ページをお願いします。これはいじめ問題の調査等を行う3つの組織の運営に係る経費です。報酬はいじめ問題専門委員会といじめ問題再調査委員会の委員報酬で専門委員会が5人に，再調査委員会は4人に支給しております。報償費につきましてはいじめ問題対策連絡協議会委員の児童・生徒の保護者2人に対する謝礼です。旅費は委員の交通費です。

次はスクールライフサポーター配置事業です。これは龍ヶ崎小学校に配置したスクールライフサポーター1人に対する謝礼が主なものとなっております。

次は職員給与費，小学校です。これは小学校の用務手13人分の給与等です。

次は小学校管理費です。これは小学校12校の施設設備の保守，修繕及び備品等の購入を行うもので，児童の学校生活環境の充実を図るための経費です。主なものを申し上げます。報酬は小学校の学校医18人，学校歯科医18人，学校薬剤師12人，用務嘱託員3人分の報酬です。委託料は城ノ内小学校のスクールバスの運行業務，教職員の定期健康診査，校舎の電気空調設備や消防設備などの保守点検業務などに係る委託料です。

次のページをお願いします。使用料及び賃借料はコピー機のリース料，緊急時車両や陸上記録会などの際のバス借り上げ料，八原小学校，城ノ内小学校の仮設校舎のリース料が主なものです。備品購入費は児童用の机，椅子や久保台小学校のテレビ，駒馬台小学校の図書室用書架の購入などが主なものとなっております。

負担金，補助及び交付金の主なものは日本スポーツ振興センター災害共済加入負担金で，これは学校管理下における児童のけが等に対応するための掛金です。交付金は市教育研究会の実施事業に対する交付金です。

次は小学校教育振興費です。主なものです。需用費は教師用指導書，学習用副読本など

の教材の購入費用や学校図書館の図書購入費用です。役務費はピアノの調律手数料や卒業証書の筆耕料となっております。

次のページをお願いいたします。小学校読書活動推進事業です。これは学校図書館司書嘱託員12人分の報酬と交通費です。

次は要保護準要保護児童就学奨励費です。これは経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対して、学用品費や校外活動費、給食費などを給付したものです。

次は被災児童就学援助事業です。これは東日本大震災で被災し、当市に避難、就学している児童5人の保護者に対して、学用品費や校外活動費、給食費などを給付したものです。

次は職員給与費、小学校施設整備です。これは教育総務課で小学校施設を担当する職員1人分の給与等です。

次は都市再生機構小学校償還金です。これは都市再生機構の建てかえ施工により建設した長山小、久保台小、八原小、城ノ内小の4校分の償還金です。

次は小学校施設整備事業です。これは小学校施設の改修等を行い、教育環境の整備を図ったもので、大宮小学校浄化槽改修工事や非構造部材耐震改修工事など12件の工事を実施したものです。

次は職員給与費、中学校です。これは中学校の用務手5人分の給与等です。

次のページをお願いいたします。中学校管理費です。これは中学校6校の施設設備の保守、修繕、備品等の購入を行ったもので、生徒の学校生活環境の充実を図るための経費です。主なものですが、報酬は中学校の学校医13人、学校歯科医11人、学校薬剤師6人、用務嘱託員3人分の報酬です。委託料は教職員の定期健康診査、校舎の電気、空調設備や消防設備などの保守点検業務に係る委託料です。使用料及び賃借料はコピー機のリース料、緊急時の車両借り上げ料、県芸術祭や体育大会参加の際のバス借り上げ料、教育用コンピューターのリース料、城ノ内中学校の仮設校舎のリース料などとなっております。備品購入費は生徒用の机、椅子、城ノ内中学校の特別支援学級の増設に伴う備品が主なものとなっております。負担金、補助及び交付金の主なものは県中学校体育連盟への負担金、また日本スポーツ振興センター災害共済加入負担金で、これは学校管理下における生徒のけが等に対応するための掛金です。

次は中学校教育振興費です。主なものです。需用費は教師用指導書、学習用副読本などの教材の購入費用や学校図書館の図書購入費用です。

次のページをお願いいたします。役務費はピアノの調律手数料や卒業証書の筆耕料です。備品購入費は楽器やプロジェクターなどの学校用教材備品です。負担金、補助及び交付金の補助金は市中学校体育大会や中学校部活動の県南大会以上の大会出場に係る補助金です。

次は中学校読書活動推進事業です。これは学校図書館司書嘱託員6人分の報酬と交通費です。

次は要保護準要保護生徒就学奨励費です。経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対して、小学校と同様、学用品費、校外活動費、給食費などを給付したものです。

次は被災生徒就学援助事業です。扶助費は東日本大震災で被災し、当市に避難、就学している中学生5人の保護者に対して学用品費や校外活動費、給食費などを給付したものです。償還金は教育委員会の積算の誤りにより、超過して給付した平成26年度分の給食費に係る償還金です。

次は職員給与費、中学校整備です。これは教育総務課で中学校施設を担当する職員1人分の給与等です。

次は都市再生機構中学校償還金です。これは都市再生機構の建てかえ施工により建設した長山中、中根台中、城ノ内中の3校分の償還金です。

次は、中学校施設整備事業です。190ページ、次のページにも続きます。これは中学校施設の改修等を行い、教育環境の整備を図ったもので工事請負費は城ノ内中学校音楽室等床張りかえ工事や非構造部材耐震改修工事など11件の工事を実施したものです。

龍崎健康福祉部長

続きまして、幼稚園費でございます。幼稚園就園奨励事業でございます。幼稚園就園奨励費につきましては所得状況に応じて保護者の経済的な負担の軽減を目的に補助されるものでございます。新制度に移行していない幼稚園が対象となっております。対象者につきましては245人ございました。

次に、幼稚園振興助成事業でございます。主なものとして補助金でございますが、私立幼稚園等幼児教育費につきましては子ども1人当たり月額2,000円を保護者に対し、補助したものでございます。新制度に移行していない園が対象でございます。私立幼稚園障がい児保育費につきましては障がい児の保育を実施した6園に対し、障がい児1人あたり月額1万円を補助したものでございます。対象児童数数は17人ございました。

荒井教育部長

次は職員給与費、社会教育総務です。これは生涯学習課の職員9人分の給与等です。

次は生涯学習事務費です。主なものを申し上げます。報酬は社会教育委員13人支払った報酬です。役務費は成人式運営委員の傷害保険料です。負担金、補助及び交付金については生涯学習関係団体への負担金と成人式運営委員会への交付金です。成人式は本年1月10日に6中学校を会場に実施し、652人の新成人が出席したところです。

次のページをお願いいたします。生涯学習推進費です。主なものを申し上げます。報償費は親子ふれあい教室の講師謝礼です。委託料は生涯学習講座の一つとして婚活・婚育支援講座を実施した際の委託料です。

次は青少年育成事業です。これは青少年の非行防止と健全育成のための活動経費です。主なものを申し上げます。報酬は青少年センター運営協議会委員11人と青少年相談員20人に対する報酬です。報償費は市子ども会育成連合会が主催する球技大会の参加賞です。負担金、補助及び交付金につきましては青少年の健全育成等に携わっていただいております保護司会等の団体への負担金等補助金、そして市子ども会育成連合会等への事業交付金となっております。

次は子育て学習事業です。これは中学生までの親を対象に家庭教育や子育ての不安解消を目的に行っている事業です。主なものを申し上げます。報酬は家庭教育指導員2人に対する報酬です。報償費は子育てふれあいセミナーの講師謝礼です。旅費は指導員の交通費です。需用費はセミナーを開催する際の消耗品です。

次は子どもの居場所づくり事業です。これは龍ヶ岡公園たつのこやま管理棟を中心に行っている子どもの居場所づくり事業の運営経費です。主なものを申し上げます。報償費はイベント開催時をお願いをしているボランティアに対する謝礼です。需用費は事業運営に必要な消耗品費、緊急対応分の修繕料です。役務費はたつのこやま管理棟の電話使用料と火災保険料です。委託料はたつのこやま管理棟で行っている子どもの居場所づくり事業に係る委託料です。

次のページをお願いします。文化財保護費です。主なものを申し上げます。報酬は文化財保護審議会委員6人と埋蔵文化財の試掘調査に従事する専門職1人に対する報酬で、旅費はその委員等の交通費です。報償費は市指定文化財の指定の際、専門家に作成していただいた原稿の謝金です。需用費の印刷製本費は平成23、24年度に調査が行われ、取りまとめられた市内の伝統的祭礼に係る報告書の印刷製本費用です。委託料は市内上町に移築した赤れんが門と同時期に建築された東京駅丸の内駅舎の見学会を開催した際の委託料と平成27年度認定した市民遺産など4件の説明板の製作及びその設置に係る委託料です。使用料及び賃借料は埋蔵文化財の試掘調査を行う際に使用した重機等の使用料です。負担金、補助及び交付金は県文化財保護協会への負担金とまちづくり協働事業として採択された明治の近代化遺産赤レンガ保存実行委員会に対する交付金です。

次は文化芸術普及事業です。需用費は市文化協会が発行するパンフレット等の印刷製本費が主なものです。役務費は市が所蔵している鈴木草牛作の**絵画道産**の保険料です。負担

金、補助及び交付金の補助金は文化会館と歴史民俗資料館の指定管理者である公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり文化財団に対する補助金です。

次は土曜日の教育活動支援事業です。この事業は小学校児童を対象により豊かで有意義な土曜日の教育環境を実現するため実施したものです。平成27年度は馴染小学校と八原小学校の2校でそれぞれ10回実施しました。主なものを申し上げます。報償費はサタデースクール2教室の運営に協力をしていただいた委員6人に対する謝礼です。委託料はサタデースクールの運営を民間事業所に委託したもので2校分の委託料となっております。

次は図書館管理運営費です。主なものを申し上げます。報酬は図書館協議会委員11人と子ども読書活動推進協議会委員6人に対する報酬です。

次のページをお願いします。委託料は図書館システムの保守点検に係る費用と中央図書館の管理運営を行っている指定管理者への指定管理料が主なものとなっております。使用料及び賃借料は図書館情報システムのハード及びソフトのリース料です。

次は歴史民俗資料館管理運営費です。委託料は資料館の管理運営を行っている指定管理者、市まちづくり文化財団への指定管理料と平成28年度に予定している外壁等改修工事の実施設計委託料が主なものとなっております。使用料及び賃借料は資料館内の電話交換設備等のリース料です。

次は文化会館管理運営費です。主なものです。需用費は文化会館の駐車場拡張のため取得した用地3筆に係る消耗品代です。委託料は取得した3筆に係る不動産鑑定土地評価用地交渉に係る業務委託費と文化会館の管理運営を行っている指定管理者、市まちづくり文化財団への指定管理料が主なものとなっております。使用料及び賃借料は文化会館駐車場用地の借地料、映写設備の再リース料、電話交換設備等のリース料です。工事費は駐車場街灯のLED照明への更新と駐車場区画線の引き直しを行ったものです。

次は職員給与費、保健体育総務です。これはスポーツ推進課6人分の給与等です。

次は社会体育事務費です。主なものです。報酬はスポーツ推進委員21人とスポーツ推進計画審議会委員20人の報酬です。

次のページをお願いします。負担金、補助及び交付金の負担金につきましては、県及び県のスポーツ推進委員協議会の年会費及び研修負担金です。

次は体育振興活動費です。これは体育協会やスポーツ少年団本部、レクリエーション協会等が主催する各種スポーツ大会や講習会等を実施するための経費です。主なものを申し上げます。報償費はニュースポーツ大会等の表彰賞品代と全国大会出場者等への激励金です。負担金、補助及び交付金については国民体育大会準備委員会への負担金、全国大会出場者等への補助金、スポーツフェスティバルや各種スポーツ大会、講習会等の開催、スポーツ指導者の育成事業及び派遣事業などに対する交付金です。

次は総合運動公園等管理運営費です。主なものです。報酬はたつのこアリーナに配置している幼児一時預かり業務嘱託職員4人分の報酬です。旅費はその嘱託員の交通費です。需用費の修繕料はたつのこアリーナプールの空調弁を修繕したものです。役務費はたつのこフィールドの第3種公認陸上競技場継続のための検定委員による事前調査費用です。委託料は総合運動公園ほか13施設の指定管理料とたつのこアリーナ空調設備修繕工事、サブアリーナ改修工事の実施設計委託料が主なものとなっております。使用料及び賃借料はコピー機、券売機、有酸素系トレーニングマシンのリース料となっております。

次のページをお願いします。工事請負費はたつのこアリーナの空調設備と空気調和機の修繕工事、高砂体育館の幕板修復旧工事を実施したものです。負担金、補助及び交付金の負担金についてはスポーツ施設予約システムの運用経費です。

次は総合運動公園リニューアル事業です。主なものです。役務費はたつのこフィールドバックスタンド等建設工事と照明塔建設工事に係る建築確認申請手数料です。委託料はたつのこフィールドバックスタンド等建設工事と照明塔建設工事の実施設計委託料です。工事請負の3,320万円はたつのこフィールドバックスタンド等建設工事の前払金です。予算額8,400万円の4割相当分となっております。工期が平成28年3月16日から平成28年8月

31日となったことから繰越明許費を設定し、たつのこフィールドバックスタンド等建設工事の完了検査手数料8万円、工事管理委託料280万8000円、工事請負費5,080万円を平成28年度に繰り越したところです。

次は職員給与費、学校給食センターです。これは学校給食センターの職員5人分の給与等です。

次は、学校給食運営費です。主なものです。報酬は学校給食センター運営委員会委員7人に対する報酬です。需用費は第一、第二調理場の調理業務に係る消耗品、光熱水費、修繕料、そして賄い材料費です。役務費はセンター職員及び学校用務手の保菌検査と水道水の水質検査などに係る手数料が主なものとなっております。委託料は給食の調理及び配送業務、施設設備の維持管理業務などに係る委託料です。

次のページになります。使用料及び賃借料は第一、第二調理場の生ごみ処理機とコピー機のリース料です。工事請負費は平成26年度からの繰り越し事業で行った第二調理場の蒸気ボイラー更新工事のほか、第一調理場の冷凍庫、冷蔵庫の改修工事、手洗い器の設置工事、消毒保管庫の改修工事など12件の工事を実施し、老朽化や衛生面の改善に対応したところです。なお、緊急修繕が必要と判断し、平成28年3月補正で予算措置をしました学校給食センター第一調理場改修工事、FRP製排水処理槽、予算額3,780万円とその関連工事である第一調理場ガス位置がえ工事、予算額78万3,000円につきましては繰越明許費を設定し、その全額3,858万3,000円を平成28年度に繰り越したところです。備品購入費は第一調理場で使用する蒸気回転釜2台と検食用冷凍庫を購入したものです。負担金、補助及び交付金の負担金は学校給食関係団体への負担金及び研修負担金です。

以上が歳出の内容です。

以上で説明を終わらせていただきます。

山宮委員長

休憩いたします。

午後1時再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。荒井部長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

荒井教育部長

説明漏れ1点と訂正1件をお願いいたします。

まず、説明漏れのほうですが歳入の40ページです。雑入でコードナンバーが0075です。臨床心理学科学内実習費の説明が漏れました。この経費ですが、教育センターで文教大学から6名の実習生を受け入れた際の学外実習費でございます。2万円の6人で12万円となります。

それと歳出の方です。174ページの下の方になります。奨学生援護事業の説明の中で、継続奨学生14人と申し上げましたが、正しくは9人です。9人に訂正の方をよろしく願います。おわび申し上げます。よろしく願います。

山宮委員長

これより質疑を行います。質疑にあたっては一問一答でお願いをいたします。また、質疑及び答弁におかれましては挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。山崎委員。

山崎委員

決算書の歳出の118ページ、1015300生活保護費扶助費の生活保護費について、昨年資金前渡金として現金が紛失するという事件が発生しました。警察の方に紛失届を提出したと報告を受けていますが、その後状況についてどうなっているのかお伺いいたします。

渡邊社会福祉課長

昨年の生活保護費紛失事件に関しましては議員の皆様をはじめといたしまして、関係者や市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、改めてこの場でおわび申し上げます。

ご質問の件でございますけれども、6月16日生活保護費の一部紛失について窃盗による被害届を竜ヶ崎警察署に提出し、警察による調査をお願いしたところでございます。その後、竜ヶ崎警察署刑事課におきまして捜査を続けていただきましたが、保護費に関する新たな事実は発見されておりません。現在も警察においての捜査は継続されておりますが、原因究明には至っておりません。警察署では引き続き捜査を続けていくと伺っておりますので、捜査の推移を見守っていきたくと考えております。

山崎委員

現在も継続中ということで、ひとつよろしくお伺いしたいと思っております。

次に、この生活保護費の紛失事件後、現金の取り扱いや保管管理についてどのように徹底されたのか。また、現金の支給を減らすためにどのようなことを行っていたのかお伺いします。

渡邊社会福祉課長

事件発覚後の対応については当課職員の危機管理意識の徹底を図りますとともに、生活保護費の搾取等の不正防止に関する規程というものを定めました。内容といたしましては金庫につきましては勤務時間内であっても金庫の鍵をかけ、キャビネット内での保管を行い、鍵の取り扱いにつきましては管理職が行うこと。また、受給者に保護費を支給する際の本人確認及び支給日の記録の徹底。それから毎日金庫内に保管している未支給者の件数、残額等の確認を複数人で行い、前渡資金整理簿を作成いたしております。また、ケースワーカーは現金には触れないものとしていたしまして、保護費の支給に関しては管理職及びその他の経理等を担当している職員の2名体制で支給を行っております。

それから原因の発端となります生活保護費の現金支給が多いというようなことで、口座振替の推進、これを保護者に推進しているところでございます。こちらの現金支給を減らすことにつきましては毎月支給日に来庁したときに、窓口において口座振り込みの勧奨を行っております。

ちなみに平成27年の事件発覚の当時、6月で171件の現金支給がございましたけれども、現在平成28年9月分では54件にまで減っております。以上でございます。

山崎委員

ありがとうございます。54件まで減っているということで、今後とも引き続きよろしく管理徹底のほうをお願いしたいと思います。以上で終わります。

山宮委員長

ほかにありませんか。深沢委員。

深沢委員

まず、成果報告書のほうです。50ページのたつのご育て応援の店、施設の拡充ということで、本当に皆様がたつのご育て応援の店のためにそちらこちらに出向いてくださって、

お店のほうにも声かけていただいて増やしていただいているのは本当に感謝しています。その中で佐貫商店街会員に対して重点的に制度の案内をしたけれども、活用はなかったというのが書かれていました。理由は何だったのでしょうか。

服部こども課長

たつのご育て応援の店の件でございます。今お話がありましたとおり、昨年度は西部地区を重点的に訪問いたしまして、協力を呼びかけてまいりました。その結果、新規に8店舗、うち西部地区は5店舗の登録協力をいただいたところでございます。ご質問にありました登録店舗で10万円を上限とする赤ちゃんの店整備費補助金の活用がなかった、この理由でございますが、昨年度登録いただきました店舗につきましては主にミルクをつくるためのお湯の提供、あるいは授乳スペースの提供という内容でご協力をいただきました。したがって、整備費を必要としなかったことによるものでございます。以上でございます。

深沢委員

わかりました。では、たつのご育て応援の店をやっていたかかないということではなくて、やるけれどもその10万円は結構ですよということですね。わかりました。

また西部地区のほう、またこれから開拓していただければと思いますのでよろしく願います。

次です。54ページの相談支援体制の充実のところの目標に向けた具体的な取り組みのところなんですけれども、3番のエジンバラ産後うつ病質問票の活用により、早期に相談、指導を行うことができたということですが、これ何人ぐらいの方がいましたか。また、全体の何%ぐらいになりますか。

宮田健康増進課長

こちらにつきましては平成27年度476人の赤ちゃんを訪問いたしました。そのうち12.6%の60人がこの質問票によって支援が必要と判断されました。

深沢委員

ありがとうございます。60人というのは結構な数ですよ。この質問票によって早期発見したことも功を奏したものと思うんですけども、これからもそこに力を入れながらやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次にいきます。54ページの寄せられた相談件数のほうです。児童虐待相談38件、養育等相談54件、その他の相談を含めて合計130件。この児童虐待相談はどのようなものがあったのか、養育等相談はどのようなものがあったのか、それからその他の相談というのはどのようなものがあったのか、主なものだけでも聞かせてください。

服部こども課長

今ご質問のありましたとおり昨年度130件という相談が寄せられております。養護に関するものが54件と一番多かったわけなんですけども、主に経済的理由から子どもを養育するのが難しい、あるいは保護者の方が病気というようなことから養育が難しいというのが比較的多かった状況でございます。

それから虐待に関するものは38件というような状況でございましたが、こちらについては育児放棄をしている保護者の方、あるいはストレス等精神状態が安定してないといったことから虐待ということになってしまったというのが主な状況でございます。

深沢委員

その他というのはどのようなものがあるのでしょうか。

服部こども課長

すみません。その後も結構件数が多いんですが、これは様々な相談でございます。具体的には市の養育に関する補助事業、助成事業どういうものがありますか。あるいは一般的な個人的な悩み、これを相談に乗ったりとか、分類がしづらかったということでその他ということで計上させていただいております。

深沢委員

この中でも心配なのは虐待のところや育児放棄とかストレスとか、そういう相談があったときにはどのような対応をされているんですか。

服部こども課長

その対応についてでございますがケースによりまして対応が異なりますが、基本的には家庭児童相談員、こちらのほうが家庭訪問等をして、状況把握をしたり、抱えている悩みを聞いてあげたりしながら、問題解決に向けまして必要な場合は担当部署と調整を行ったりしているところでございます。相談相手がないということで悩んでいるケースも増えていることから、本年度は3歳児健診、こちらのほうに出向いていきまして相談を受けたり、あるいは家庭訪問を強化するなど対応をしているところでございます。

しかしながら虐待など急を要するケースもございます。警察、児童相談所と連携を図りながら保護所への緊急措置、こちらをとる場合もございます。ちなみに昨年度は2件ほどございました。

深沢委員

ありがとうございます。ストレス抱えた方とか育児放棄の方、お話をお聞きいただくだけでも随分違うんですね。自分が話をしながら自分の中でコントロールして解決していく場合もありますので、これからも積極的に、もう3歳児健診にも行っていただいているようですので、積極的にかかわっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次、140ページです。災害時の要援護者避難支援、この中で個別計画の作成が進まない理由というのは何だと思えますか。

本谷高齢福祉課長

対象者になっておりますのはひとり暮らし高齢者、それから要介護3以上の方、それから障がい者と3種類に分かれております。私どものほうの高齢のほうで対象となる65歳以上の方のひとり暮らし高齢者、2,000名を超えるんですけども、その方の年代別において、この計画に同意している方の割合を見ていきますと70歳までは2割に届かないというような状況です。これが75歳までやると3割、これから80歳にいきますと4割、5割、90歳にいきますともう5割以上というような加入率、同意率になっております。

こう見ていきますと若い方、65歳以上の方は入ってすぐと。ひとり暮らしであっても元気な方というのはたくさんいらっしゃるわけで、こういった方がこの計画に同意をされていないというような傾向が見られます。

二つ理由が考えられると思います。一つはまだまだ若い。動けるので助けは必要ない。実際こういったお話も伺っております。また、二つ目といたしましては周りに高齢の方がいるのに、自分のような若い者がほかの助けを求めるのは申しわけないというような心理も働いている、あるいは言葉として伺っております。

ですから、ひとり暮らし高齢者のほうではこういうようなことが加入率を上げるにおいてブレーキになっていると思っております。

また、要介護3以上の高齢者や重度の障がい者の多くの方はご家族と同居しているケースが多くて、登録者の個人情報について住民自治組織の代表者や自主防災組織など関係機

関に提供することなどに抵抗がある方も中にいらっしゃいます。そういったことで登録率が伸びないというような要因になっているというふうに分析をしております。以上です。

深沢委員

ありがとうございます。確かに65歳で高齢者と言われると違うと、そのように考えていらっしゃる方が多いかなと思います。地域の長寿会なんかも、もう60代ぐらいで長寿会なんか入らないなんておっしゃる方がたくさんいますので、そういうこともあると思います。そういう方も中には心配の方もいますし、特に要介護の方、ご家族と一緒にいっても、いざというときにそのご家族がお家にいない場合も、昼間なんかいない場合もありますし、いろんなことで必要だと思えますので、これからどのようにされていこうと思っておりますか。

本谷高齢福祉課長

現状では高齢のほう、ひとり暮らしのほうの話になってしまうんですけども、年間65歳になられるひとり暮らしの高齢の方というのは140から150名程度いらっしゃいます。また、転出、転居、あるいは死亡で抜ける方が約100名ぐらいいらっしゃいますので、トータルしますと数値的には毎年微増ではあるんですけども伸びてはいます。高齢者の部分なんですけれども伸びてはいます。トータルしますと数値的にはこの計画そのものが余り伸びてないというような印象があります。今後基本的にはひとり暮らし高齢者の方がメインだとは思いますが、今後も引き続き実態調査の際に民生委員の方にご協力をいただき、加入率を伸ばしていく努力もしていきながら、現在地域で避難訓練というものが活発に行われてきております。そういったことで地域の方にも少しでもこういった方々が計画に登録するようにお話、働きかけをいただくようなことを危機管理室だけではなくて、高齢あるいは社会福祉から、我々からも働きかけをしていきたいというふうに考えております。

深沢委員

ありがとうございます。やっぱり高齢の方等は人脈というのがとても大事で、知り合いか知り合いじゃないか、顔も見たことないとかというのはなかなか受け入れづらいものがあるんですね。ですので民生委員さんとかご近所の方とか、そういうつながりを大事にさせていただいて、そちらから話しかけてもらうというのも一つの手ではないかなと思いますので、そういう色んな人脈を使つての推進もお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

次にいきます。154ページです。高齢者の居場所づくりです。この中で154ページの上のところの取り扱い状況と事業推進の課題というところで建築基準法等の規制があり、制度構築が困難な状況にあるため、新たな視点から支援策を検討すると書いてあったんですけども、この建築基準法からすると空家は使えないのでしょうか。

本谷高齢福祉課長

平成24年度から居場所づくりの検討をしてみいました。その中で行政として空家などを利用し、居場所ができないかと検討してきたわけなんですけれども、住宅から集会所に用途変更する場合に、不特定多数の多くの方が利用するということになりますと集会施設としての条件が必要となってまいります。そういったことから特殊建築物に該当することなので、すぐに使えるものではない。結局改修、そういったものが必要になってくるということで、改修が必要であったりということでハードルが高いということで、それを乗り越えてまで居場所の設置に当たらなかったということがございます。

深沢委員

わかりました。そうすると新たな視点からの支援策というのはどのようなことなんですし

ようか。

本谷高齢福祉課長

新たな視点、今までは空家等を活用して地域活動の拠点について高齢者の気軽に立ち寄れる居場所を確保し、日常的な交流を行う、高齢者の地域活動をするというようなことでの居場所づくりというような認識がございました。もちろん私どもに関してもそういった高齢者が気軽に立ち寄れる場所が必要だろうというようなことで取り組んできたわけなんですけれども、平成27年度の介護保険の制度が改正になりまして、新しい介護予防事業というようなことで新しい概念がここに入れられてまいりました。いわゆる機能回復訓練などを高齢者本人にアプローチしてとり行う介護予防事業だけではなくて、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチ、これが大事だということで、そのバランスのとれた介護予防をしていくことがこれからの新しい介護予防事業だというようなことが国からも出され、また、国の研究班による研究によって、介護予防に非常に効果がある。認知症予防とか、そういったものに効果があるということ。

それから国の方針とは別に、地域で例えば大阪の大東市や岡山県の総社市、愛知県の武豊町ですね。そういったところが先進的にそういった地域づくり、地域で居場所をつくり、そこで体操や趣味や、あるいは茶話会をして、高齢者同士の交流を行いながら結果を出しているということがございました。

こういったことから本市においてもこれからの介護予防事業においては、今要介護に入る一歩手前の人を抽出して、その人に多額のお金をかけて介護予防するのではなくて、そういった介護の手前の人とか、あるいは元気な人とか、あるいは介護にもう入ってしまっているような方とか、そういった方がこういう歩いて行ける地域で立ち寄れる場所でいろんな介護予防事業、体操、茶話会、そういったものをやることによってこれからの介護予防の事業があるべきだということで、これからは居場所づくりということ、住民主体の居場所づくりでなくては先ほどの課題というものが乗り越えられませんから、住民主体でそういった場所をつくっていただいて、それに対して支援をしていくというようなことでスタンスを変えてきたわけです。

深沢委員

ありがとうございます。こちらの住民主体の地域づくりというのはとてもすばらしいし、歩けるところじゃないと、どこかにバスで出かけるとか、車に乗っていかないと行かれないというところでは駄目なんですけれども、住民主体なんですけれども、こちらからの働きかけがないと自然には住民主体のものはできないと思いますので、働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、いろんな介護のための予防とありますよね。体操をやってくれたりとかと。それが参加者を見ると65歳以上なんです。65歳以上という、もう少し悪くなってきてしまっている。その前の予防だったら60歳から。歩くや何にしても65歳以上と書いてあるんです。そういうのももうちょっと下の年代までおろしていただいて、そういう方もとに入れていただけるような検討もしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

次にいきます。決算書の92ページです。民生委員等関係経費のところの補助金の民生委員児童委員地域福祉活動のところ。民生委員は118人と先ほどお聞きいたしました。これは全地域に配置ができているということでしょうか。

渡邊社会福祉課長

民生委員につきましては110の地区に分けてまして満配置、担当の民生委員さんがいらっしゃいます。そのほか8人の主任児童委員、これは市内を4地区に分けて配置ということになっております。現在民生委員の方、お体の調子とかいろいろございまして、4

地区で欠員となっております。ただし、今年度3年に一度の民生委員の一斉改選の年に当たります。これが12月1日から新しい民生委員になります。8月にその方々の推薦会というのがございまして、推薦をいただいたところなんですが、その中では2地区だけまだ候補者が見つからないというような状況でございます。

深沢委員

ありがとうございます。民生委員がその2地区さえ埋まれば全部になるわけですよ。その民生委員がお1人で大体何人ぐらい担当されているんでしょう。

渡邊社会福祉課長

人数ということだと非常に難しいんですが、世帯というようなことで多い地区、少ない地区がございます。平均でございますけれども約250世帯ぐらいを担当されております。

深沢委員

ありがとうございます。250世帯ですか。回るのにもかなり時間を要するというか、結構な労力になるかなと思うんですよ。本当に体の調子もよければ皆さんぐるぐる回っていただけるのでしょうけれども、いろんなことを民生委員にお願いしますということがいっぱいありますよね。このこともあのこともそのことも民生委員にお願いしますということがありますので年齢制限はありましたか。

渡邊社会福祉課長

年齢制限につきましては原則でございますけれども、就任時の年齢が75歳未満となっております。

深沢委員

なられたとき75歳未満ということは、今75歳超えた方もやっぺらっぺらというんですよね。先ほど選定されたとおっしゃっていましたが、どういう選定基準でどなたが選定されるんですか。

渡邊社会福祉課長

民生委員の適格要件につきましては民生委員法の中で人格、識見が高く、広く社会の実情に通じていることなどを規定されております。これに基づきまして候補者、これは地区とか、あるいは辞められる民生委員の推薦だとか、いろいろございますけれども、そういった方々において設置された民生委員推薦会というものがございまして。こちらは市議会からも2人出させていただいておりますけれども、そのほか民生委員とか学識経験者等々で推薦会を開いていただいて推薦をしている状況でございます。

深沢委員

ありがとうございます。この110地区、そこで民生委員がこの人数というのは1地区に1人というのは決まりがあるんですか。

渡邊社会福祉課長

そのとおりで1人ずつということでございます。

深沢委員

250世帯と聞いて何人かで手分けができたらいんじゃないかなと思ったんですけども、決まりがあつてはしようがないですよ。お体の具合もあると思いますから、よく見ていただいて、またお願いしていただきたいと思いますので、私、いろんなことをやって

いただいて、本当に民生委員さんには感謝しているんです。ですので、その辺のところをまたよろしく願いいたします。

次にいきます。96ページです。生活困窮者自立支援事業です。生活困窮者自立学習支援のところなんですけれども、NPOに補助しているというふうなお話でした。何世帯で何人ぐらいいらっしゃるんでしょう。

渡邊社会福祉課長

申し訳ございません。学習支援を受けている世帯数と人数ということでよろしいでしょうか。それでお答えをさせていただきたいと思います。

昨年度は補助ということで、NPOが独自に行っております学習支援に対して補助金を支出したものでございます。ですので、児童あるいは生徒、世帯については特段何の縛りもなくNPOが受け入れた世帯ということでお伺いした世帯は25世帯で、児童・生徒数は36名と聞いております。

以上でございます。

深沢委員

この学習支援というのは週何回、時間はどれくらいというのは決まっているんですか。

渡邊社会福祉課長

昨年も本年度も回数とか時間については同じだと思います。週に2回、夕方から夜にかけての約3時間程度でございます。

深沢委員

ここに来るのは小学生でしょうか。

渡邊社会福祉課長

基本的には中学生が非常に多くいらっしゃいます。というのは、よく言われる貧困の連鎖というようなことで、中学生が高校に進学するための支援というようなことでやっておりますけれども、小学生についても高学年の生徒はいらっしゃいます。

深沢委員

このNPOに対する補助の中にはおやつ代なんかは入っているんですかね。

渡邊社会福祉課長

基本的には食料に関しては対象としてはおりません。

深沢委員

ありがとうございます。きっと中学生ぐらいになるとおなかすくんじゃないかななんてちょっと今思ったものですから、もし補助を出してあげられたら、ぜひまたその辺も考えていただけたらと思います。

渡邊社会福祉課長

補助の対象は難しいかもしれませんが、NPOが独自にフードバンク等を利用いたしまして食べ物の提供などは行っております。

深沢委員

はい、わかりました。じゃ大丈夫ですね。ありがとうございます。

次、100ページです。障がい者地域生活支援事業の中の負担金の地域身体障がい者スポ

一ツ大会の件です。このスポーツ大会なんですけれども今年は牛久市で行いました。私、毎年参加させて、応援に行かせていただいているんですけれども次はどこですか。

渡邊社会福祉課長

来年は美浦村ということでございます。

深沢委員

龍ヶ崎にはいつ戻ってきますか。

渡邊社会福祉課長

その翌年30年度が龍ヶ崎市の予定となっております。

深沢委員

ありがとうございます。毎年行かせていただいて、応援する方も参加する方もすごく人数が少ないんですよね。他の地域のほかの市ありますよね。美浦とか稲敷、牛久、守谷、取手はすごく多いんですよ。応援に来る方も多いですし、参加されている方も多いんですね。ですので、その辺のところの呼びかけはどんなふうになっているんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

当市からの参加者につきましては、これまで龍ヶ崎市身体障害者福祉協会の会員であることを前提といたしまして、運営、呼びかけを行ってきたところでございます。このため参加者の募集とか決定というのは協会側で行っていただいております。しかしながら、近年会員数も減少しているような状況で、これは高齢化等によるものかなというふうには思いますけれども、大会への参加者も減少傾向であります。参加者の要件というのがどうしても身体障がい者というようなことでございます。ただ、他の市町村で一部知的障がいの方が参加されているところもあるようではございます。この辺については地域、8市町村で運営しておりますので、その中で協議をして、参加ができるものであれば枠も検討してみたいというふうには考えております。

深沢委員

私もそれはお願いしようと思っていたんです。ほかのところで知的の方が来ているのも見ていますし、聞いていますので全然動きが違うんですよ。ですので、その辺のところ龍ヶ崎はどうなのかなと思っていました。そういうこともご検討いただければと思います。

また、ひまわり園とかありますよね。そちらのほうにも声かけていただいたりとか声をかけていただきながら、今回牛久市さんに行ったときに若い子が2人入っていたんですね。その子たちは養護を出てきたばかりらしくて、若くて元気で龍ヶ崎が活気づいたんですよ。その子たち2人入ったがゆえに。ですので、いろんなところにまた声かけていただいて、参加される方も応援される方も集えるように、そういうものをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。112ページです。ひとり親家庭学習応援事業、1,043人ということですが、けれども何世帯ありますか。

服部こども課長

世帯数につきましては695世帯です。

深沢委員

695世帯で父子家庭、母子家庭はどういうふうに分かれているんでしょう。

服部こども課長

父子家庭につきましては36世帯、母子家庭640世帯主なものはそういうようになります。

深沢委員

わかりました。これからもよろしく願いいたします。

次、114ページです。在宅心身障がい者介護事業のところでは保護者に扶助費を137人の方に渡していらっしゃるということで世帯はどれぐらいでしょう。

渡邊社会福祉課長

世帯までは集計等がもともとないと思いますので、そこはご容赦ください。申しわけございません。

深沢委員

わかりました。扶助費の渡し方というのはどんなふうに行われているのでしょうか。

渡邊社会福祉課長

当該事業につきましては月額3,000円、これを半年分としまして口座のほうに9月と3月、年2回振り込む手続をさせていただいているところです。

深沢委員

口座に振り込むという形ですね。もしじかに渡しているのであれば、色々な相談もされたり何かできていいんじゃないかななんて思ったんですけども、さっきのお金の件もありますから、口座がいいですね。わかりました。

次にいきます。120ページにいきます。成人保健事業です。成人保健事業の中の委託料の骨粗鬆症検診、この骨粗鬆症の検診で見つかる骨粗鬆症は全体の何%ぐらいなのでしょう。

宮田健康増進課長

平成27年度受診された方は631人いらっしゃいまして要精密が65名、10.3%いらっしゃいました。

深沢委員

ありがとうございます。年代とともに骨粗鬆症は増えてくるのかなと思うんですけども、一番多い年代というのは何歳ぐらいなのでしょう。

宮田健康増進課長

40歳から70歳までを対象としておりまして、だんだん年齢が上がってくると増えてきております。44歳までの方には見られなくて、45歳から54歳まででお2人、55歳から59歳で5人、60歳から64歳で16人、65歳から69歳で37人、それで一番70歳の方が人数としては5名なんですけど、割合としては23.8%がこの要精密となっております。

深沢委員

ありがとうございます。やっぱりだんだん年齢とともに増えていくんだと思います。そういう方に対する対応というのはどのようにされているのでしょうか。

宮田健康増進課長

個別に要精密の方につきましては受けてくださいということで勧奨を行っております。そのほかに骨粗鬆症関係の教室を開いて、皆様に整形外科の先生の講演も聞いていただい

ております。

深沢委員

とても大事ですので、これからもぜひ勧奨しながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。122ページです。母子保健事業の委託料の3歳児精密健康診査のところ
です。この3歳児精密健康診査で障がい児などは見つかりますか。全体の何%ぐらいいる
んでしょうか。障がい別に教えていただければと思ひます。

宮田健康増進課長

市で行っている3歳児健診で精密検査となった方が3歳児精密健康診査という形になっ
ておりますが、こちらについては障がい児としての判断は行っておりません。心臓とか目
とか耳の聴覚の異常とか、そういうところの精密検査をしたほうがいいということで、そ
の方に受けていただいております。

深沢委員

わかりました。そうすると心臓とか聴覚で精密に検査して、再度病院行ったほうがいい
となった方はどれぐらいいるんでしょう。

宮田健康増進課長

全体で17名の方がいらっしゃいましたが、そのうち16名の方は経過を観察してください
という程度で治療までいった方は1名です。

深沢委員

ありがとうございます。耳だの心臓だのというのはとても大事ですので、これからもよ
ろしくお願ひしたいと思ひます。

次、いきます。124ページです。疾病予防費のところの予防接種健康被害補償金で、こ
れは先ほどBCGの被害だというようなお話をお聞きしました。どんな状況で何人いたん
でしょうか。

宮田健康増進課長

こちらは1名で市のほうで平成24年5月に保健センターでBCGについては集団接種を
行っておりますので、そちらで受けられた方の中でお1人がこちらに該当という形になり
まして、国の補償制度にも該当しましたものですから、判断まで3年近くかかっているん
ですが国の審査を受けまして、その結果です。

深沢委員

症状というのはどんな症状が出るんですか。

宮田健康増進課長

予防接種を受けて1カ月たったときに、BCGを接種したところを針で刺すような接種
なんですけど、その付近に直径2センチのしこりができた。大きなしこりであったので精密
検査をしたところ、そのBCGによるしこりができたという判断になりました。その後治
療を受けて完治はされたんですけど、治療とかお医者さんにかかっておりますので、この予
防接種健康被害救済制度という制度がありますので、申請をされたということです。

深沢委員

課長、3年もその判断には時間かかるんでしょうか。

宮田健康増進課長

そうですね、実際申請まで完治するのに様子を見たりして、専門のお医者さんがBCGですと結核の可能性がありますので、半年とか期間を置いて、まず市内でも小児科の専門の先生に聞いていただいて、そのほか県南地区ですとこの結核関係ですと筑波病院ですか、そちらが専門になっておりますので、あとこの方は千葉県の病院にかかっていたらっしゃいましたので、これは国の制度ですと龍ヶ崎保健所を通して県庁を通して厚生労働省まで行ったという形で、その1年くらい前になかなか国のほうも判断がつかないということで、主治医の先生の意見をもう一度とり直してくださいというような手続までなってしまうと、結果的に手当が出るまで3年かかってしまいました。

深沢委員

わかりました。この予防接種の被害は毎回そういうのを委員が集まって話し合っていますけれども、ほかの予防接種では今まではなかったんですか。

宮田健康増進課長

市のほうで予防接種健康被害調査委員会という審議会がございまして、年1回開いております。市でも保護者の方から赤く腫れてしまったとか、熱が出ているんですけどもというようなことはやはり年に何件かありますので、様子を見ていただいて市内の小児科の先生にかかっていたら、やはり腫れみたいなきょうが起ることたまにあつて、1年に1件くらいは保健所のほうを通じて手続しておりますので、疑わしいのもう再検査をしてくださいというようなことも年に1件くらいはございます。

深沢委員

ありがとうございます。

次にいきます。今度は教育委員会の成果報告書、70ページです。適応指導の件です。教育支援体制の充実ということで適応指導で全員が部分登校できて全員が進学できた。すばらしいですね。頑張られたと思います。その中で教育相談員の相談回数の中でいじめ問題というのはどのように対応されましたか。

辻井教育センター所長

お答えいたします。いじめに関して32回相談があったんですけども、ケース・バイ・ケースなんですけど、お子さん、親御さんの相談で学校にもその旨伝えてもいいかということも確認をしたりしております。中には学校のほうにもお伝えしていただいて結構だという場合は学校のほうにもおつなぎして、こういう相談が入っていると。そういう場合は学校と教育センターが連携して対応にあたってきました。中にはここだけで相談を進めてほしいというケースもありますが、おおむね大体学校と連携をして相談は進めてまいりました。

深沢委員

いじめ問題となると1回、2回ではおさまらないんじゃないかなと思うんですけども、回数を重ねながらお互い納得いくような形でやらないとだめだと思うんですけども、その辺のところはいかがでしたか。

辻井教育センター所長

深沢議員のご指摘のとおり、本当に1回、2回ではなかなか相談も終了はしませんでした。回数を学校、教育センター、親御、そういう方と重ねながら、まずは本人、親御さん、納得するような形でじっくり相談は続けてまいりました。

深沢委員

ありがとうございます。報道なんかを見ると、またいじめで亡くなられた方なんかも出てきていますので、本当に目に見えていじめだとわかる部分と目に見えない部分ももしかしたらあるかもしれませんので、これからもこの辺のところは気を使っていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

その他というのがありますよね。その他は94回、どういう相談だったんでしょうか。

辻井教育センター所長

項目のほうで不登校、不適応、対人行動等あるんですが、これらに該当しないような相談なんですけど、今その他の94回について内訳が手持ち資料ではありませんので、細かい内容については今お答えはできません。申し訳ありません。

深沢委員

ありがとうございます。わかりました。また後でわかったら教えてください。

次にいきます。184ページ、P F I 導入可能調査の具体の活動実績及び成果のところなんですけれども、2番のアレルギー対応検討されていますよね。その検討はどのように検討されたのかお聞かせください。

大和田学校給食センター所長

お答えいたします。P F I の可能性調査の中で、まずその資金源が民間にならないかというのが主題でございます。ただ、給食センターの基本構想を定めないと全体の予算枠と申しますか、事業枠がまず出てこないという中から、現給食センターの機能にはないアレルギーの対応室というのを新しい給食センター、新しく建てているところでは大体このアレルギーの対応をするためのアレルギー除去食をつくるための部屋という施設をつけることがわかりましたので、それを入れた場合の規模とか資産とか経費とか、そういったものがどのぐらいになるのかというのを先ほど言った基本構想の中に盛り込んだということでございます。ただ、詳細につきましてどこまでやるかというのは今後の実施段階での検討という形になろうかと思ひます。

深沢委員

ぜひ除去室はつくっていただきたいなと思ひます。アレルギーの人というのは本当に牛乳パックの1滴ぽっと手についただけでもう発作を起こします。本当にアレルギーはいろんな食べ物で怖いものですので、ぜひ除去室を入れていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと危機管理と災害対応と附帯機能についての検討もされました。これはどんなふう

大和田学校給食センター所長

この点につきましては申しわけございません、給食センターの範疇外のもので資産管理課での想定という形で、私も協議には加わったんですけれども危機管理室との間で給食センターの中に災害時のことまで想定するかどうかという検討がなされたということでございます。以上でございます。

深沢委員

わかりました。次にいきます。決算書の184ページです。

要保護・準要保護児童就学奨励費と188ページの要保護・準要保護生徒就学奨励費、各人数を教えてください。

足立教育総務課長

小学校が370名，中学校が267名，合計637名です。

深沢委員

それは要保護と準要保護合わせた数ですよ。

足立教育総務課長

合わせた数です。

深沢委員

それは分けられますか。

足立教育総務課長

小学校370名のうち要保護が20名です。中学校267名のうち要保護が17名です。

深沢委員

ありがとうございます。小学校のときに受けていますとそのまま中学校まで行ってしま
う子が多いんでしょうか。それとも中学校になると新たな方たちがそうなる，そういう流
れもあるんでしょうか。

足立教育総務課長

そのお子さんの家庭が劇的に変わるということはないと思うんですが，最近の傾向でど
ちらかという中学校の割合が小学校に比べて受給の率が高くなってきている傾向にあり
ます。

深沢委員

わかりました。ありがとうございました。

次にいきます。最後です。194ページ。土曜日の教育活動支援事業です。これは馴染小
と八原小でやられたということをお聞きしました。10回ということで。ここは登録制か何
かでこの教室に通うんでしょうか。

黒田生涯学習課長

4年生から6年生全員に配布しまして申請をしていただきました。

深沢委員

申請していただいて登録という形ですか。

黒田生涯学習課長

そうです。登録していただくという形です。

深沢委員

ありがとうございます。それ以降に入りたいという場合はいつでも入れるんでしょうか。

黒田生涯学習課長

随時登録を受け付けております。

深沢委員

今のところ馴染と八原小2校ということなんですけれども，ほかのところも増やしてい

くという考えはありますか。

黒田生涯学習課長

今年度につきましても八原と馴染なんですけど、来年度以降拡大していきたいという思いはございます。

深沢委員

ありがとうございました。ぜひほかの学校にも拡大していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

山宮委員長

ほかにありますか。杉野委員。

杉野委員

決算書の118ページの01015700医療対策事業、次ページいきまして負担金、補助及び交付金についてなんですけど、補助金、龍ヶ崎済生会病院運営費6,408万7,000円ということですが経緯について詳しくお知らせください。

宮田健康増進課長

こちらにつきましては龍ヶ崎済生会病院の運営費関係で、救急医療部分と小児医療部分についてが国の特別交付税で公的病院に対する補助がありますので、そちらの制度を活用いたしまして、その全額6,408万7,000円を補助するような形で行いました。それで歳入についてなんですけど、歳入は13ページの地方交付税の中で14ページの0002特別交付税、こちらの中で5億9,542万2,000円、この中に6,408万7,000円が含まれていると県から通知が来まして、その金額を全額補助いたしました。

杉野委員

財源は今ご説明ありましたその分が交付されたということなんですけど、これは今後もある程度続くんでしょうか。継続性がある補助なんでしょうか。その辺おわかりになれば教えてください。

宮田健康増進課長

病院のほうなんですけど、ここ2年くらい赤字経営になっておりまして、病院のほうでも補助していただきたいということで、この特別交付税の制度がありましたものですから、昨年行った。今年度の当初予算でもご説明させていただきましたが、同額を計上させていただいております。ただ、国の制度はよくあるんですけど、何年かやって、突然半分くらいの補助になりました。また何年かたって補助がなくなりましたということもあるので、その補助金を当てにすることはずっとはできないかと思うんですけど、どうしても赤字経営があるものですから、市でも継続して補助していければと考えて、今年度28年度も予算計上しております。

杉野委員

ありがとうございました。病院の経営が公営とか市立とかそういうことじゃなくて、私立ですか。県南でも多くありますよね。牛久にもあります。そういったところもこういった財政のところで病院経営において困難なところが多いんでしょうか。その辺わかりますか。

宮田健康増進課長

県内では皆様もご存じかと思うんですが、神栖済生会病院と鹿島労災病院で統合のことが茨城新聞とかにも載っておりますが、これですと毎年10億くらいの赤字が出ていて2病院を統合する出ています。あとはこの特別交付税を使った制度、水戸市ですと公的病院ということで、水戸の赤十字病院、水戸済生会総合病院とか四つの公的病院がございますので、そちらで水戸市では4億くらい特別交付税を使って。この近辺ですとJAとりで総合医療センター、取手市のほうから1億円くらい。あと牛久市でつくばセントラル病院、こちら社会福祉法人ですので、6,000万くらい牛久市のほうからこの特別交付税の制度を使って行っております。そのような状況です。

杉野委員

ありがとうございます。特別交付税が出たということで、当市への全体の交付税の枠が幾分か減額されるということはないでしょうか。その辺を確認させてください。

宮田健康増進課長

明細につきましては公的病院に対する特別交付税の額については幾らということがあって、その残りの枠は毎年対象になる額が違ってきていると財政サイドのほうで聞いておりますので、ただ、こちらが増えたんで去年までもらえていたほうの率は減ったかもしれないというようなことを聞いております。

杉野委員

ありがとうございます。一番懸念されるのは国も病床を縮小しようということで、医療費の削減ということですよ。そういったことで動いていますんで、ますます病院経営というのは難しいのかなという感じがしますが、あくまでも自助努力で経営の健全化を図ってほしいなと期待しております。以上です。

山宮委員長

辻井教育センター所長より発言の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

辻井教育センター所長

先ほどの深沢議員からの成果報告書70ページの教育相談、その他の内訳についてご説明したいと思っております。その他の中で主なものなんですが学習に関する相談、あと子育てに関する相談、あと教育方針などについての相談、そのような相談が寄せられておりました。

山宮委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。後藤光秀委員。

後藤光秀委員

私のほうからは決算書の176ページの下から2番目の特色ある学校づくり事業についてです。この特色ある学校づくり事業については以前からご提案等もさせていただいておりますので、再度確認させていただきたいんですけれども、成果報告書の75、76ページで27年度の取り組み状況がわかるんですが、この事業実施校がこの5校という内容ですけれども、この実施校というのは各年度、各順番で回っているのか。それとも企画書、そういうものを自主的に各学校が上げて取り組んでいるのか、確認させてもらっていいですか。

小貫指導課長

お答えいたします。こちらについて計画年度5年間で実施しているものですので、その

スタート時点で各学校の周年行事等も考慮いたしまして、最初に割り振りをいたしまして、それで進めているという状況でございます。

後藤光秀委員

わかりました。それではこの200万円の予算と決算なんですけれども、1校40万円ということだと思うんですが、この著名人色々おられますけれども謝礼金として各40万円ずつ満額支払っているのか、詳しくお聞かせください。

小貫指導課長

講師への謝礼、交通費及びその企画に伴いまして必要な材料等が発生する場合もございますので、そういうもの全てを含んで1校40万円の中で実施していただいているという状況でございます。

後藤光秀委員

わかりました。ありがとうございます。以前、何度かご意見、一般質問等でも言わせていただいたことがあるんですけども、生徒の声、感想などはアンケートとか何かわからないですけども上げていただいて反映されているのか。この講師の方の選定について確認させてください。

小貫指導課長

各学校での授業、講師の選定等につきましては、指導課からは児童・生徒の声であったり、あるいは保護者の意見も取り入れるようにという指導、助言をしております。結果的にどのような形でそれが決まっているかというところについてなんですけど、最終的にはそういうもろもろの意見等も踏まえながら、学校の一番置かれている状況の中で最適な授業、講師を選ぶという形になっておりますので、必ずしも子どもの声を全て反映してそういうものが行われているというのは難しい状況にはあります。

後藤光秀委員

ありがとうございます。助言等しているということでわかりました。もちろん必ずしも生徒の声とか保護者の声が反映されるかどうかは置いておいてなんですけれども、非常に27年度の実施されている講演内容を見てみましても、オリンピックの金メダルリストの森末さん、戦場カメラマンだとか有名な方ですよ。ただ、小学生が知っているかなというところで考えるとどうなのかなというところもあるんで、例えば地域密着型、あと小学生とか中学生の生徒が実際に知っているとか、見たことある人とか、そういった方で例えば地元で密着して金メダルリストもいらっしゃいますよね。世界的な格闘技の方もいますから、そういう方にスポットをあてて、何で龍ヶ崎で今も活動しているのかとか、そういったところもいいと思うんですよ。ぜひ若いと言ったら失礼なのかもしれないんですけども、そういった著名人の方々へもスポットをぜひ向けていただいて、またご助言等よろしくお願ひできればと思います。

続けていいですか。もう1点なんですけれども、決算書の178ページの一番下のいじめ問題対策事業です。このいじめ問題対策事業、非常勤職員報酬、次のページに載っているんですけど、実際にいじめ問題対策としてどんな対策なのか内容を詳しく教えてください。

辻井教育センター所長

内容につきましては昨年度行ったものをご紹介します。昨年度は市内の児童・生徒のいじめの現状などを報告させていただきながら、委員からもご意見いただいて、それらの意見を学校のほうにも情報発信をしたり、具体的なアンケートのデータなどもお示ししながら、この後の市内の取り組みの方向性についてのご助言なども専門の方からい

ただいたりしております。

後藤光秀委員

ありがとうございます。先ほど深沢委員のときの質問で触れていたと思うんですけども成果報告書の70ページなんですけど、これはいじめの相談回数と書いてありますが、先ほどの答弁の中で実際に今市内のいじめの現状といったことがありましたが、実際に平成27年度はどれくらいの件数があったのか把握されていれば教えてください。

辻井教育センター所長

お答えします。平成27年度市内では教育センターに報告があった案件に関しては18件報告がありました。

後藤光秀委員

ちなみに18件は解決されているのか。報告があればお聞かせください。

辻井教育センター所長

全て一応解消ということですが。ただ、発生が2月、3月などの案件もありました。ですので年度内で全て解決ではなく、年度をまたいで4月の段階で解決ということもありました。

後藤光秀委員

ありがとうございます。解決に至っているということで安心しました。

最後になるんですけども、先ほど深沢委員からもご意見あったんですけど、見えないところでのいじめ対策というのがすごく鍵になってくると思うんですね。例えば、この対策の取り組みの内容としてインターネット、LINE、そういったところでのいじめの報告がこれまであったかお聞かせください。

辻井教育センター所長

いじめに関する報告の中でLINEの中での誹謗中傷なども行われたという報告が上がっております。あと、あわせて市では学校生活に関する調査も行っているんですけども、その中でパソコンであるとか携帯電話などで嫌な思い、いじめ的なものを受けたことがあるという児童・生徒のほうも、昨年度12月の調査なんですけど、小学校で、これは4年生から6年生4.5%、中学生で9%と、そういう数がありますので率的にはそれほど高くないんですけども、そういう思いもしている児童・生徒は確実におりますので、その辺についても学校のほうでの見取り、家庭での見取りなどもお願いしている状況です。

後藤光秀委員

ありがとうございました。やっぱり少なからずあると思うということなんですけど、なぜこれをお聞きしたかといいますと、今年の夏の祇園祭のときに、私が子どもを連れて車に乗せようとしたときに、すごい集団の数で、もう30人ぐらいだったんですけども、けんかしているところを見かけてしまったんですよ。ちょうど子どもを入れるときに、子どもらが「パパ空手やっていたんでしょう」なんて、「助けてあげな」なんて言って、以前は本谷課長に教えてもらった。それで本当に怖かったんですけども行ったんですよ。そうしたら1人に対して集団で暴行ですよ。止めに行くと、そうしたら「誰だおっさん」なんて言われて、「大人だよ」なんて言って、とめに入ったんですね。そうしたら、「おまえはもっと怖いことになっちゃうよ」なんて、「だから早く行っちゃえよ」となんて言って、そうしたら逃げたんですよ、やっていた主犯格が。結局逃げられてしまったんですけども、要はどういう内容かという、ここであれなのかもしれないんですけども、城ノ内

中学校と愛宕中学校と、その当時の中根台中学校の3校の生徒がいたんですね、集団で。そのときちょうど保護者の方も見かけた方はほかにいてくださって、被害に遭われた方はちょっと保護して、終わったんですけども、その後日、ちょっと私は知人を介してなんですけれども、聞いた話によるとなんです、お祭りだからちょっとけんかになってしまったのかなと思っていたら、そうじゃなくてLINEだったらしいんですよ、発端が。そこから何か因縁というか、何か口げんかの口論になって、見つけたみたいな、そんな話になってたというふうな情報は実際私聞きました。なので、先ほど言った見えないところでのいじめ対策というのは現代に見合った対策だと思うんで、ぜひ今後本当に力を入れていただきたい。実際に先ほどその4.5%だとか、5%ぐらいとか、少数ですけども、件数はあるよとおっしゃっていたと思いますけれども、それだけ見えないと思うんですよ。なので、ぜひこういったところを今後指導して強めていただきたいなと最後に要望させていただきますまして終わります。

山宮委員長

現場の生の声をありがとうございました。辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

後藤議員のご指摘のとおり、確かにLINEに関するトラブルというものも、先ほどのお答えの中でいじめの案件の中でそういうものがあつたというお答えをさせていただいたんですけども、なかなか把握しにくいところが現状です。これは県内、全国でもそういう問題は増加傾向ですし、中には自殺に追い込まれるという案件も少なからず発生している状況です。9月8日付で教育センターからそういうSNS、LINE関係のトラブルへの対応ということで、とにかく情報が入ったら迅速に情報を学校で共有してほしいとか、子どもたちのことを保護者の話をよく聞いて対応してほしい。あと情報モラル教育などもぜひ充実させて対応してほしいということで、文書のほうも各学校のほうに出させていただきますいた状況です。

山宮委員長

ほかにございませんか。福島委員。

福島委員

1点だけなんですけれども、先ほど深沢委員からも質問があつたんですけども、決算書の184ページ、要保護・準要保護児童就学奨励費。先ほど人数のご説明がありました。まず、要保護と準要保護の違いを教えてください。

足立教育総務課長

一言で申し上げますと所得の違いです。要保護者が低所得で、準要保護が要保護に準じた程度の所得という基準になっております。要保護のほうはより低所得者ということです。

福島委員

そうすると扶助の内容も変わってくるということでしょうかね。

足立教育総務課長

この制度の生活保護者となりますと、生活保護世帯に児童・生徒の金額も含めて扶助費として生活保護費として支払います。教育委員会の就学援助として払いますのは修学旅行費だけお支払いします。そのほかについては当委員会でも審議していただいている生活保護費の中に含まれております。生活保護費の中に児童・生徒のお子さんの援助費が含まれております。

福島委員

これ中学生が割合が大分多いんでしょうけれども、合わせると600人を超えるということで、児童・生徒の1割を超える人数と思うんです。これが随分多いとびっくりなんですけれども、生活保護世帯じゃない方もいるわけですよね。認定に至るまでの流れとか要件というのはどういうふうに決まっていくんでしょうか。

足立教育総務課長

これは前年度の所得で判断しております。わかりやすく申し上げますと市民税非課税世帯、または国民年金免除の世帯です。そこも該当しなかった場合には生活保護費、生活保護基準の1.3倍までの基準として認定しております。

福島委員

これは入学前とか進学前に保護者から申し込むようになるんでしょうか。

足立教育総務課長

就学してからの申し込みです。もちろん進級するときには継続なんですけど、小学校に入るときは入ってからの手続になります。中学校は中学校に入ってからの手続になります。

福島委員

その低所得の方にあらかじめそういうお知らせをして申請をしてもらおう。続きまして、国とか県の補助というのはどういった形でついているんでしょうか。

足立教育総務課長

先ほど申し上げましたように生活保護世帯、生活保護は国からの補助がありますが、就学援助については市の独自の財源、単独費で行っております。

福島委員

わかりました。ありがとうございます。子どもたちですから心の成長に影響が出ないように配慮しながら、今後とも支援をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。油原委員。

油原委員

データ集の22ページです。生活保護扶助費等で表が載っております。私、議員になったときぐらいは全体的には9億程度だったのが毎年1億ぐらいずつ増えていって、前年、それからこの27年度決算は大体12億台、少し落ちついてきた。ただ、全体的に世帯とか対象人員というのはそんなに数字は変わらないんですけども、全体的な保護費というのは非常に増えている。ここでは大きな生活扶助、それから住宅扶助、特に医療扶助が多いわけです。医療扶助については5億3,900万、人員で割ると大体年間1人85万ですね。一般の方の医療費についてはわかりませんが非常に多い。ここ最近、国はこの保護費について若干見直し、そんな動きがあって、特に医療扶助についてはというようなお話があったように記憶しております。そこで伺いますが、ここ数年の保護費の見直し経過についてされていればお知らせをいただきたい。

渡邊社会福祉課長

生活保護費に関しましてはご存じのように国で生活保護基準というものを決めております。龍ヶ崎市の場合には3級地という定められた額がございます。その中で、ここ近年で

の生活保護費の基準につきましては平成25年から生活扶助費の一部引き下げという措置がとられております。3カ年での引き下げ。ただ、額にすると平均で平成25年当時で1世帯当たり月600円弱ぐらいの額だったと思います。それを3カ年というようなことでもございましたけれども、消費税率の引き上げ等がございまして、実際には生活扶助費については25年は若干下がりましたけれども、26は引き下げは行われておりませんでした。そのほかにおきましては住宅扶助、こちらの引き下げというのが行われております。27年の7月からということで、1人世帯の場合の上限額がそれまでは3万5,400円だったものが、3万4,000円を上限とする引き下げでございます。そのほか居室の床面積等の割合によって、この3万4,000円より低い上限というような設定も行われております。そのほかで今言われた医療扶助というのが多額を占めておりますけれども、ジェネリック医薬品の使用の促進等が示されておるところでございます。以上です。

油原委員

ありがとうございます。特に見直して低くしろという話をしているわけじゃないんですけれども、年々上がっていて国も色々見直しをするんだというようなことであったので、どのように変わったのかお知らせをいただきました。ありがとうございます。

続きまして、このデータ集の23ページです。先ほど深沢委員から家庭児童相談事業で相談内容等についてありましたので、私からは基本的には家庭児童相談員等が訪問したりというようなことでのフォローをしているわけでありましてすけれども、ただそれだけでは届かないだろう。民生委員児童委員の役割、特に民生委員児童委員についてはそういう情報があれば、少し気にかけて見守るといえるようなことができるわけですね。一般の人がこんにちとは言って子どもはどうですかなんていう話ではできませんので。そういう意味で民生委員児童委員との情報共有ですね。虐待があった、保護の相談があつてこうだというようなことで、自分の担当地域ではこういところこういう方がいるよという情報共有をきちんとすべきだろうというふうに思いますが、その辺についてはどういようになっているのかお伺いいたします。

服部こども課長

議員のほうからお話がありましており、民生委員児童委員から通報をいただいて虐待が判明するといったケースもございます。そういうようなケースにつきましては民生委員児童委員、保健センター、学校、保育所等の施設と連携をとり合いながら情報の共有化、あるいは見守り活動を行っているところでございます。市で子どもを守るネットワーク、こういうような組織がございます。その実務者会議の個別ケース検討会議というのを年に数回開催しておりますが、こちらにおきましても関係機関の一つとして民生委員児童委員には参加をいただいているところでございます。さらに情報交換を重ねているというようなことがございます。

また、民生委員児童委員の定例会にも参加をさせていただいております。虐待の現状、それからケースの支援の事例を紹介するといったことなどをしまして、早期の情報提供のほうをお願いしているところでございます。以上です。

油原委員

ありがとうございます。全体の会議の中でいろいろ情報というか、ケースというか、ただ私の言うのは個人情報もあるだろうけれども、国から委嘱されている方々ですから、自分の担当地域の誰々さんのところではこういうことがあるよというぐらいのことはやっぱり知っていいだろう。そういう意味では注意深く見守っていくというのは地域の人ですから、そういう情報提供も重要なかなというふうに思いますので、十分今後ご検討いただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、データ集の26ページです。総合福祉センターの管理運営費でありますけれ

ども、福祉施設について複合化というような形の中で当然福祉センターの複合施設化としての動きがあるという中で、この数字を見ると大体この福祉センター1日100人が利用されている。そういう意味では高齢者の居場所としての非常に重要性があると思いますけれども、そういう意味で複合化を踏まえて総合福祉センターの今後のあり方について伺いをいたします。

本谷高齢福祉課長

総合福祉センターにつきましては指定管理者に社会福祉協議会にお願いをしているところでございます。現在のところ平成26年から平成30年までというような期限になっております。ここではじめて平成27年度の利用者が3万1,558人ということで、ちなみに平成24年から26年まではなかなかこの3万人という数字を超えられなくて、非常に苦労しておりました。社会福祉協議会で色々検討されたり、あるいはこちらで事業を展開したりして、現在のところ定期的に高齢者の健康相談やシルバーリハビリ体操、カラオケ大会、各種イベントなどを行いまして、高齢者の趣味や健康増進を図る目的に合った施設の運営がなされているところであります。ちなみに毎年8月から9月に行われております利用者に関するアンケートでは、非常に満足、満足という回答が6割の方が満足しているというようなご意見をいただいております。委員ご指摘のように非常に従来型の居場所としては大きなところでこういった形の福祉センターとしての高齢者の居場所というものの意味も大きいです。これからは最近非常に災害というようなこともありまして、福祉センターは災害時の福祉の避難所としての意味も大きいと我々は考えております。そういう二つの意味もありますので、複合化の施設が予定はされておりますけれども、それと大分老朽化も激しいんですけれども、そこに至るまで指針、複合施設への移行もございまして、その間、老朽化はしておりますけれども、なるべく多くの方に利用していただけるように修繕等も重ねながらご利用いただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

油原委員

今のお答えの中で基本的には複合化の施設ができれば総合福祉センターはなくなる。現在の場所についてはなくなりますということでしょうか。

本谷高齢福祉課長

新しい複合施設は保健センター、総合福祉センターの機能、地域福祉会館。そういった三つの機能を複合化して一つの建物にしていくというようなことであります。これからはそちらに移ってまいりますので、総合福祉センターとしての機能は閉じていく方向で考えております。

油原委員

ありがとうございました。主要施策成果報告書の67ページ。小中学校の適正規模、適正配置についてであります。中身ではないんですけれども長戸小が城ノ内小と一緒になりました。今度北文間小と西小と一緒になっていく。そういう中で色々と地域と話しする中で非常に何か重要な要素というような子どもたちが安全に通学できるかどうか。そういう意味でスクールバスのお話があって、長戸小については運行しているわけなんですけれども、先般、北文間地区の方がスクールバスは3年後は有料化になるんだというようなお話があったんですけれども、このスクールバスの考え方についてお知らせをいただきたい。

足立教育総務課長

もちろん市も教育委員会も会計年度単年度でやっておりますので、約束できるものではないんですが、北文間、西小学校の統合につきましては来年度無料としてご利用していただけるかなと思っております。3年というのは少し思い当たる節がありまして、説明会の

ときにスクールバスの簡単なルールを記載したんですが、その中で最後のほうに括弧書きで3年間の契約というようなことを書いたんですが、保護者の方々には必要のない情報だったんですが長戸，城ノ内のように3カ年の長期継続契約を計画しておりますので記載しました。それがそのような誤解を招いてしまったのではないかなと思っております。それは会議のときにわかりやすくご説明したのですが、その文書が頭に残ってそういうことになってしまったと反省しております。

油原委員

いずれスクールバスの有料化か無料化かいずれ検討する機会も出てくるんだろうというふうに思いますけれども義務教育ということを考えれば、当然無料化ではないんだろうかというふうに思いますので、よろしくご検討いただきたいなというふうに思います。

続きまして、成果報告書の69ページです。教育支援体制の充実、教育センターでありますけれども、現在駒馬小学校跡地で教育センターの事業展開しているわけでありましてけれども、現状を見ると子どもたちが適応指導教室等に通っている。一つの教育の場でありましてけれどもグラウンドは駐車場になって運動場もない。そういう教育環境についてどうお考えなのかお聞かせをいただきたい。

辻井教育センター所長

現在、駒馬小学校の跡の施設を使って教育センターの活動をしているわけなんですけれども、教育センターのほうとしましても子どもたちが思い切って運動ができる環境は大切だと考えております。現在は2階の1部屋、もとの教室なんですけれども、そこに卓球ができるようなものは教室として一つはあるんですけれども、今後は今年度末で統合が予定されている北文間小学校の体育館などを借用して運動できる場所を確保していくようなことも検討していきたいなというふうに考えております。

油原委員

子どもたちのことを考えて色々な施設をお借りしてということでしょうけれども、基本的には旧長戸小も空いているし、北文間小も空いてくるわけですから体育館もグラウンドもしっかりしているわけですので、学校でしたから教育環境については何ら問題はない。そういうところへもう移転をしたらいいんだろうと私は個人的に思いますので、そんなことも踏まえてひとつ研究させていただきたいというふうに思います。

それから、成果報告書147ページです。災害時の要援護者避難支援、再掲ですから、先ほど深沢さんから質問があった件でありますけれども、私から地域で要援護者、区長、民生委員等の力をいただきながら要援護者の整理をされてきたんだろうというふうに伺っております。そういう中で地域の話を知ると、ちょっと前の話ですけれども、なかなか65歳、70歳以上、元気な人も要援護者みたいに手を挙げてくることも多かったです。そういう中で区長、民生委員の方が努力をされて、元気なんだからいいんだよというようなこと。現実的にはそういう要援護者を支援する人というのは基本的には1人で2人も見るとか、もっと数多く見るような現状になってしまったというようなお話を聞きます。現実的に支援者でもそれなりの年齢の方ですから、いずれ逆に言えば要援護者になってくる可能性もあるわけなんですけれども、そういう中で区長、民生委員というのが中心になって要援護者の名簿整理をしてきたわけなんですけれども、特に区長、地域の民生委員、それから地区の役員、逆に言えば班長ですね。こういう方々が常に引き継ぎをしながら、その地域にはこういう要援護者がいますよという地域の要援護者を十分把握する、そういう支援システムを確立することが私は大切なんだろう。最終的には向こう三軒両隣、地域で住んでいれば、お隣、ちょっと先にはこういう方がいるよということを十分やって、現実的に何か災害があったときはもう自分を守るというので夢中でしょうけれども、2軒隣にこういう方がいるよというようなことを把握して、共助をしていくというようなことが必要なんだろう。そういう

意味で地域のそういう支援システムを確立する必要があるんだろうけれども、どのようになっているのかお知らせいただきたい。

渡邊社会福祉課長

今おっしゃられたとおり要援護者1人に対して支援者を原則的には3名選定をしていたくという形をとっております。これは委員からおっしゃられた向こう三軒両隣とか、そういった身近なとか近所の方々を中心となっていると。ただ、なかなか見つからないというようなことで代表の方とか班長さんであるとか、そういった方が何件も受け持っているという例もございます。それにあわせてではございませんけれども、市で登録いただいた方、あるいは支援者を決めていただきまして、各地区ごとに名称変わります。避難行動要支援者というふうに昨年度から名称が途中から変わったんですが、この方の一覧の名簿を作成いたしております。この名簿につきましては住民自治組織の代表の方、あるいは民生委員の方、それから警察、消防等の関連機関等々に毎年6月ぐらいの段階で提供をさせていただいております。ですから、住民自治組織ですと役員が毎年変わるというような例もございますけれども、どの方が支援が必要かというようなものにつきましては毎年提供させていただいておりますので地域が一体となって、その方々の有事の際には支援をしていただければというふうなことで考えております。

油原委員

そういう情報を提供している。もう少しそういう認識がされてない地域も、私が住んでいるところもなかなかおりにこないんで、そういうことがあるのか。今後ともひとつ徹底をしていただきたい。

最後に219ページです。学力の向上についてです。これはサマースクールの実施を5日間夏休み休業中にしているということでもありますけれども、サマースクールの成果についての検証はどうなっているのかお知らせください。

小貫指導課長

サマースクールにつきましては指導課で学校訪問等をさせていただきまして、取り組み状況の視察または聞き取りを行っております。小学校におきましては確認テスト等の正答率が向上した。80点以上の児童の割合が増加した。中学校においては学習意欲の高まりが感じられた。苦手意識の改善につながった等の確認をしているところでございます。学力の三要素で言えば、主体的に学習に取り組む態度及び基礎的、基本的な知識、技能の習得に成果があったと捉えております。また、参加人数等も学校から報告をいただいておりますが、延べ人数といたしまして1万293人が参加したというところを把握しております。

油原委員

成果があったということでもあります。夏休みですから5日、できれば10日ぐらいやってほしい。そういう中で学習方法として、基礎ができない子がいて勉強も嫌いになってしまいますので習熟度別、基礎的なことを教える、発展的に教える。そういうような習熟度別学習というものも踏まえたサマースクールであってほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

小貫指導課長

油原委員ご指摘のとおり、学力向上のための補充発展指導の中では習熟度別の学習は非常に有効な方法であると認識しております。市の学校教育指導方針の中でも、習熟度別の学習指導を積極的に実施してほしいと各学校にお願いしているところでもございますので、サマースクールにおいてもそのような助言をしまいたいと考えております。

山宮委員長

ほかにありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

成果報告書からいきます。41、42なんですけど、保育預かりサービスの充実ということなんですけど学童保育ルームのことについてお伺いいたします。

現在学童保育ルーム充実されていると思うんですけども、その中で指導員がたしか108名いるということなんですけど、この指導員の人たちの資格について国で指導員について資格をきちんとしなさいということで、龍ヶ崎においては元学校の先生とか保育士とかと採用していると思うんですけども、まだまだそこまでいってない方がいると思うのでその辺のことについての研修についてお伺いします。

黒田生涯学習課長

支援員の研修につきましては各学期ごとに全員を対象に研修を始めております。今年度も4月の際に教育長にご講話をいただきまして、支援員としての心構えや成長過程における児童の規範意識などについてご講話をいただいたところです。それと県でも資格取得に際しての研修が始まりまして、今年度は22名の支援員が資格取得のための研修に参加をしているところでございます。

伊藤委員

学童保育については以前事故もあったのでしっかり行ってほしいと思います。

あと各学童保育の担当の支援員というのは結構多いですね。いつもその支援員じゃないですね。その辺の留意点があったらお伺いしたい。

黒田生涯学習課長

支援員につきましては各ルーム原則2名ということで配置をしております。加配が必要なお子さんに対してはそれぞれ1名ずつ配置ということでしております。しかしながら、勤務日数等に制限等がございますので複数の人数の支援員を配置しております。なるべく前日支援にあたった先生は翌日もどちらか1名は残るようにということでシフトを組むように指導をしております。

伊藤委員

その支援員の流れが途中で途切れることなく、今おっしゃったようなことについては十分気をつけて今後もやっていただきたいなと思いますのでよろしくお伺いいたします。

次です。51、52ページです。医療と給食費の負担軽減というところなんですけれども、医療費については今議会でも18歳まで助成制度ができたということなんですけど、給食費のことについて第3子が無料ということは皆さんすごく喜ばれているんですけども、お子さん2人持っている方は給食費負担が結構大変というお話があるので、ここの中には負担軽減の充実策について市の財政影響を考慮しながら検討するというふうになっているんですけど、市長は一番はじめのころは無料にするというお話もあったので、この辺の検討がどんなふうに進められるのかお伺いをしたいと思います。

大和田学校給食センター所長

検討を引き続き行っていくという表現にしてございます。今ご指摘のように現段階では小中学校に同時に3人以上就学されている世帯の第3子以降という限定で実施しております。資料に記載のとおり、かかる経費は約1,200万円、これが給食費負担金の歳入減という形で予算書の中には網羅されてまいります。

ご指摘の拡大ができないかというふうな解釈でよろしゅうございますでしょうか。検討

という中で企画、財政のほうに試算という形で投げかけてはおります。ただ、先ほど申しましたように予算の歳入減に直結するものですので、その年々の単発的な事業ではなく、継続していく事業であるという背景もあって、なかなか拡大の実施が難しいという状況だと思います。先ほど委員からあったように、第2子までとかいくと幾らになるのかなという試算とかはしておりますけれども、手元の資料では試算では約8,000万ぐらいになってしまう。第2子と第3子までやるとですね。そうしますと全体が3億2,000万ほどですので4分の1ぐらい毎年減になっていくフォローを市財政で賄えるかどうか。そういう判断が難しいというのが現状だと思います。以上です。

伊藤委員

市の財政の状況もわからないわけではないんですけれども、市民の生活が若い人のところで給料が上がっているかと言えば、なかなか上がっていないという実態もありますので、ぜひ検討をなるべく早くそして実現できるようにお願いしたいなというふうに思っております。

次です。55ページです。3人っ子応援制度です。これは今年度208人、助成金の交付者数は。去年は114人なんですけれども、政策の効果についてどんなふう感じているかをまず伺いたします。

服部こども課長

この制度につきましては平成21年度から平成25年度までの間に生まれました第3子の出産祝い金制度の児童を対象としまして、3歳から小学校へ上がるまでこの間の保育所、幼稚園等の保育料の負担軽減を図る事業となっております。26年度と比較しまして決算額が増えております。こちらにつきましては26年度の対象が平成21年度、22年度、この2カ年に生まれた方を対象としていました。27年度につきましては21年度から23年度、3年間に生まれた方が対象になったということで決算額も増大しているというようなところでございます。

新たな多子世帯向けの支援制度は何かできないかということで内部でもいろいろ協議を重ねているところでございます。参考までに国のほうでは保育所の保育料、こちらの取り扱いが平成28年度4月から変わっております。今まで基本的に第1子は全額、第2子が半額、第3子は無料というような形の保育料の体系になるんですが、保育所の場合ですと3人が同時に入っていないとそういう扱いはできないという決まりになっていました。今年の4月からどうなったかといいますと、これが年収につきましては360万程度の収入の世帯に限ってという条件付きなんです、その上限を撤廃しまして、実際生まれた第1子、第2子、第3子というような保育料の扱いになったと。国ではこういうような改正も行われたところでございます。そういうような情勢を踏まえまして、新たな支援制度を今協議している状況でございます。

伊藤委員

休憩いたします。午後3時15分再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。伊藤委員。

伊藤委員

この制度は終了するという話もありますので、そうでなくて継続できるような何かをぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますので、期待しております。

次です。67, 68です。小中学校の適正規模、適正配置についてです。既に質問がありましたけれども、違うところで68ページに大宮小学校と川原代小学校との意見交換会を実施したということだったんですけれども、どんなような意見が出たのかだけお伺いをいたします。

足立教育総務課長

まず大宮小学校なんですけど、意見としてはこちらから大宮小学校だけではなく、市全体の児童・生徒数が少なくなっているというようなご説明をしたんですが、大宮小学校はまだ少なくとも複式学級とかにならないんだったらこのまま継続してほしいというご意見がありました。おおむねそういうようなご意見が多かったということです。川原代小学校につきましても、川原代小学校だけじゃなく、やはり同じように市全体の児童・生徒数の今までの推移と推計のお話あったんですが、今までとちょっと川原代は違いまして、保護者の方、地域の方々も私たちはどういうふうにしていけばこれからいいのか、一緒に考えていこうというような感じの会議でありました。

伊藤委員

本当に学校というのは地域にとって大切なところだと思いますので、その地域の人々の考えを合意のもとで進めたんでしょけれども、さらに合意を求めていってほしいなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

次です。153ページ、154ページです。これについても質疑があったんですけど、違う観点からお伺いします。154ページ高齢者の居場所づくりについて、平成29年度から開始される総合事業、地域支援事業の中で事業化していくことを目標に実施にあたっての課題を整理しつつ、引き続き市民協働課と十分な協議を進めていくということなんですけれども、具体的にこういうグループができる、こういう事業所ができるというのがあったらお伺いしたい、それと総合事業が間に合うのか改めてお伺いします。

本谷高齢福祉課長

居場所づくりについてです。先ほども話ししましたけれども、これを実践していくのは行政ではなくて、歩いて行けるご近所の範囲でどこか場所を自分たちで借りて、そういったお茶飲み会、あるいはそういうところでの話す場、あるいは何か私たちは買い物、勉強したいから来てとか、体操とか、そういった活動を住民が主体となって行っていただけるように進めていきたいというふうに考えております。

そういう形で住民主体の活動の場を増やしていくこと自体が住民同士のきずなであったり、あるいは住民同士の支え合いであったり、そういったところを増やしていくこと自体が一つに高齢者が住みよいまちづくりにつながっていくんだというような、今までの居場所づくりに対する概念が我々も平成27年度改正で先進の自治体でやっていることを研究をし、中で自覚をしていったということがあります。

先ほども先進地は関西のほうの自治体をご紹介しましたけれども、実際この近くでは千葉県の流山市でふれあいの家というものを実施しております。我々も松葉を7月に実際に訪問をしまして、いろいろお話を聞いてきております。基本的には家賃も含めて運営するにあたっての支援、経費、場所を設定するにあたりそろえる最初の費用がいろいろ用立てる必要があることもあると思うんで、そういったところに対する支援というような形での二本立て。さらには実際活動が始まったときに人的に我々が介護予防の体操を指導しに行ったり、もっと介護保険の制度を知っていただくということで出前講座に行ったり、そういった形での支援はしていくと。それ三本で支援をしていくということを考えております。

先ほど総合事業というようなお話がありましたけれども、総合事業では基本的に介護予防、日常生活支援総合事業というのが正式名称ですけども、総合事業の中には基本的に今まで介護保険制度の中で通所と訪問の介護サービスがありましたけれども、制度改正で

それが介護保険制度の外に今度は移された。いわゆる地域支援事業のほうでやる。地域支援事業というのは地域に合った形で、そういった通所、あるいはデイサービス、あるいはホームヘルプというものをつくったらどうだ。介護保険制度だけでは日常生活賄い切れませんから、地域に合った形でそういったサービスをつくっていくということが求められたわけです。それに対して我々はこの4月から計画が始まって、夏場に事業所と交渉をし、現在それを着々と進めて、4月から始められるというような射程には入ったというふうに自覚しております。

伊藤委員

そういった点では本当に4月の時点でどうなるのかということと、住民の皆さんの気持ち、上から押しつけられたものではないということも私もわかりますけれども、だからといって、そのままそういうものが上手に醸成していくかということについてはなかなか難しいところがあるので、その辺は地域住民とよく相談しながら、総合事業もスムーズにいけるようにしてほしいなというふうに思います。ただ、その総合事業そのものについては私としてはいろいろ難しいところはあるのではないかなというふうに思っていますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次は決算書です。98ページ。一番下の01010600障がい者自立支援事務費です。手数料があるんですけども、役務費が前年度よりも約半分の値段になっているんですけども、何か原因があるのでしょうか。そういった事務が少なくなったのかということについてお伺いをいたします。

渡邊社会福祉課長

障がい者支援法に基づく福祉サービス事業所につきましては実際に障がい者の方が利用された件数によって毎月請求額を計算いたしまして、利用者負担分を除いた金額を市に対して請求を行うということでございます。この請求の取りまとめというのが茨城県国民健康保険団体連合会が行っており、この連合会で取りまとめた毎月の請求に対して市では支払い、またその審査を行う手数料を支払っているところです。

平成27年度審査支払い手数料が減額になった理由については国保連合会が平成26年度に余剰金が発生したというようなことで、これを平成27年度分の審査支払い手数料の減額により余剰金を使うということで、これまで単価が平成26年度までについては1件当たり200円であったものが、限定といいますか27年度については1件当たり50円に下げたというようなことで3分の1程度近くに減少しています。障がいのサービス件数については減っているということはありません。

伊藤委員

ありがとうございます。それで安心いたしました。

次です。102ページです。下の段の010121060介護施設整備支援事業です。補助金として介護施設開設準備経費等支援事業になっていますけれども、どこの部分なのかということと介護施設を開くということですので、これで待機者がどうなったのかについてお伺いいたします。

本谷高齢福祉課長

介護施設等開設準備経費等支援事業でございますが、特別養護老人ホーム龍ヶ岡40床増床した分でございます。以上でございます。

伊藤委員

失礼しました。40床増床したことで待機者数についての影響をお願いします。

本谷高齢福祉課長

第6期計画での見通しでございますけれども、現在特別養護老人ホームを新たにまた建てるとのこと。それから老人保健施設1件ということで、これが整備されれば平成29年度末時点においては第6期計画においては待機者はゼロというようなことで見通しを立てております。

伊藤委員

ありがとうございます。

次です。106ページ。01013000児童扶養手当支給事業です。この支給者数と父子家庭への支給状況をお伺いいたします。

服部こども課長

平成27年度の児童扶養手当の受給者数ですが平成28年3月末現在の状況で申し上げますと父子家庭が36世帯、母子家庭が640世帯、それから養育者の家庭が2世帯、総計で678世帯というような状況でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。それで支給要件なんですけれども、以前相談受けたときに、お孫さんを預かっていて、公的年金を受けているから扶養手当を受けられないというお話があったんですけれども、そのことについて最近はどうなっているのかお伺いしたいと思います。公的年金というのは夫婦で暮らすのが精いっぱい、なかなか大変な経済状態だったんですけれども、以前そういうことがあったのでどんな変更があったかだけをお伺いします。

服部こども課長

ただいまご質問のありました改正点なんです、平成26年12月で改正がございます。お子さんを扶養しております祖父母等が公的年金を受給している場合、今までは対象としておりませんでした。しかしながら改正がございまして、年間の公的年金受給額が児童扶養手当の所得限度額を下回った場合、その差額分を受給することができるとなっております。参考までに平成27年度は3件該当されていらっしゃる方がいるというような状況でございます。

伊藤委員

よかったです。このことについても広報で周知していただけるとありがたいと思います。

次、110ページ。01013500次世代育成支援対策事業、18の備品購入費です。移動式赤ちゃんの駅ということで備品購入されているんですけれども、実際の活用についてお伺いします。

服部こども課長

移動式赤ちゃんの駅についてでございます。市内で開催されますイベント等に乳幼児の方を連れた家族が安心して参加できるようにということで、昨年度テント2張り、おむつ交換台、折りたたみ椅子、テーブル等を購入いたしました。こちらのほうの利用状況ですが、こどもまつり、ふれ愛広場、まいんバザール等で利用させていただいております。この移動式赤ちゃんの駅につきましては随時貸し出しも行っております。まだ、十分な周知がされていないのかなという反省もございます。昨年度はちなみに社会福祉協議会に貸し出しを行ったという実績のみでございます。

伊藤委員

せっかくの備品ですので、周知徹底で多くの人、団体が利用してもらえるようにお願いをいたします。

あと、174ページです。01026300奨学生援護事業です。先ほど訂正もあったんですけども19人受給ということなんですが、学年別に受給者数をお願いします。

足立教育総務課長

先ほど訂正申し上げましたが、27年度ということでは今年度は24人。今年度でよろしいですか。

伊藤委員

27年度で。

足立教育総務課長

27年度19名の内訳につきましては1年生が9人、2年生が6人、3年生が4人、高校生19名です。

伊藤委員

この奨学生制度を利用したいという応募者数は何人だったのでしょうか。

足立教育総務課長

平成27年度は16名の応募がありました。

伊藤委員

16名のうち10名ですか、新たに受けられたというところでは今の状況の中では貧困の中で、高校も経済的理由でやめるという方も結構いるので、ぜひ件数を増やしてほしいと思うんですけども、考え方について伺います。

足立教育総務課長

この制度はそもそも平成元年に市の篤志家の方から1億円をいただいて運用していたわけなんですけど、時代の変遷とともに条例も改正しております。議員の皆さんに協議いただきながら、平成17年には利子の都合で元金を割ってしまうということで、果実運用型から目的基金にいたしました。また、24年にはスポーツや文化にも枠を広げようということで、そちらにも支出するようにいたしました。また、一昨年はほかの委員のご提案で、もう少し枠を広げられないだろうかというご提案もありましたので、教育委員会でも十分協議して広げたんですが、何分、平成元年当時は3%から4%利子がありましたので300万、400万の中で十分運用できたのですが、今の決算書にも書いてあるとおり、8万円しか利子がつかないということで、出した分だけ目減りしていくということで、今8,000万になっております。ということで生活困窮、十分わかるんですが、何分にもその条件だけ言いますと、先ほど申しましたように10%、1学年にすると70人の方に支払っていくのは物理的に無理が生じてきますので、個人の意思を大切に尊重しながら、末永くこの制度を継続してまいりたいと考えておりますので、その都度その都度丁寧に審査して、昨年度は10人でした。今年度も10人だったのですが適正に審査して長く継続してまいりたいと考えております。

伊藤委員

寄附された方の基石もわかりますけれども、今高校へ入るといのはごくごく普通のことだと思ふんですね。しかもそれで経済的な理由でやめなくてはいけないということ

考えれば、何らかの手だては必要なんじゃないかなと思いますので、こちらも検討していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

最後になります。198ページ。01031500体育振興活動費です。新しい取り組みだと思っ
んですけれども、茨城県民駅伝参加事業についてお伺いいたします。内容について、選手
の数、そういうことについてお伺いします。

北澤スポーツ推進課長

茨城県民駅伝につきましては、平成27年度に第32回茨城県民駅伝の市町村対抗の部へは
じめて参加をしたものでございます。12月12日に笠松運動公園の周回コースで7区間、
17.99キロメートルで開催がされております。25チームが参加した中で11位という結果と
なっております。出場選手は中学生から一般成人の混成チームのため、12月にたつのこフ
ィールドで行った選考会の記録を参考といたしまして選考会議で決定をいたしました。1
区が中学生男子、2区は高校女子、3区が高校男子、4区が中学女子、5区が中学男子、
6区が一般女子、7区が一般男子となっております。

伊藤委員

はじめて参加して成績もよかったということですのですごいななんて思ったんですけれども、
このことについて引き続き参加できればいいかなというふうに思うので、そのことをお願
いしまして終わりにいたします。

山宮委員長

ほかにありませんか。金剛寺委員。

金剛寺委員

決算書の100ページの障がい者地域生活支援事業の中の13の委託料の中の地域活動支援
センター運営なんですけれども、費用的に見ると昨年度より増額となっているんですけれ
ども、同じく実績データ集の21ページに、このいなしきハートフルセンターの利用状況と
龍ヶ崎地域活動支援センターの利用状況という数はあるんですけれども、これ自体は何か
昨年よりも減少しているように思えるんですけれども、この内容についてお聞きいたしま
す。

渡邊社会福祉課長

地域活動支援センターへの委託金についてでございます。現在当市では2カ所の地域活
動支援センターを設置いたしております。今言われたように、いなしきハートフルセンタ
と龍ヶ崎市地域活動支援センターでございます。こちらにつきましては龍ヶ崎の地域活動
支援センター、これは2市2町の負担金で運営しております。また、いなしきハートフル
センターにつきましては近隣の5市2町による負担金で運営を行っております。なお、こ
の負担金の算出方法といたしましては構成する市町における人口の割合や施設を利用して
いる在籍者の割合、また施設が所在している市が負担する割合などによりまして算出を行
っているところでございます。

当該委託料が増加した主な要因についてはいなしきハートフルセンターの在籍者全体に
占める龍ヶ崎市の利用者の割合が前年度と比較して増えたものでございます。以上でござ
います。

金剛寺委員

ありがとうございました。

次にいきます。決算書の20ページのところの国庫支出金のところなんですけれども、こ
この施設型給付費、この辺は新しい子ども・子育て支援新制度に基づくとということで説明

されて、このほかに22ページの下のほうに移行しなかったところの幼稚園就園奨励費。あと県支出金の決算書の26ページのところの子どものための教育・保育給付費ということで、これ残りの27.5%の2分の1という説明があったんですけども、新しい新制度になって、名称も全然変わってしまってなかなか比較も難しいところなんで、新制度に基づいてどのように変わったのかと昨年度と比べるとどうなのかについてお尋ねします。

服部こども課長

今お話のありましたとおり平成27年度から子ども・子育て新制度がスタートしたところでございます。平成26年度につきましては、市で入所決定や運営費の支払いを行っているのは保育所のみというような状況でした。したがって、その際の歳入と歳出の項目の名称は保育所運営費私立分というような名称でございました。しかし、制度改正を受けまして国の流れ等もありまして、既存の私立保育所9園に加えまして、これまで幼稚園だった7園が新たに新制度に移行したところでございます。名称につきましては施設型給付費、歳入も歳出もそのように改めたところでございます。施設型給付費におきましては国で定めた保育単価、これから国で定めた保育料、これを差し引きましてその差額の2分の1が国の負担、残りの4分の1を県と市のほうで負担する制度になっております。

参考までに国庫負担金のほうの話がありましたので、平成27年度の施設型給付費約5億300万でございます。こちらにつきましては前年度比で60%増というようになっている状況でございます。

なお、新制度におきまして幼稚園、認定こども園の1号認定、これは保育を必要としない子どもの方々の給付費なんですけれども、こちらにつきましては国において保育単価、の72.5%しか給付費として見ませんというような現行の制度になっております。それで残りの27.5%のほうは県と市で2分の1ずつ負担しなさいというような制度に変わっております。先ほどお話がありました2分の1の県の補助金につきましては、26ページの中段にございます子どものための教育・保育給付費約5,000万の歳入となっているところがございます。以上です。

金剛寺委員

同じく子ども・子育て新制度に基づく歳出の面のほうでもお願いしたいんですけども、決算書の110ページの子ども・子育て支援事業の19の負担金の中に施設型給付費の管内分、管外分というのがあるんですけども、この辺もまとめてお願いいたします。

服部こども課長

負担金につきましては110ページ施設型給付費、こちらの項目でございます。新制度における施設型給付費でございますが、保育単価は国で定められておきまして、毎月幼稚園、認定こども園、それから保育所。定員によって保育単価というのは異なるんですが、この定められた保育単価を各園にお支払いをしているという状況でございます。決算書に記載してございますが、平成27年度の施設型給付費、15億1,990万、こちらのほうも前年比で比較しますと62%増というような状況になっております。

なお、その新制度におきましても各保育園で様々な一時保育、延長保育、病児保育等々の事業を実施しております。こちらにつきましては114ページに記載してございますが、私立保育所保育助成事業で交付をさせていただいている状況でございます。以上です。

金剛寺委員

そうしますと新しい新制度になっても各園に行っている負担金についてはほぼ同じというふうに考えてもよろしいですか。

服部こども課長

数カ月に1回幼稚園の園長会議が開催されておりまして出席させていただいております。その際、生の声を聞いているんですが、新制度に移行して運営はよくなったというような声をいただいております。これは制度の内容の問題もあるんですけども、端的に言いますと保育単価が上がっているというようなことからだと判断しております。

金剛寺委員

ありがとうございました。

次にいきます。決算書の120ページで成人保健事業の中の13の委託料の中に生活習慣病健康診査というのがありますが、これは27年度からの龍ヶ崎市の新しい新規事業で、年齢を35歳から39歳というふうに下げたところで新しい健診をされたわけですが、これの実施者数とか内容についてお聞きします。

宮田健康増進課長

40歳からは特定健診があるんですが、27年度から若い世代で35歳から39歳までの健康診査を新規に始めました。対象者の数は4,868人でした。その中で受診者が334人、受診率は6.86%となっております。こちらは国保だけではなくて、ほかの保険の方もありますので、対象者自体は4,868人ありますので、受診率は低い形で、実際は会社に勤めていて会社で受けている方も結構いらっしゃると思います。

金剛寺委員

そうしますと新しいこの年齢枠を下げたところでは334人の受診者があったということですね。

宮田健康増進課長

そうでございます。

金剛寺委員

次にいきます。決算書の180ページ。小学校管理費の13の委託料にアスベスト調査というのがあります。同じく中学校管理費にもアスベスト調査、今回全部の施設についてやられているように思いますけれども、この調査方法と調査結果についてお聞きをしたいんですけども、事業実績データ集の47ページに川原代小学校についてはアスベスト撤去という記載がありますので、この点についてもあわせてお聞きをいたします。

足立教育総務課長

まず順を追ってご説明したいと思います。27年度に行ったアスベスト調査につきましては、既に実施しております壁や床や児童・生徒、また教師が直接目にするところではなく、煙突、いわゆるダクトの中ですとかボイラー室の中ですとか、そういう中に使われているもの全て調査しなさいというような文科省の通達がありまして行いました。その結果につきましては、すぐに除去しなければならないとされているようなアスベストはありませんでした。一部建材に混入されているアスベストはあったのですが、それはそのままでも差し支えないようなアスベストで今回調査いたしました小学校、中学校、及び予算は費目は別になるんですが、教育施設全て調査いたしまして、すぐに撤去するようなデータはありませんでした。検査の方法は疑わしい建材を採取しまして、その検体を研究所へ行って分析するというような方法です。何%アスベストが混入されているか、またどのような種類のアスベストが混入されているかというような検査を行いました。

川原代につきましては3年ほど前の全部図面を引っ張り出しまして調査いたしまして、一部川原代の運動倉庫の屋根の裏、目にするところではないんですが、その部分に使われ

ていましたので全部撤去というような形で処理をした工事費が27年で計上されております。以上です。

金剛寺委員

ありがとうございました。

次にいきます。決算書の194ページの文化芸術普及事業の19の補助金のところに、市まちづくり文化財団のところに補助金が出ているわけですが、この補助金の算定根拠みたいところでお願いをいたします。

黒田生涯学習課長

文化会館、歴史民俗資料館につきましては、公益法人であります龍ヶ崎市まちづくり文化財団が指定管理者となっております。指定管理者の算定の際に、本来民間業者に委託した場合の人件費ということで算定をされております。そのような算定ですので実際の文化財団の給与とは差額が生じております。その際に経営改善をするということを条件にしまして、算定上の人件費と実際の給与実額との差額分の2分の1を限度に補助金を交付するというので合意がなされまして、27年度まで交付がなされたところでございます。

実際ですが平成26年度については経営改善がなされ、補助金はゼロ。27年度につきましては当初予算518万2,000円のところを152万5,547円となっております。平成28年度につきましては予定どおり補助金はなしということでございます。

金剛寺委員

わかりました。

次にいきます。決算書の同じく194から196にかけてですが、図書館管理運営費の13の委託料で中央図書館管理運営、27年度から指定管理者制度という方向に移行されたわけですが、点検評価報告書の31ページに利用者数については記載がありますので、昨年度と比較すると今年度については貸し出し人数、貸し出し冊数とも中央図書館については増加をしていますので、また事業についても継続されている点が多いかと思えますけれども、特に指定管理者になって新しく始めた点、変わった点があればお尋ねします。

黒田生涯学習課長

はじめに開館時間になりますが、9時30分から17時30分ということで30分間延長させていただきました。

あと開館ですが、これまで毎週月曜日閉館となっておりますところ、第2月曜日のみの閉館ということで、これまで平成26年度については307日の開館でありましたところ、平成27年度については341日の開館となったところでございます。

初年度につきましては市直営で行っていた事業を漏れなく引き継ぐということを最優先として取り組んでいただきましたが、新規事業についても実施をしていただいたところでございます。点検評価報告書の31ページのところにもありますようにナクソス・ミュージック・ライブラリーや商業データベースの導入、県内でも数館しか導入事例のない電子図書館の開設などについては特筆すべきではないかというふうに考えております。

文化講演会につきましても、これまで隔年で実施しておりましたものを読書会連合会さんの協力などを得まして、昨年度は絵本作家ののぶみさんをお招きしての講演会などを開催したところでございます。ただ、初年度ということもありまして指定管理者でも経費を圧縮したようなところもありますので、今後はもうちょっと積極的に事業展開をしていただきたいというようなことで申し入れをさせていただきましたとともに、職員のモチベーションというものも非常に大事だと思いますので、処遇改善などにつきましても申し入れをさせていただきましたところでございます。以上でございます。

金剛寺委員

同じく図書館の運営で書籍の購入、資料の収集。指定管理者になってからの方針、実績等についてお願いいたします。

黒田生涯学習課長

書籍の購入費につきましては例年1,500万円程度ということで購入させていただいておりましたが、昨年度については2,050万円ほどの書籍の購入となっております。新規の購入図書につきましては8,742冊でございます。電子書籍につきましては1万2,393件ございまして、総額といたしまして2,059万3,626件となっております。

市民の方から新刊図書の購入が少ないのではないかとというようなご意見もいただいておりますので、年度途中から購入した本の背表紙をカラーコピーしまして、入り口を入ったところに掲示をするとともに、今月は何冊購入しましたというようなことを表示しましたら、そういったお問い合わせも少なくなったと伺っております。

金剛寺委員

次に移ります。決算書の198ページ運動公園等管理運営費の14の使用料及び賃借料が昨年と比較するとアップしておりますけれども、この内容についてお聞きします。

北澤スポーツ推進課長

昨年度たつのこアリーナトレーニング室の有酸素系機械の老朽化に伴いまして、新たな機械に入れかえを行ったものでございます。平成27年10月1日から32年9月30日までの5年間のリースとなっております。ランニングマシン9台、バイク9台を含む25台を入れかえたものとなっております。このリース料につきまして10月から3月分の6月分、月額42万3,360円、25万160円が増額になっている分でございます。以上です。

金剛寺委員

運動公園は26年度から指定管理者となっているわけですがけれども、実績データ集の54ページの利用者数を見ますと、例えばたつのこアリーナは昨年度と比較すると1万7,000人ぐらい多くなっています。あとたつのこフィールドが1万人ぐらいのプラス。あとたつのこスタジアムはマイナス4,000人ぐらいという感じだと思うんですけども、特にたつのこアリーナで増えている内容についてどういう取り組みの結果増えたのかについてお尋ねします。

北澤スポーツ推進課長

大きな要因として考えられますのはスポーツ教室のトレーニングメニューの種類が増えたことだと考えられます。市が直営で管理運営を行っていた平成25年度はボクササイズやエアロビクス、ヨガなど7種類、12教室が開催され、年間の利用者は1万2,729人となっております。指定管理者になってからは子どもから高齢の方まで参加できるトレーニングメニューとなっており、平成27年度は3カ月のコース型教室としてヨガやキックボクササイズ、ジュニアバスケットボール、健康アップ体操など19種類、34教室。1カ月のコース型教室といたしましてクロールマスターや平泳ぎマスター、腰痛水泳など5種類、9教室。無料教室としてストレッチ・アンド・体幹トレーニングやリズム体操などが行われており、年間の利用者は4万2,607人となっております。以上でございます。

金剛寺委員

あとスタジアムはマイナスになっているんですけども、これは使用できなかった時期とかがあったんでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

スタジアムにつきましてははたまたま利用件数が少なかったものと考えております。

金剛寺委員

ありがとうございます。最後の質問項目にいけます。決算書の200ページ。学校給食運営費のところでお聞きします。光熱水費、昨年度と比較すると500万ほど減額となっています。この内容についてお聞きします。

大和田学校給食センター所長

光熱水費がかなり減っております。その理由についてでございます。一番大きいのはガス料金の減というのが挙げられるのかと考えております。前年度実績等を反映して予算化がされているわけなんですけれども、平成26年が実績で第一、第二調理場合わせて1,350万円ほどかかっておったんですが、これが1,050万、約300万円減になっております。ガス単価の値下がりというのも背景にはあるようなですけども、あと電気につきましても前年度比で1,180万のところ930万、248万円ほどの減。こういった形で各光熱水費のガス、電気、上下水道も若干下がっているのが主要因であると認識しています。以上です。

金剛寺委員

同じく賄い材料費のほうも昨年と比べると減額になっているんですけども、この理由についてもお聞きします。

大和田学校給食センター所長

賄い材料費につきましてはご指摘のとおり、平成26年度時点で3億4,700万ほどかかっておりました。平成27年度ですと3億2,500万、約2,000万ほど減しております。パーセンテージに直して6.25%ほどという認識でおります。背景といたしましては児童・生徒数の減数というのも要因の一部と考えておりますが、諸物価の賄い材料費の購入時の価格の乱高下というのがかなりありまして、調整をしながら食材を購入していた。幾分かの余裕を見ながら購入していたという背景もございます。以上でございます。

金剛寺委員

わかりました。

最後に同じところの委託料のところ産業廃棄物処理ということで550万ほどかかっているんですけども、これも28年度工事予定の第一給食センターの排水処理施設ができるのかなり減額になるというような見込みを話されているんですけども、これはどのくらいのものなのでしょうか。

大和田学校給食センター所長

お話にありましておとり今年の3月補正で急遽頂戴いたしまして、総額を繰り越しさせて対応させていただいております。夏休みの施工でつい昨日最終的な確認を終えまして、実質的には9月1日の給食開始から利用しているのが現排水設備、新しいものを使わせていただいております。

ご指摘の産業廃棄物の処理が下がるのではないかと。これに加えて最終的な汚泥処理、もかなり下がることは期待されていますけれども、何分稼働したばかりですので次年度の予算策定時期、あるいは年度末までその減については見計らうことも難しいので、その時点での報告とさせていただければと存じます。業者の試算ではかなり減る。どのくらい減るんだ。7、8割くらい減るんじゃないかというのは前回6月議会で荒井部長のほうからも答弁させていただいた内容でございます。以上でございます。

山宮委員長

ほかにありませんか。糸賀委員。

糸賀委員

1点伺います。決算書194ページから196ページ。図書館管理運営費です。今ほど質疑のあったところですが、委託料の中身についてお伺いしたいと思います。平成27年度は中央図書館が指定管理者に委託されて初年度ということで、それまで事業が遺漏なく引き継がれた。そして開館時間も延びて、休館日も少なくなったということでおおむね好評だったんじゃないかと思います。大変よかったなと思います。ただ、中央図書館管理運営費の約8,900万、収支報告書を見ますとその他管理費というのが予算額230万円に対して970万、4倍強の額に膨らんでいるんですが、この内容についてお聞かせください。

黒田生涯学習課長

この資料につきましては図書館の運営協議会の際に業者側から提出されたものの中にあるものなのですが、おっしゃるようにその他の管理運営費ということで当初予算を上回る予算額が計上されておりました。その要因としましては初年度ということで人件費をはじめとすると割と緊縮した予算執行がなされたというところがありまして、特に人件費の部分では500万円ほど決算額が下回るというような状況もございましたので、先ほども申し上げましたように今年度については職員のモチベーションのアップといったことも含めまして、処遇改善については努めるようにということで申し入れをしまして、年度途中からベースアップなども図られるようになりました。さらには初年度ということで本部からの人的援助というものがございましたので、その辺のところもその経費の中に含まれているというふうなことで考えております。

糸賀委員

この中央図書館は非利用料金制の指定管理になっています。そういう中で今もお話あったんですが、事業費については予算が380万円に対して240万ということで約140万抑えられています。人件費につきましては今ほどお話あったように500万、それから施設の維持管理費に関する経費では100万。予算よりしめて740万ぐらい抑えられているわけですが、それが全てその他管理費のほうに載せられているということを見れば、実質的には剰余金なんだろうと思います。この部分が余り膨らみ過ぎると事業の本質的な部分が損なわれかねませんので、この辺は十分ご留意いただいて指定管理者と協議いただければと思います。

同様のことが総合運動公園の指定管理についても若干言えるところがあるんじゃないかなというふうに思います。この総合運動公園に関しては評価シートが27年度分はまだホームページで公表されていませんので26年度分の決算で見ますと本社管理費というのが予算が600万円に対して1,700万と280%ぐらい膨らんでいます。ただ、この総合運動公園の場合は一部利用料金制になっていますから、事業収入自体が150%以上予算よりも膨らんでいますので、しかも還元金もあるということで事情は違うと思うんですけども、この事業費を見ますと200万ほど抑えられているところを見ると、共通する部分も若干はあるんじゃないかと思いますので、この点もご留意いただいて進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。大野委員。

大野委員

決算書の198ページ体育振興活動費、総合運動公園等管理運営費、総合運動公園リニューアル事業の三つが関連しておりますので一緒に質問したいと思います。

成果報告書の213ページに総合運動公園のリニューアル事業が載っております。その中で目的といたしまして、大規模大会やスポーツ合宿の受け入れ態勢を整備し、誘致することで交流人口の増加によるにぎわいの創出、市民が高いレベルの競技に触れる機会を拡充し、スポーツ振興都市としての市民福祉の向上に寄与しますということになっております。さらに215ページにはスポーツ健康都市の推進として、主要事業の概要の内容として東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプの招致に向けた活動ということでもって、昨年はキューバ、中国が27年11月、12月に合宿をしていたという実績があり、また、事前キャンプ候補地ガイドへの掲載ということでもってたつのこフィールドが陸上競技、たつのこアリーナが柔道、レスリングということで今後キャンプ候補地として掲載していく。

さらに次のページの217ページ、スポーツ健康都市の推進ということで、国体開催に向けておもてなしをする体制の整備に努めるということで龍ヶ崎市の準備委員会の設立総会ということで色々準備をしている。また、全国少年柔道大会が4月、関東ジュニア予選大会が6月、茨城県小学生の学年別柔道大会が2月に行われたということで成果報告書の中では書かれております。

そこで市長にお尋ねしたいと思います。平成19年にこのスポーツ健康都市宣言というのは採択されて現在に至っているわけですが、ここへ来てスポーツ健康都市宣言を推進するということがこういった決算が書かれております。スポーツ健康都市としての市民福祉の向上に寄与しますということですが、どのように寄与し、そして今後オリンピックや国体に向けてどのように寄与させるおつもりなのか、どのように考えているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

中山市長

質問の趣旨を私がちゃんと理解しているかどうかわかりませんが、スポーツ健康都市宣言をして龍ヶ崎市は特にその宣言をする段階で総合運動公園の整備などが進捗をしていた時期だったかと思えます。大変素晴らしいスポーツ施設が供用が開始され、それらをやはりフルに活用した中で市民の皆さんにスポーツに触れる機会を増やしていこうということが大変重要な龍ヶ崎市にとってのテーマになってきたんだろうというふうに考えております。そういうことで今回のスポーツ施設のリニューアル整備も市民の皆さんにそういう機会をもっと増やしてもらおう。例えば、フィールドの照明施設がございませけれども、暑い時期には涼しい夕刻の利用を促進をして、もっと活用してもらおう。また、その照明によって例えば、もっとレベルの高い競技の開催の可能性も増えてくる等々、そうすると市民の皆さんもレベルの高い競技者のプレーを目にすることができるなど様々な機会を生む契機となってほしいというのが願いでもございます。そういうことで市民がスポーツに触れる機会をもっともっと増やしていこう。今も様々な質問いただきましたけれども、各施設でもっと利用していただくという思いでこれらの事業を進めているところでございます。答弁になっているかどうかわかりませんが、以上です。

大野委員

スポーツ環境をよくする、あるいはスポーツに触れる機会を増やしていくということ、それはごもつものことだと思います。ただ、私はスポーツ健康都市宣言を見ますと、ちょっと読み上げますが、私たち龍ヶ崎市民一人ひとり、それぞれの環境の中でスポーツを愛し、スポーツに親しみ、ひいてはスポーツがもたらす健康的な生活が送れるまちを育てるため、ここにスポーツ健康都市を宣言しますというのがスポーツ健康都市宣言です。もちろん触れる、見るということも大事なことです。私はむしろスポーツをやる人口を増やしていく。そしてそれが健康につながると、そんなふうな形がやはり重きを置くべきではなからうかと私は思っております。別にスポーツ環境をよくする、あるいはスポーツに親しみ、触れるということをお否定しているわけではございません。あわせてスポーツ人口を増やすような政策をしていくべきではないかと考えております。

そういった意味で先ほどお話ししました決算書の198ページの体育振興活動費が517万4,829円でございますが、先ほど見ましたら平成23年には774万になっていました。この平成23年といいますのは財政調整基金が非常に一番少なくなった時期、一番どん底だったときからこの774万を恐らく緊縮、下げてきたんだろうかと思えます。それが結果27年度は517万ということでございます。この項目では市民向けというものは交付金の中で市スポーツ少年団交流大会、あるいはスポーツフェスティバル開催事業、そしてスポレクまつりの開催事業、それからスポーツ大会教室開催事業、こういったところが主な点かと思いますが、ここでスポーツ振興課にお尋ねしたいんですが、こういった大会開催にかかわる市民の人数はどのようになっていますか。

北澤スポーツ推進課長

27年度でございますけれども、スポーツ少年団交流大会は加盟団体の団員325人が参加している状況となっております。それからスポーツフェスティバルは市内在住、在勤、在学者延べ4,000人の参加となっております。それからスポーツレクリエーションまつりの開催事業でございます。こちらは市民約2,000人の参加となっております。

次に、スポーツ大会教室運営事業では市の体育協会加盟団体19団体がそれぞれ大会、教室を開催しております。こちらについては人数のほうは把握はしておりません。以上でございます。

大野委員

北澤課長がお話しした内容は27年度の実績と思いますが、前年度、前々年度の傾向はいかがなんでしょうか。例えば横ばい、下降ぎみ、上昇ぎみ、そういう大ざっぱな形で結構です。

北澤スポーツ推進課長

おおむね横ばいの状況だと思っております。

大野委員

そのとおりだと思います。そういった意味でスポーツ健康都市を宣言している本市としては先ほどのようなスポーツ環境をよくする、あるいは見る、触れる機会を増やしていくと同時に体育振興活動費を倍にしたって4,500万です。先ほどのバックスタンドに関してはリニューアル事業として今年度の決算は4,000万ということでございますが、補正後の予算は8,300万ぐらいになっております。そういった意味でもぜひ今後こういった体育振興活動費を増額してほしい。そしてスポーツ健康都市宣言、もう10年になりますけれども、それが名実ともにそうなるようなことを期待して質問を終わりにします。

山宮委員長

ほかにありませんか。後藤委員。

後藤敦志委員

3点お聞かせいただきます。

最初に108ページのコードナンバー13450たつのご預かり保育利用助成事業についてお伺いいたします。平成27年度の実績ということで、保育利用助成事業に登録をされた世帯数と実際に利用された世帯数、あと扶助費のところでも最大で幾らぐらい。上限は3万円ということですが、最大で幾ら、逆に最小で幾ら、そして実際に利用された方たちの平均でどれぐらいの助成をいただいているのか教えてください。

服部こども課長

こちらの事業につきましては一時保育、延長保育、病児保育、リフレッシュ保育、こち

らの利用に対して2分の1を補助するものでございます。はじめに登録世帯数を申し上げますと949世帯、登録児童数が1,327人。実際の利用世帯ですが、こちらのほうの延べ利用世帯としまして776世帯、実利用児童数につきましては944人という状況でございます。先ほどの程度の額がというようなご質問があったかと思えます。正確な数字はお示しできないんですが、上限が3万円というようなことで多く利用されている方でそれでも2桁、10万までにはいってないんじゃないかなというふうに思っております。

後藤委員

今延べで776世帯ということだったんですけれども、実利用世帯というのは把握はされていますか。

服部こども課長

実利用児童数で手元にあるんですが、944人という人数になっています。

後藤委員

わかりました。

次なんですけれども対象の世帯数、助成を利用できる世帯数というのはどれぐらいあって、要するに園に通っている世帯が何世帯ということだと思えますけれども、そのうちの実際に利用しているのは何世帯だということを知りたかったんですけれども、わかりますでしょうか。

服部こども課長

対象となる児童数というのはあくまで利用された世帯の方が対象ということですので、全部の世帯を拾って、それを分母とするとそういう考え方ではございません。

後藤委員

要するに私も保育園に子どもを2人通わせていますから、申請して登録すれば延長保育の助成をいただけるわけなんですけれども実際には登録していないわけです。それは何でかといいますと26年度当初に始まったときには登録をさせていただいたんですけれども、やはり2分の1というところの助成というのがありますし、実際に延長保育、1時間100円とか200円のうちの2分の1ということだと年間を通しても私の場合はいただけるのはありがたいんですけれども、数千円の助成金の額だったので結局登録はしたんですけれども、申請せずに助成金はいただかなかったんですね。要するにお伺いしたいのは共働きで子育てをしている世帯が登録するために平日に市役所のほうに行って、また利用して確定したら、助成金いただくためにまた市役所に手続に行く。そしていただく金額、上限が3万円、子どもが何人もいたら10万近くなる方もいらっしゃるのかもしれないです。そういった方はそれぐらいの手間は惜しまず行くでしょうけれども、数千円、1万円ぐらいの助成金であれば、そういう手間を考えたらしないという方もいるんじゃないかな。せっかくこういういいことをやっていただけているんですけれども、そういったその辺の手間がありがたいな、助成金いただきたいなと思っても、実際には登録もしないし、登録していても実際には助成をいただかないということにつながっているんじゃないかなというところを確認したかったので、その辺も踏まえて対象のうちどのぐらいの人が実際に利用されているのかという観点からも見ていただきたいと思いますと思ったんですね。当初26年に始まったときは予算としては1,000万だった。決算では500万。27年については予算の時点でも560万で決算もほぼ560万、100%近くで執行されたわけなんですけれども、これは3年目の事業になっているわけなんですけれども、この560万円、実利用で944名の方が27年度については利用されたわけなんですけれども、これは需要、保護者の皆様のニーズはこの560万円、944人で全て満たしているということで現状考えていらっしゃるのでしょうか。

服部こども課長

お答えします。

こちらのほうの助成金なんですけど、前年と比較しますと約10%近く決算額で伸びています。したがって、来年度もこの額で十分なのかというのはこれから十分検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

後藤委員

わかりました。ご説明の部分でもありましたし、11%伸びているということですから、利用する私も本当に利用したいなと思うんですけども、手続的なところでもう少し改善していただけるともっと利用しやすいと思いますし、本当はもっと実際には延長保育であったり、一時預かりだったり、実際に利用されているけれども、助成されてないという方は多くいらっしゃるんじゃないかなと私は思っているんですけども、公平にとはいいませんけれども、そういった方たちにもしっかりとこういった制度を利用していただけるようもうちょっと制度を、例えば、バウチャー制、クーポンですよね。そういった形で使ったら、そのクーポンでできるみたいな形にさせていただけるとなると使いやすい制度になって、もうちょっと皆さんに広く使っていただけるんじゃないかなとも考えたりもするので、その辺についても今後について検討していただければと思います。

次に移ります。114ページのコードナンバー14300の私立保育所助成事業ですね。データ集の26ページのところなんですけれども、補助金で保育士増員配置事業であるとか、延長保育促進事業、病児・病後児保育事業ということで、総額で1億1,300万、ここだと1億2,000万になっているんですね。補助金を出しているわけなんですけれども、これ具体的には保育士増員配置事業であれば1,694万、これで実際に何人増員されたのか。同じように延長保育促進事業で1,361万円でどのように延長保育充実したのか。病児・病後児保育もですね。その辺の具体的な成果を把握されてましたら教えてください。

服部こども課長

なかなか具体的な成果というのも非常に難しいところがあるんですけど、これはそもそも国における補助事業でございまして、様々な保育事業、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育事業それぞれ実施されているところの保育士の人件費分を補助する、そういった制度になっております。したがって、これは一応出来高で病児・病後児でしたら何人お預かりしたか実績は単価が決まっております、それによって幾らというような形の補助金を交付しているというような事業になっております。

後藤委員

わかりました。実際には人員増の部分であったり、人件費のところもしっかり使われているということは、そういった形で助成がされているのであれば当然だということなので、理解いたしました。これだけの金額の助成をされているんですから、ぜひ本当に何人増員になったんだとか、どれぐらいの受け入れ人数が増えたんだとか、そういった数値でぜひ実績データ集のほうには記載をしていただくとよりいいかなと思われましたので、お聞きをいたしました。ありがとうございます。

最後です。198ページのコードナンバー31600総合運動公園管理運営費でデータ集の54ページ、55ページのところなんですけれども、毎年お聞きしているんですけども各施設の稼働率を教えてくださいませんか。スタジアム、アリーナ、フィールド。アリーナについては各施設です。メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室と施設ごとの稼働率を教えてください。

北澤スポーツ推進課長

その前に金剛寺議員の答弁の訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。

山宮委員長

ただいま北澤スポーツ推進課長より発言の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

北澤スポーツ推進課長

先ほど金剛寺議員からの質疑で平成26年度からたつのコスタジアムの利用人数が6,000人減っている理由はというような質問があって、たまたま利用件数が減ったと答弁したんですけれども、平成26年度の利用件数が123件で平成27年度の利用件数が147件となっております。ですから、1回当たりの利用者数が減ったことが重なって6,000人の減少につながったものと思われれます。以上です。

山宮委員長

引き続き後藤委員の質問にお答えいただけますでしょうか。北澤スポーツ推進課長

北澤スポーツ推進課長

27年度の総合運動公園の稼働率についてお答えいたします。まず、たつのこアリーナのメインアリーナにつきましては89%、サブアリーナにつきましては91%、柔道場につきましては51%、剣道場が54%、多目的室が57%、プール、トレーニング室につきましては100%となっております、トータルで77%となっております。

次に、たつのこフィールドにつきましては62%となっております。たつのコスタジアムにつきましては31.8%。以上でございます。

山宮委員長

本日の会議時間を延長いたします。後藤委員。

後藤委員

ありがとうございました。昔は毎回言わせていただいていたんですけれども、この実利用者数増えていますし、利用者数の数値というのは大変重要な数値なんですけれども、マネジメントの観点から見れば稼働率という数字はとても大切な数字ですよね。ですから、事業実績データ集にはぜひ載せていただきたい。載ってなければ毎回質問するだけなんですけれども、ぜひ載せていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

この後特別会計に入りますが教育委員会につきましては関連がございませんので退席していただこうと思いますが委員の皆さんよろしいでしょうか。

【異議なし】

山宮委員長

ご異議がありませんので教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。長時間大変にお疲れさまでした。ありがとうございました。

【教育長・教育委員会退席】

山宮委員長

続きまして、議案第11号 平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、平成27年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ご説明させていただきます。

ページのほうは210ページ、211ページになります。まず、当市の国保の概要でございます。国民健康保険加入者の推移でございます。年度末の数字で申し上げます。平成25年度が2万2,143人、平成26年度が2万1,639人、平成27年度が2万1,074人ということで減少傾向でございます。

一方、加入者1人当たりの医療費でございますけれども25年度が21万3,500円、26年度が22万700円、27年度が22万4,800円ということで増加傾向にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

それでは、国民健康保険税でございます。全体の収納率を申し上げますと82.25%となっております。前年度が71.44%ということで10ポイント上回る増となっております。

次に、不納欠損額でございますけれども全体で1億1,200万ほどでございます。前年度が3億5,000万程度でございました。大幅な減となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。使用料及び手数料でございます。国民健康保険税督促手数料、これにつきましては190万7,000円の歳入でございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金でございます。療養給付費等国庫負担金、これにつきましては国庫の負担率が32%となっております。一般被保険者療養給付費及び後期高齢者支援金の拠出額、介護納付金の市拠出額、それぞれに対し32%の国庫負担でございます。

高額医療費共同事業拠出金であります。この事業は県単位で高額な医療費の発生に対する再保険的な事業でございます。市町村がそれぞれ割り当てられた額を拠出し、高額な医療費80万円以上ですが、発生した市町村にそこから交付金が交付されるというものでございます。この拠出額に対しまして国4分の1の負担でございます。

次に、特定健康診査と事業費につきましては事業費に対しまして国3分の1の負担率でございます。過年度分につきましては前年度の精算分でございます。

次に、国庫補助金でございます。普通調整交付金につきましては市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。普通調整交付金一般分につきましては医療分と後期高齢者支援分、介護納付金分については介護納付金分の交付金となっております。

次に、特別調整交付金につきましては特別な事情があると認められた場合に交付されるものでございます。東日本大震災後の医療費の増加などの事情が考慮されたものでございます。

次に、災害臨時特例補助金につきましては福島原発事故による避難区域からの転入者に係る保険税一部負担金の減免額に対する補助でございます。10分の8がここで補助をされておりまして、残り10分の2につきましては先ほど申し上げました特別調整交付金で措置をされております。

次のページをお願いいたします。療養給付費等交付金につきましては退職医療制度該当者に係る療養給付費等に対する交付金でございます。被用者保険から賄われるもので社会保険診療報酬支払い基金からの歳入でございます。

前期高齢者交付金であります。前期高齢者制度につきましては65歳以上、75歳未満の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する制度でございます。前期高齢者の加入が多い国保の財政支援を若年層の加入が多い被用者保険が行うという形になってお

ります。交付された額19億3,000万に対しまして、歳出で出てきますが市国保が納付する額、これについては73万円程度となっております。

次に、県支出金でございます。高額医療費共同事業拠出金につきましては先ほど説明をいたしました市の拠出額に対しまして県4分の1の負担でございます。特定健康診査等事業費及び過年度分につきましても3分の1の県負担、国と同額でございます。

財政調整交付金でございます。県の財政調整交付金は県内の市町村国保の財政を調整するために交付されるものでございます。

次に、高額医療費共同事業交付金は国保連からの歳入で拠出金からレセプト1件当たり80万を超える医療費につきまして、その100分の59が交付されるものです。

保険財政共同安定化事業交付金でございます。当事業は高額医療費共同事業と同じ目的の事業でございまして、レセプト1件当たりの医療費のうち80万円以下の医療費の部分につきまして100分の59が交付されるものでございます。平成27年度から拡大実施をされております。

次のページをお願いいたします。財産収入、国民健康保険支払準備基金利子につきましては2万954円でございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金ということで保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては低所得者の軽減といたしまして7割、5割、2割の軽減措置を行っております。その軽減分に対しまして県4分の3、そして市が4分の1を一般会計で措置をしまして、4分の4の形で一般会計から繰り入れるものでございます。保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましても軽減の被保険者数に応じまして国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1、これを一般会計で措置をしまして繰り入れるものでございます。国民健康保険事業職員給与費等繰入金につきましては人件費等の総務費分を繰り入れたものでございます。

出産育児一時金繰入金につきましては出産育児一時金歳出額の3分の2相当額を市が負担するというルール分の繰り入れでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては低所得者が多い、あるいは高齢の被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことできないような特別な事情に対しまして交付税措置されるものでございます。

その他一般会計繰入金でございます。総額で1億1,600万程度でございますけれども、内容といたしましてマル福波及増分につきましては約6,840万円、前年度と同程度でございます。保険事業費分につきましては約3,690万ほどでございます。前年度が2,900万程度でございます。最終的に国保会計の収支を均衡させるための赤字繰入金、これにつきましては約1,000万程度でございます。前年度につきましてはこの繰り入れはゼロでございました。

次に、国民健康保険事業繰越金につきましては前年度療養給付費等、補助金等の返還財源として繰り越したもの及び余剰分として基金積み立て分、これにつきましては1億4,000万円でございます。

次に、諸収入でございます。一般被保険者延滞金につきましては7,900万円程度でございます。前年度が1億円程度でございました。

次に、一番下の欄でございます。一般被保険者加算金につきましては調定額が37万5,463円、同額が収入未済となっております。これは坂東市の医療機関の診療報酬の不正請求に対する加算金40%分でございます。

次のページをお願いいたします。市預金利子でございます。歳計現金運用利子でございます。

次に、雑入、一般被保険者第三者納付金でございます。交通事故等に係る保険給付の賠償金でございます。交通事故15件分でございます。

次に、一般被保険者返納金でございます。返納金につきましては資格喪失後に国保で受診した際など、他の保険で支払うべき治療費を返納いただくものでございます。調定額が

758万円程度でございますが収入率については66.4%でございます。不納欠損については9件分でございます。

次に、退職被保険者等返納金につきましては収入済額が3件分でございます。

次に、前期高齢者指定公費でございます。70歳から74歳の前期高齢者の自己負担、これは2割のところを1割に据え置き措置依頼しておりまして、その1割分を指定公費として負担するものでございます。この制度につきましては平成25年度で終了しておりますけれども、現在は経過措置として当制度の該当であった方、この方が74歳になるまでの間対象となるものでございます。平成27年度で見ると72歳から74歳であった方についての1割分の国庫負担分でございます。

次に、特定健康診査受診者負担金、これにつきましては、基本健診1人当たり1,180円の2,819人分自己負担分でございます。特定保健指導教室受講者等負担金につきましては調理実習の材料費の自己負担分でございます。58人分でございます。

超高額医療費共同事業余剰金につきましては市町村拠出金から余剰金が出た場合に拠出額に応じて交付されたものでございます。以上歳入でございます。

次に、歳出でございます。220ページ、221ページをお願いいたします。職員給与費国民健康保険総務管理につきましては、保険年金課職員11人分でございます。

国民健康保険事務費でございます。報酬につきましては国保運営協議会委員の報酬及びレセプト点検員2人の報酬でございます。賃金につきましては臨時職員2名分でございます。需用費、役務費につきましては保険証等の作成及び発送経費でございます。委託料レセプト電算処理につきましては国保連合会での共同電算処理に係るものでございます。使用料及び賃借料につきましては国民健康保険システムの賃借料でございます。

次に、国民健康保険団体連合会負担金につきましては県国保連合会の事務共通経費の市負担分でございます。被保険者数に応じて負担するものでございます。

次に、国民健康保険賦課事務費につきましては納税通知書の印刷、郵送料等の保険税賦課に係る事務経費でございます。

次のページをお願いいたします。国民健康保険徴収事務費でございます。国保税の徴収につきましては総務部納税課のほうで事務を所管しております。主な内容でございますけれども督促状、催告調査等の作成、発送経費及び役務費手数料につきましては口座振替手数料、コンビニ収納手数料でございます。

次に、国民健康保険趣旨普及費につきましては窓口配布用のパンフレットの作成経費でございます。

次に、保険給付費でございます。全体の支出済額につきましては前年度と比較しまして1.7%の増となっております。

はじめに、療養給付費でございます。療養給付費につきましては保険証を持って医療機関にかかった際に窓口負担分以外の医療費の部分でございます。一般被保険者療養給付費につきましては前年度比で3.31%の増、退職につきましては前年度比25.6%の減でございます。

次に、療養費でございます。療養費は医師の指示に基づいた補装具、コルセットやギブス、あるいははり、きゅう、マッサージを受けた際の費用の自己負担分を除いた部分でございます。一般被保険者療養費につきましては前年度比で6.3%の減となっております。退職につきましては前年度比で53.89%の減と大幅な減となっております。退職被保険者の療養給付費及び療養費の大幅な減、これにつきましては対象となる人数の減によるものでございます。

国民健康保険審査支払手数料につきましては診療報酬の審査手数料といたしまして、国保連合会への支出でございます。

次のページをお願いいたします。高額療養費でございます。高額療養費につきましては医療費の自己負担分が一定額を超えた場合に、その超えた分が支給されるものでございます。一般被保険者高額療養費につきましては前年度比で12.18%の増、退職につきましては

は前年度比で31.86%の減ということです。

次に、高額介護合算療養費です。これは同一世帯の中で介護保険、国保のそれぞれの自己負担分の合計額が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものでございます。一般被保険者高額介護合算療養費につきましては6件でございます。退職についてはゼロでございます。

次に、出産育児一時金、これにつきましては92件分でございます。

次に、出産育児一時金支払手数料につきましては直接払い制度の手数料でございます。国保連合会への支出でございます。

次のページをお願いいたします。葬祭費につきましては108件分でございます。

次に、後期高齢者支援金等であります。後期高齢者医療制度におきましては74歳までの方が医療費の約4割を負担いたします。その負担分につきましては各保険者で拠出をいたします。後期高齢者支援金につきましては当市国保の負担金でございます。診療報酬支払基金への支出でございます。前年度並みの額でございます。後期高齢者関係事務費拠出金につきましては事務費分の拠出でございます。

次に、前期高齢者納付金につきましては歳入のところでご説明いたしました保険者間の負担の不均衡を調整する制度でございます。当市国保におきましては19億を超える額を収入し、納付するのは73万円強となっております。前期高齢者関係事務費拠出金につきましては事務費分の拠出でございます。老人保健事務費拠出金につきましては平成19年度で終了いたしました老人保健の精算に伴う事務経費でございます。診療報酬支払基金への支出でございます。

次のページをお願いいたします。介護納付金でございます。介護保険制度では40歳から64歳までのいわゆる2号被保険者が平成27年度においては全体の保険給付費の28%を負担することとなっております。その負担分でございます。介護納付金、これにつきましては当市国保の負担分でございます。前年度比で9.6%の減という状況でございます。

次に、共同事業拠出金でございます。歳入のところでご説明いたしました二つの事業について、それぞれの当市国保の拠出分について、国保連合会に支出したものでございます。その他共同事業事務費拠出金につきましては年金記録により、退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費でございます。

次に、保険事業費でございます。特定健康診査等事業でございますが、次のページをお願いいたします。役務費、通信運搬費につきましては受診券、勧奨通知、受診結果等の郵送料でございます。委託料、データヘルス計画作成につきましては新規事業であります。保険者である市が保有いたしますレセプト健康診断データを活用しまして、被保険者の疾病予防、重症化予防を図る保健事業計画でございます。特定健康診査につきましては集団検診及び医師会加盟の医療機関による医療機関検診に係る委託費でございます。集団検診につきましては3,350人、医療機関検診については334人という実績でございます。当市の特定健診の受診率でございますが平成27年度速報値で30.4%となっております。前年度は28.4%でございました。19負担金補助及び交付金につきましては県国保連合会の特定健診等データ管理システム維持保守に係る負担金でございます。

次に、医療費通知費でございます。医療費通知につきましては通常は2カ月に1回、年間で6回通知をしておりますけれども、平成26年度末におきましてデータの抽出トラブルがございました。郵送が4月にずれ込んだということがございまして、平成26年度分については5回、そして平成27年度分は7回分の経費でございます。

次に、人間ドック助成費につきましては市と契約している医療機関の検診額の2分の1、上限2万円を補助するものでございます。人間ドックが912件、脳ドック70件の実績でございます。

国民健康保険支払準備基金費につきましては新規に前年度余剰分1億4,000万円と基金の利子を積み増ししております。

次に、一般被保険者保険税還付金につきましては遡及して国保資格を喪失したことによ

る保険税の還付でございます。254件分でございます。

次のページをお願いいたします。国庫支出金と返還金、これにつきましては平成26年度の国・県支払基金への補助金の精算に伴うものでございます。

次に、前期高齢者指定公費につきましては歳入で申し上げましたとおり、前期高齢者の1割分につきまして経過措置分でございます。平成27年度におきましては72歳から74歳の方の公費負担分でございます。以上でございます。

山宮委員長

休憩いたします。午後5時25分再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま説明された内容について質疑ありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

保険料のところで聞いていいんだと思うんですけども、まず滞納者数、その理由と資格証明書の発行と短期保険証の発行数を教えてください。

吉田保険年金課長

滞納者数及び滞納理由、資格証明書、短期被保険者証の発行枚数についてでございます。滞納者数2,381人で昨年度より862人の減となっております。滞納となってしまった主な理由でございますが、窓口に来庁されました方のお話ですと生活が苦しくなった、病気になって医療費がかさんでしまった、仕事がなくなってしまったなどが挙げられます。

続きまして、資格証明書、短期被保険者証発行枚数でございます。本年8月31日現在の数値で申し上げます。資格証明書につきましては8世帯8人の方に、短期被保険者証につきましては890世帯1,461人の方に対しまして交付しております。前年度同時期と比較で申し上げますと資格証明書が世帯数で13世帯の減、人数にしまして19人の減。短期被保険者証が世帯数で238世帯の減、人数にしまして466人の減となっております。減少の主な理由でございますが不納欠損や差し押さえ等といった収納対策によりまして、これまでの未納、滞納分がなくなったことにより保険証の区分が変更になったものでございます。なお、今年度におきましても平日はもとより、9月24日の土曜日と25日の日曜日の両日には休日窓口を開設しまして対象となります方との接触の機会を設け、納税相談を実施していく予定となっております。以上でございます。

伊藤委員

資格証明書の数と短期保険証の発行数が減ったということは非常にいいことなんだなと思います。ただ、毎年言っているんですけども、資格証明書の発行というのは医療費を10割払わなくてはいけないんですよ。今の滞納理由を聞きますと、やはり仕事がなくなった、生活が苦しくてもうやっていけなくて滞納になったということですので、10割を払うというのはそういう人だったら余計払えないので、資格証明書の発行、短期保険証の発行についてはなくすようにしてほしいというふうに要望としておきたいと思います。

次です。215ページ。財政調整交付金3,900万円が増えています。それと保険財政共同安定化事業交付金は前年度の約2.5倍になっているんですけども、その理由についてお伺いをいたします。

吉田保険年金課長

財政調整交付金についてでございます。財政調整交付金は茨城県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例により、県内の市町村の財政を調整するために交付されるもので、1号交付金と2号交付金からなっております。1号交付金は市町村の医療費水準等の格差を勘案して交付されるもので、ルール分としまして率が昨年度まで8%であったものが2%の減となり、給付の6%相当分、額としまして2億6,322万8,000円、昨年度よりも7,747万8,000円の減となっております。

一方、2号交付金は国保財政適正化や医療費適正化などを勘案して交付されるもので、率が昨年度まで1%であったものが2%増となり、給付の3%相当分、額としまして1億6,174万6,000円、昨年度より1億1,734万7,000円の増となっております。この度の増額は1号交付金の交付率減少に伴い減額となる一方で、2号交付金におきましては交付率の増加や保険財政共同安定化事業における拠出超過額が交付額の1%を超過したことにより、茨城県から財政支援がありましたことから、結果前年度と比較しまして3,986万9,000円の増額となったところでございます。

伊藤委員

わかりました。

次です。217ページです。保険基盤安定繰入金、保険者支援分が前年度の約2.6倍になっているわけなんですけれども、その理由についてお伺いをいたします。

吉田保険年金課長

保険基盤安定繰入金、保険者支援分についてでございます。平成27年度より低所得者が多い保険者の財政基盤の強化といったことから、国においては約1,700億円の追加公費が投入されまして、前年度財政支援の対象となっていない2割軽減対象者につきましても財政支援の対象とし、軽減対象1人当たりの支援額が平均保険税算定額の13%といった新たな支援率が創設されたところでございます。

一方、現行の7割軽減、5割軽減の対象者に応じた財政支援の支援率が7割軽減対象者につきましましては12%から3%アップしまして15%に、5割軽減対象者につきましましては6%から8%アップしまして14%に支援率が引き上げられております。このようなことから前年度と比較しまして約2.6倍の増額となっているところでございます。以上でございます。

伊藤委員

続きまして、一般会計繰入、その他一般会計繰入金のところ赤字補填分は先ほど1,000万円が入っているということだったんですけれども、ここ3年間について幾ら入っていたのかお伺いします。

吉田保険年金課長

これまでの経緯、過去3カ年度分を申し上げます。平成25年度その他一般会計繰入金1億9,673万1,194円、うち赤字分8,846万626円、平成26年度その他一般会計繰入金1億506万5,294円、うち赤字分0円、そして平成27年度におきましては、その他一般会計繰入金1億1,611万5,452円、うち赤字分1,070万7,233円となっております。

赤字補填分繰り入れの主な理由でございますが、医療給付費の伸び、そして高額医療費の伸びといったことに伴うものでございます。以上でございます。

伊藤委員

それで国民健康保険税が皆さん高いとおっしゃるんです。それをとにかく下げてほしいというお話で、私は保険者支援分1,700億円分が一般の人のところの2割、5割、7割負担だけではなくて、工夫次第によってはごく一般の人の保険料軽減にもあたるのかなと思

ったんですけれども、その点がどういうことなのかということと、赤字補填分、26年度はゼロにしました。今回は1,070万円になっているわけなんですけれども、そこをもっと増やして保険料軽減の考え方がなかったのかどうかをお伺いします。

吉田保険年金課長

まず、国において公費が投入されました約1,700億円でございます。これにつきましてはあくまでも軽減対象の世帯に対します補填という考え方でございますので、その対象外の方への補填というような考えではありません。

続きまして、その赤字繰り入れを増額してはどうかというようなお話でございますが、法定外繰り入れはそもそも保険事業及びマル福の波及分のほか、いわゆる赤字繰り入れが含まれますけれども、繰り入れの目的は歳入歳出の収支バランスをとるためにやむを得ず行うものであり、本来ならば国民健康保険事業は独立採算性によりまして事業会計予算の中で全て対応すべきものであり、赤字繰り入れがないという形が望ましいと考えております。今後とも赤字繰り入れを減らすなどの国保財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

伊藤委員

非常に残念なんですけど、いつも言っていることなんですけれども、国民健康保険というのは最終的にはみんなが入る保険なんですよね。その保険のところでも余りにも高いところについては市としても何らかの形で考えていってほしいなというふうに思うところなんです。

次にいきます。219ページです。超高額医療共同事業余剰金なんですけれども、今回はじめて見た気がするんですけども具体的内容、どんなものに対して支払われるのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

吉田保険年金課長

お答えいたします。219ページ、12款3項7目団体支出金における超高額医療費共同事業余剰金についてでございます。これまでは決算書の215ページの8款1項1目高額医療費共同事業交付金の中で歳入として計上しておりましたが、平成27年度より茨城県の指摘によりまして12款3雑入、7団体支出金へ組み替えになったところでございます。昨年度は74万9,982円で前年度より10万6,438円の増となっております。

この超高額医療費共同事業でございますが国民健康保険中央会が実施主体となり、1件当たり420万円を超えるレセプトを対象に、各都道府県国保連合会が国保中央会へ拠出しております。著しく高額な医療費の発生に対しまして全国レベルでの再々保険的事业であり、国保中央会では事業実施後、余剰金が発生した場合には各都道府県国保連合会ごとにその余剰金が分配され、国保連は県内市町村に対し、県全体に占める各市町村の拠出金割合に基づき交付を決定することとなります。この度の85万6,420円はそのような仕組みで歳入されたものでございます。

伊藤委員

そうしますと1件当たり最高の医療費というのはわかりますか。

吉田保険年金課長

お答えいたします。当市におきましては420万円を超えるレセプトの件数が16件、最高額が948万1,380円となっております。心臓疾患に伴うものとなっております。以上でございます。

伊藤委員

そう考えますと国民健康保険というのは本当に大事なものだなというふうに思うところです。

次です。231ページです。02003600国民健康保険支払準備基金で約1億4,000万積み立てることになるんですけども、積み立ての金額の理由について、私はむしろ多少は保険料軽減のために回してほしいというふうに思うんですけども、その理由についてお伺いいたします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。コードナンバー02003600国民健康保険支払準備基金費についてでございます。基金につきましては龍ヶ崎市国民健康保険条例第14条の規定に基づき、国民健康保険支払準備基金が設置されております。この基金ですが流行性疾患の異常発生等のための診療費の激増や災害等により保険料等の収入が激減した場合など不測の事態に備えるためのものがございます。このように基金積み立ての目的が予期せぬ支出増、大幅な歳入減少などに備えるものでございまして、国からの通知では過去3年間の保険給付費等の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることが望ましいと示されております。当市におきましてはこの基準からしますと基金保有額としまして約2億円ないし2億5,000万円と試算されるところでございます。しかしながら、実際には平成26年度末時点での基金保有見込み額が2,140万円と試算額の10分の1程度にとどまっております。このような中、前年度における税込並びに延滞金、前期高齢者交付金などの収入増によりまして、1億9,450万6,588円の実質収支残高となりましたことから、市の財政部門とも協議を行った結果、1億4,000万円を基金に積み立て基金保有額を1億6,142万8,238円としたところでございます。以上でございます。

山宮委員長

ほかにありませんか。深沢委員。

深沢委員

よろしくお伺いいたします。決算書の221ページです。国民健康保険事務費のところの委託料のジェネリック医薬品差額通知の効果を教えてください。

吉田保険年金課長

お答えいたします。ジェネリック医薬品差額通知の効果についてでございます。昨年平成27年11月26日付で40歳から74歳の方のうち生活習慣病との関連性が強いと思われる血圧降下剤、高脂血症用剤及び糖尿病用剤の3種類のいずれかの薬剤が処方され、かつジェネリック医薬品に切りかえた場合に、300円以上の差額がある方678名の方を抽出し、差額通知を発送したところでございます。効果測定の基準を平成28年1月とし、678名のうち平成27年8月に処方された薬剤と同一薬効、剤形のものを引き続き処方されている方402名を対象に実施いたしました。その結果、402名のうちジェネリック医薬品に切りかえた方57名、402名中14.2%となっております。これを金額で見ますと加入者の自己負担額といたしましては切りかえを行った57名で一月当たり13万2,943円が削減され、保険者、市の負担額といたしましては同じく57名で、34万3,837円が削減されたという結果になりました。

今回の対象薬剤は生活習慣病に関連します薬剤ですので継続的に処方されることが見込まれます。仮に今回ジェネリック医薬品に切りかえた方が今後もジェネリック医薬品を服用し続けると仮定しますと57名で1年間で自己負担額が約160万円、1人平均で約2万8,000円、保険者、市負担が約413万円の削減になる試算でございます。この効果につきましては「りゅうほ一」平成28年5月後半号に掲載し、周知させていただきました。

なお、平成28年度につきましてはジェネリック医薬品差額通知を2回実施する予定となっており、1回目につきましては既に8月31日に525名の方を対象に送付し、2回目につきましては12月末頃を予定しております。いずれの通知でもこれまでの差額額をこれまでの300円から200円に引き下げ、対象範囲の拡大を図るなど、引き続きジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

深沢委員

ありがとうございます。ジェネリック医薬品を使ってご自身も下がって、市も潤っていく。本当にいいんじゃないかなと思います。これからも続けていただきたいと思うんですけども、その差額通知を出すのに300円から200円に引き下げてくれたということで、そこをお願いしたいなと思っていたので、ありがたいです。

それから通知をする場合に、ちょっと字を濃くする、大きくする、そこを本当に差額代のところを工夫していただくと目に入って、こんなに違うのか。じゃないと気がつかない場合もありますので、そこを強調して出していただければと思いますのでこれからもよろしくをお願いしたいと思います。

次です。225ページ。一般被保険者高額療養費、それから退職被保険者等高額療養費、それぞれの人数と一番高額な方はお幾らですか。

吉田保険年金課長

お答えいたします。一般被保険者高額療養費についてでございます。高額療養費につきましては個人単位のほか、世帯合算によるものもございまして関係で人数でお示しすることはできませんけれども、件数でお答えさせていただきます。平成27年度総数、延べ件数は8,961件、1件当たり最も高額な給付額といたしましては、心臓疾患に伴うもので277万3,491円となっております。

続きまして、退職被保険者高額療養費でございます。平成27年度の総数、延べ件数は471件、1件当たり最も高額な給付額といたしましては一般被保険者高額療養費同様、心臓疾患に伴うもので、87万2,754円となっております。以上でございます。

深沢委員

ありがとうございます。これもとても大事な事業だと思いますのでこれからもよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

山宮委員長

ほかありませんか。金剛寺委員。

金剛寺委員

2点だけお尋ねします。決算書229ページの特定健康診査等事業の特定保健指導のところで利用率と終了率についてお伺いします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。229ページ、コードナンバー02003300特定健康診査等事業における特定保健指導での利用率及び終了率についてでございます。過去3年間の状況につきまして動機づけ支援と積極的支援、それぞれに分けてご説明いたします。なお、平成27年度の数値につきましては今年度平成28年10月に確定しますことから、8月31日付の速報値となっております。ご了承ください。

最初に動機づけ支援でございます。平成25年度利用率31.5%、終了率30.9%。平成26年度利用率31.9%、終了率31.4%。平成27年度利用率50.0%、終了率37.1%となっております。

次に、積極的支援でございます。平成25年度利用率23.9%、終了率15.5%。平成26年度利用率25.6%、終了率16.5%。平成27年度利用率39.8%、終了率12.5%となっております。以上でございます。

金剛寺委員

ありがとうございます。次に、その上のデータヘルス計画作成でレセプトの分析ということでしたけれども、その結果わかったことについてお願いをいたします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。このデータヘルス計画につきましては、去る6月21日付で議員各位の皆様には計画書を配付させていただき、また、ホームページにもアップしまして市民の皆様にも周知を図ったところでございます。

最初にこのデータヘルス計画の概要等につきまして簡単にご説明いたします。この計画は平成20年度以降急速に進みましたレセプトの電子化とともに、昨年度これら電子データの集計等の機能を有する国保データベースシステムが本格稼働し、医療データを被保険者の健康増進に生かすための環境が整備され、データの分析により健康課題を明らかにするとともに、分析結果をもとに効果的で効率的な事業を行うことで健康寿命の延伸と医療費適正化を図ることを目的とし、作成したところでございます。

ここでレセプト及び健診結果の分析から見えてきました現状等を申し上げますと同規模の市町村と比較しまして、当市の場合には心臓病と糖尿病の死亡率が高く、そのほか血糖値の高い方が多い。脳血管疾患の1件当たりの入院医療費が高いなどといった特徴があらわれております。平成28年度以降特に高血圧対策や糖尿病対策に重点を置いた取り組みを検討していくとともに、治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診されていない方など、このまま放置することで重症化することが懸念される方に対する個別指導なども進めたいと考えております。このほか40歳、50歳代の健診受診率が低いことから、それらの階層に絞った特定健診未受診者対策をはじめ、受診行動適正化指導事業といたしまして、重複受診、頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品への切りかえ推進事業に伴います医療費適正化などにも取り組んでまいりたいと考えております。引き続き特定健診の受診勧奨、そして予防対策のための啓発活動など短期的に取り組むべき対策と中長期的に取り組むべき対策を明らかにしながらP D C Aサイクルに基づいた事業の検証や改善など、一連の流れに沿う形で事業を実施していきたいと考えております。以上でございます。

山宮委員長

ほかにありませんか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号 平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

平成27年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。258、259ページをお願いいたします。まず、保険料、第1号被保険者数の介護保険料でございます。現年賦課分でございます。収納率につきましては98.45%でございます。前年度が98.26%でございます。

次に、滞納繰越分でございます。収納率につきましては11.15%、前年度が11.22%で

ざいます。

次に、使用料及び手数料でございませう。介護保険料の督促手数料2,158件分でございませう。

次に、国庫支出金でございませう。はじめに、介護給付費及び各種の介護予防事業経費につきましては国、県、支払い基金のほうからそれぞれ負担割合に応じて歳入があるところとございませう。

まず、介護給付費現年度分につきましては介護給付費に対しまして施設分が15%、それ以外が20%という国の負担割合でございませう

普通調整交付金につきましては市町村の責めによらない保険料収入不足、あるいは給付費増を調整するために交付されるものでございませう。

次に、特別調整交付金につきましては次のページに記載されております災害臨時特例補助金、これは原発避難者に対する減免に伴う国庫補助でございませうけれども、これの10分の1の分でございませう。

次に、地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては歳出にある地域支援事業費のうち、介護予防事業費に係る交付金でございませう。国の交付割合につきましては25%でございませう。

次に、地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましては同じく地域支援事業費のうち、包括的支援・任意事業費について国の交付割合39.0%で交付されるものでございませう。地域包括支援センター人件費、運営費等が対象となっております。

次に、介護保険制度改正支援事業費につきましては介護報酬等の改正に伴うシステム改修経費につきまして2分の1の補助でございませう。

次のページをお願いをいたします。介護保険災害臨時特例補助金につきましては先ほど申し上げました原発事故の警戒区域等からの避難者の利用者負担額軽減分及び保険料減免分に対する補助金でございませう。補助率は10分の9でございませう。先ほど申し上げました10分の1については特調でございませう。

次に、支払基金交付金です。これは2号被保険者相当分であります。

介護給付費現年度分につきましては介護給付費の28%の負担率でございませう。過年度分につきましては平成26年度分介護給付費交付金の不足分の追加交付でございませう。

地域支援事業支援交付金現年度分につきましても地域支援事業の28%の負担率でございませう。

県支出金でございませう。公費負担の県負担分ということで介護給付費現年度分につきましては介護給付費に対して施設が17.5%、それ以外については12.5%という県の負担割合でございませう。

地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては県負担割合12.5%でございませう。

地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましては県の負担割合19.5%でございませう。在宅医療・介護連携拠点事業費につきましては平成27年度からの新規事業でございませう。在宅医療・介護連携事業として行った懇談会や講演会、アンケート調査等の事務経費に対する補助でございませう。補助率は10分の10でございませう。

次に、介護保険支払準備基金に係る利子分につきましては4万4,976円の歳入でございませう。

次に、一般会計繰入金でございませう。次のページをお願いをいたします。介護給付費繰入金につきましては介護給付費に対して市の負担割合分12.5%分の繰り入れでございませう。

地域支援介護予防事業繰入金につきましては事業費の市負担分12.5%分です。

地域支援包括的支援・任意事業繰入金につきましても市負担分19.5%分の繰り入れでございませう。

低所得者保険料軽減負担繰入金につきましては平成27年度改訂の介護保険料第1段階の軽減措置に対する繰り入れでございませう。国2分の1、県4分の1を一般会計で受け入れまして、市4分の1をプラスして繰り入れたものでございませう。

次に、その他一般会計繰入金でございます。介護保険事業職員給与費等繰入金につきましては職員給与費等の繰り入れでございます。高齢福祉課職員9名分でございます。

認定審査会事務費繰入金、認定調査等事務費繰入金はそれぞれの事務費の繰り入れでございます。

その他一般会計繰入金につきましては介護保険事務費、賦課徴収事務費などの経費の繰り入れでございます。

次に、繰越金、介護保険事業繰越金につきましては平成26年度に概算交付されました国庫支出金等について、精算による返還金分を平成27年度に繰り越したものでございます。

次に、諸収入でございます。第1号被保険者延滞金につきましては64件分でございます。

介護保険事業者加算金につきましては介護報酬不正請求に係る返納金に伴う加算金であります。介護保険法の規定によりまして返納金の40%を加算金として収入したものでございます。

次のページをお願いいたします。介護保険事業歳計現金運用利子につきましては2万5,953円でございます。

介護保険事業第三者納付金につきましては交通事故1件に係る損害賠償金の決定によるものでございます。

介護保険事業返納金につきましては平成26年6月分の介護報酬の不正請求に係る返納金でございます。

次に、雑入でございます。情報公開文書複写料につきましては介護認定審査会の資料として主治医意見書等の複写料でございます。

健康教室等参加者負担金につきましては元気アップ貯筋講座の参加者負担金でございます。

成年後見申し立て手数料返納金につきましては市長申し立て案件に係る申し立て費用立てかえ分の返納金でございます。1件ございました。

徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金につきましては認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業に係る自己負担分でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。職員給与費、介護保険総務管理につきましては高齢福祉課職員4人分でございます。

介護保険事務費でございます。保険証等の交付など、介護保険業務全般の共通経費でございます。報酬につきましては高齢者福祉介護保険事業運営協議会の委員報酬でございます。委託料につきましてはシステムの保守及び介護報酬改正に対応するシステム修正を行っております。使用料及び賃借料につきましてはマスターの使用料、システムリース料でございます。

次に、職員給与費、介護保険徴収につきましては高齢福祉課2名分でございます。

介護保険賦課徴収事務費につきましては介護保険料の賦課徴収に要する経費でございます。需用費、役務費につきましては納入通知書等の発行、送付などの経費でございます。役務費の手数料につきましては特別徴収に係る国保連への手数料、口座振替に係る銀行への手数料でございます。

次に、介護認定審査会事務費は認定審査会に係る事務経費となっております。審査会につきましては3合議体で行われております。委員数は合計で21人でございます。平成27年度は合計で110回開催をされております。報酬につきましては審査会の委員報酬でございます。

次のページをお願いいたします。職員給与費、介護認定調査につきましては高齢福祉課3名分でございます。

次に、認定調査等事務費につきましては認定調査及びその他要介護認定業務に係る事務経費でございます。報酬、旅費につきましては認定調査員嘱託職員4人分の報酬等でございます。役務費、手数料については主治医意見書の作成手数料でございます。委託料につきましては介護認定調査の外部委託分でございます。51カ所の事業所に委託をしております。

次に、介護保険趣旨普及費につきましては介護保険制度周知のためパンフレットの印刷経費でございます。

次に、保険給付費でございます。全体支出済額につきましては前年度比で5.2%増となっております。

次に、居宅介護サービス給付費でございます。前年度比で1.2%増となっております。要介護1から5の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付費でございます。

次に、地域密着型介護サービス給付費につきましては要介護1から5の方の認知症対応型グループホーム入所に対する給付でございます。

次のページをお願いいたします。施設介護サービス給付費につきましては特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への給付でございます。前年度比で11%の増となっております。

次に、居宅介護福祉用具購入費につきましては要介護1から5の方の入浴補助用具等の介護福祉用具の購入に対する助成でございます。

次に、居宅介護住宅改修費につきましては要介護1から5の方の手すり設置、段差解消等の住宅改修費に対する助成でございます。

次の居宅介護サービス計画給付費につきましては要介護1から5の方のケアプラン作成費の給付でございます。

次に、介護予防サービス等諸費でございます。介護予防サービス給付費につきましては要支援1・2の方の在宅ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の在宅サービスに係る給付でございます。

地域密着型介護予防サービス給付費につきましては要支援1・2の方のグループホーム入所に対する給付でございます。

介護予防福祉用具購入費につきましても要介護1・2の方の入浴保護用具等の購入に対する助成でございます。

次のページをお願いいたします。介護予防住宅改修費につきましては要支援1・2の方の住宅改修費に対する助成でございます。介護予防サービス計画給付費につきましては要支援1・2の方のケアプラン作成費の給付でございます。

次に、介護保険審査支払手数料につきましては介護報酬の審査手数料で、国保連への支出でございます。先ほどもございましたが法人税余剰による減額措置によりまして手数料のほうは大幅に単価が減となっております。前年度比で63%程度の減となっております。

次に、高額介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、そして高額介護予防サービス費につきましては、要支援1・2の方を対象といたしまして、それぞれ1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、超えた分について給付するものでございます。前年度比で大幅な増となっております。

次に、高額医療合算介護サービス費、これは要介護1から5の方、そして高額医療合算介護予防サービス費、これにつきましては要支援1・2の方を対象としまして、それぞれ医療・介護の1年分の自己負担額の合計額が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付されるものでございます。これにつきましても前年度比大幅な増となっております。

次のページをお願いいたします。特定入所者介護サービス費につきましては要介護1から5の方、特定入所者介護予防サービス費につきましては要支援1・2の方を対象にそれぞれ介護保険施設、ショートステイ利用者の居住費、食費について低所得の方は所得に応じて自己負担額の限度額が設けられており、この限度額を超えた部分について給付するものでございます。

次に、地域支援事業費であります。通所型介護予防事業でございます。報酬につきましては口腔ケアの事業、お口の健康講座に係ります歯科衛生士への報酬でございます。報償費につきましては運動機能向上プログラムに係る作業療法士への報償金でございます。委

託料，生きがい活動支援通所事業につきましては在宅の虚弱高齢者に対して通所サービスを提供し，要介護状態への進行を予防することを目的に6事業所に委託をしております。

次に，介護予防普及啓発事業でございます。報償費につきましては健康ウォーキング講座など各種講座の講師謝礼でございます。

委託料，交流サロン運営事業につきましては元気サロン松葉館の運営について社会福祉協議会への委託でございます。

地域介護予防活動支援事業につきましては報償費はシルバーリハビリ体操3級指導士の養成講座の講師謝礼でございます。

次のページをお願いいたします。委託料，生活管理指導短期宿泊事業につきましては在宅の虚弱な高齢者を一時的に特別養護老人ホームに保護し，短期間の宿泊により日常生活に対する指導及び支援を行うことを目的とする事業でございます。3施設に委託をしております。

次に，げんきあっぷ！応援事業につきましては報酬につきましては看護師，嘱託員の報酬でございます。報償費はチューブ体操普及員研修会の講師謝礼でございます。委託料，食生活改善推進事業につきましては食生活改善推進委員協議会に委託をしまして，元気アップ料理教室を開催いたしました。平成27年度につきましては減塩メニューの紹介などをメインとしたところでございます。

次に，包括的支援・任意事業費でございます。職員給与費，介護包括支援につきましては，高齢福祉課職員5名分でございます。地域包括支援センター運営費につきましては報酬，これにつきましては窓口嘱託職員及びケアマネージャーの報酬でございます。使用料及び賃借料につきましては，訪問用車両のリース料でございます。

次のページをお願いいたします。19負担金，補助金及び交付金でございます。市社会福祉協議会出向職員給与費につきましては社協から出向職員1名分でございます。

市民後見人養成事業につきましては市民後見人として活動するための知識習得のための研修講座受講の負担金でございます。主任介護支援専門員研修は県ケアマネージャー協会が行う研修講座の受講料でございます。

次に，総合相談事業につきましては在宅介護支援センター運営事業を3法人に委託をしているもので，地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに，高齢者の実態把握調査を行っております。

家族介護支援事業につきましては在宅で要介護者を介護する方に対し支援するものでございます。報償費につきましては家族介護教室の講師謝礼でございます。委託料，徘徊高齢者家族支援サービス事業につきましては歳入で申し上げました認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業でございます。5人の方が利用いたしました。扶助費につきましては非課税世帯で要介護3以上の方の紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金でございます。

自立生活支援事業につきましては委託料，食の自立支援事業につきましては在宅のひとり暮らし高齢者に対し配食サービスを実施をするもので配達業務，調理義務，それぞれ委託をしております。実績といたしましては延べ利用者300人ございました。補助金につきましては住宅改修費支給申請書作成の代行手数料といたしまして，居宅介護支援事業者等に補助したものでございます。7件分でございます。

次に，介護給付費等費用適正化事業につきましては委託料，国保連合会への委託でございます。このシステムは国保連合会から提供された給付情報と当市の認定情報等をリンクをさせまして，対象者のサービス受給状況をチェックするシステムでございます。

次に，在宅医療・介護連携事業でございます。平成27年度からの新規事業でございます。退院時や日常の療養支援など在宅医療・介護にかかわる他職種の相互連携を目指すものでございます。意見交換の場といたしまして懇談会を設立するとともにアンケート調査の実施，市民フォーラム等を開催いたしました。報償費につきましては懇談会参加者の謝礼及び市民フォーラム時の講師謝礼でございます。委託料，在宅医療・介護連携調査につき

ましては市民2,000人のほか、医師や看護師などへのアンケート調査でございます。

次のページをお願いいたします。介護保険支払準備基金費でございます。第1号被保険者保険料余剰分を同基金に積み増ししたものでございます。

次に、諸支出金であります。第1号被保険者保険料還付金につきましては死亡、転出、所得更正等による還付金でございます。

国庫支出金等返還金につきましては平成26年度概算交付されていた補助金等についての返還金でございます。

利用者負担額軽減支援事業につきましては原発事故の警戒区域等からの避難者の介護サービス利用に係る利用者負担免除分の助成でございます。対象者は1人でございました。以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明された内容について質疑ありませんか。深沢委員。

深沢委員

1点だけお願いいたします。

279ページの総合相談事業の委託料で3法人に委託をされているという今お話を聞きました。何人ぐらいこの相談に来たのかと主な相談内容だけ教えてください。

本谷高齢福祉課長

3法人に在宅介護支援センターとして委託をしているわけですが、そちらでの相談件数でございます。竜成園が220件、涼風園が136件、牛尾病院が154件、合計で510件の相談となっております。主な相談内容ですが、介護保険に関する事、生活支援に関する事などが主な相談内容でございます。

深沢委員

ありがとうございます。相談を受けるだけで話を聞いてもらうだけでまた違うと思いますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

山宮委員長

ほかにありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

27年度は制度改正があったと思うんですけれども、介護保険料のところに係ると思うんですが、負担割合が収入によって1割から2割負担になったという方たちがいたと思うんですね。その数と介護度が3以上じゃないと特別養護老人ホームに入れないということがあったと思うんです。そのことについて利用者への影響はどうだったのかをまずはじめにお聞きいたします。

本谷高齢福祉課長

まず、負担割合でございますけれども2割負担になられた方が負担割合表というのを交付しておるわけなんですけれども、その交付件数が2,486件ございました。1割負担の方が2,287、2割負担の方が199、この2割負担の方は全体的に見ると8%の割合になっております。

それから特別養護老人ホームが要介護3以上の入所、中重度の入所に指定されたということでございます。その影響ですけれども、その制度以前から入所されている方に関しては新たに制度が要介護3以上となっても、そのまま従前のおり施設のほうに入居できている状態でございます。

伊藤委員

わかりました。

あと1点、279ページの委託料なんですけど在宅医療・介護連携実態調査というところでアンケートをしたり、あと懇談会なんかも行っているということなんですけど、すごく大事なことだと思うので懇談会でどんな意見が出たのかということについてお聞きします。そうした意見を今度どんなふうに関護保険として利用すると言ったらおかしいんですけれども、意見を受け入れながら事業をするのかということについてお伺いします。

本谷高齢福祉課長

この在宅医療・介護連携の必要性といいますのは、もう従来からお話をしております地域密着包括ケアシステム、いわゆる2025年問題、いわゆる団塊の世代が全部75に到達するというところを大きな境として、それまでに地域包括ケアシステムを各地域に合った形でつくっていくというのが国から示された形でございます。そのためには医療機関、入院してベッドが足りない。これは主に都市部の話だとは思いますが、高齢になって、団塊の世代が75に入ってくると病院でのベッド数が足りなくなるというようなことで在宅のほうへ。介護で言えば、介護を支える担い手が少なくなるということで在宅に向かわなければいけないという大きな流れがあります。その中で今までは介護と医療の横の連携というのがなかったわけですね。例えば末期がんで病院に入院していて、もう手の施しようがない。あとはもう病院でもやることがない。医療面でのやることがないと。在宅に帰された場合に、どういったケアで今後生活していったらいいのかというような問題に直接市民の皆様がぶつかります。そういったときに地域包括支援センターでは様々な相談には応じますけれども、医療の面ではなかなか情報というものが少ないし、ネットワークも少ないです。

ですから、これからは介護、医療の連携をもって他職種で、いろんな介護、医療、医薬、歯科医師、いろんな他職種の中でまず話し合おうと。2025年を目指した中でどういった連携をとっていけば自宅で安心して暮らしていけるか。そういう体制ができるかということをお話し合う場が一つこの介護・医療の連携の懇談会という場を設定した目的であります。そこで出た意見でございますけれども、はじめてのことでございます、それぞれがそれぞれのまだ意見を言っていると。ただ、必要な連携はこういうこともあるねというような話は最近はお出てきております。ですから、これからその話し合いをもっともっと深めていく中で、うまく病院から自宅へ戻るまでの流れ、あるいは戻る流れの中で連携をどうとっていくのか、そういったことが現場の中から意見が出てくればいいのかというふうに思います。それを我々がサポートして、具体的にどんな連携をとればいいのかというものを皆様に懇談会の中で示しながら、さらに職種の間で考えを発展させていっていただければいいのかと。まだ実際にどう動くというところまでは正直なところってないところがあります。

伊藤委員

何かすごく大事なことだなというふうに思いました。だから、これをもっと深めて、現場の声はすごく大事だと思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと1点、滞納者がいると思うんですが、滞納者数と滞納者でペナルティーを受けている人がいたら人数だけ教えてください。

本谷高齢福祉課長

平成27年度中に滞納しているがために給付制限、ペナルティーを受けた方は12名でございます。そのうち今サービスを利用している方は7名いらっしゃいました。

伊藤委員

わかりました。ありがとうございます。

山宮委員長

ほかにありませんか。

【な し】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号 平成27年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

平成27年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をいたします。

285、286ページをお願いをいたします。はじめに、当会計につきましては市が運営をいたします障がい児通所支援事業所つぼみ園に係る特別会計でございます。

まず、歳入でございます。サービス事業収入、障がい児通所支援事業収入でございます。当事業は1割が自己負担、9割が公費負担でございます。この公費負担分でございます。市の一般会計からの収入でございます。

次に、障がい児通所支援事業自己負担金につきましては1割分でございます。

次に、一般会計繰入金、障がい児支援サービス事業給与費等繰入金につきましては歳入と歳出の差額、主に人件費の充当でございます。

繰越金につきましては前年度の繰越分でございます。

諸収入、歳計現金の利子につきましては1,555円でございます。

障がい児園外活動負担金につきましてはスポーツ安全保険の加入負担金でございます。49人分でございます。

次のページをお願いをいたします。歳出でございます。職員給与費、障がい児支援サービス総務管理につきましてはつぼみ園職員3人分でございます。

次に、障がい児通所支援事業でございます。主なものとして、報酬の非常勤職員報酬につきましては療育指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては保育指導員3人分の報酬でございます。その他につきましてはつぼみ園の運営に係ります事務的経費でございます。以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

1点だけなんですけれども利用者数だけお聞きします。

渡邊社会福祉課長

登録者ということでご理解いただきたいと思えます。それで毎月人数というのは変わりますので、一番最後の28年3月現在ということでお答えをさせていただきます。未就学児が72名、小学生が54名、合わせて126名となっております。

山宮委員長

ほかにありませんか。

【な し】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号 平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

平成27年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

292、293ページをお願いいたします。まず、当会計につきましては後期高齢医療、これは県単位で広域連合が保険者となりまして医療保険事業を行っているものでございます。

はじめに、被保険者数の推移を申し上げます。各年度末の数値でございます。平成25年度末7,480人、平成26年度末7,768人、平成27年度末で8,187人と増加傾向でございます。

まず、歳入で後期高齢者医療保険料でございます。全体で収納率98.69%、前年度が98.61%でございます。不納欠損につきましては35人、287期分を欠損処理しております。

次に、使用料及び手数料でございます。督促手数料が1,239件ございました。

次に、繰入金でございます。内容でございますが療養給付費公費負担分、これの12分の1が市の負担となります。その額のほかに人件費、事務費の繰り入れも同時に行っております。

次に、保険基盤安定繰入金でございますが低所得者に対する保険料軽減に対します県補助4分の3の補助率、これに一般会計の分4分の1を加えた額を繰り入れたものでございます。

繰越金でございます。これにつきましては県の広域連合では3月末で会計を締めることから、4月、5月に徴収した保険料を平成27年度に繰り越したものでございます。

次に、後期高齢者医療被保険者延滞金につきましては20件でございます。

次に、還付金につきましては、保険料の更正に伴い広域連合からの歳入でございます。広域連合で納付済みの保険料についての更正が生じた結果によるものでございます。

次のページをお願いいたします。後期高齢者医療事業歳計現金運用利子につきましては8,482円ございました。

後期高齢者健康診査受託料につきましては75歳以上の健診実施について広域連合から市へ委託されているもので、集団健診、医療機関健診に係る経費及び事務費について広域連合からの歳入でございます。

次に、雑入、団体支出金でございます。後期高齢者医療広域連合特別対策補助金につきましては人間ドック、脳ドック助成費に対するの補助でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金精算金につきましては平成26年度納付金の精算による返還分でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。職員給与費、後期高齢者医療総務管理につきましては保険年金課職員2名分でございます。

次に、後期高齢者医療事務費でございます。主なものでございますが、役務費、通信運搬費につきましては保険証等の郵送費でございます。委託料及び使用料及び賃借料につきましてはシステムの保守及びリース料でございます。

徴収費です。職員給与費、後期高齢者医療保険料徴収につきましては保険年金課職員1名分でございます。

次に、後期高齢者医療保険料徴収事務費でございます。主なものは保険料決定通知書の印刷、郵送料など徴収に係る事務経費でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金であります。負担金でございますけれども、事務費納付金につきましては広域連合事務局の共通経費に係る市の負担分でございます。

次のページをお願いいたします。保険料等納付金につきましては歳入の保険料、延滞金、

保険基盤安定の部分でございます。療養給付費納付金につきましては市が負担する療養給付費の12分の1分でございます。

次に、後期高齢者健康診査事業でございます。広域連合からの受託事業でございます。委託料、後期高齢者健康診査につきましては集団健診及び医療機関健診に係る委託費でございます。実績を申し上げますと集団健診812人、医療機関健診が117人でございます。受診率といたしまして13.58%となっております。前年度が11.68%でございます。

人間ドック助成費でございます。市と委託している医療機関の健診額の2分の1、上限2万円を補助するものでございます。実績としまして人間ドックが156人、脳ドック16人ございました。

次に、保険料還付金につきましては各被保険者への還付でございます。以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明された内容について質疑ありませんか。伊藤委員。

伊藤委員

1点だけです。297ページの後期高齢者医療事務の13委託料、後期高齢者医療システム修正の修正の中身だけ教えてください。

吉田保険年金課長

こちらのほうのシステム修正でございます。後期高齢者保険料につきましてもコンビニ収納を始めることにしまして、それに伴うシステムの修正でございます。以上でございます。

山宮委員長

ほかにありませんか。

【な し】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号 平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

平成27年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

303、304ページをお願いいたします。当特別会計につきましては地域包括支援センターが居宅介護予防支援事業所の指定を受けまして、介護予防ケアプランの作成業務実施に係る特別会計となっております。

まず、歳入でございます。サービス収入でございます。介護予防サービス計画費収入は介護保険給付を財源としております。273ページの介護予防サービス計画給付費からの歳入でございます。

繰入金につきましては歳入歳出の差額分の一般会計からの繰り入れでございます。

繰越金につきましては平成26年度繰越金の受け入れでございます。

歳計現金運用利子につきましては690円ございました。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。職員給与費、介護サービス総務管理につきましては地域包括支援センター職員1名分でございます。

次に、居宅介護予防支援サービス費でございます。報酬、共済費、旅費につきましては介護予防ケアプランの作成に係る嘱託員の報酬でございます。委託料、ケアプラン作成につきましては地域包括支援センターで直接ケアプランを作成するほか、一部を居宅介護予防支援事業所に委託をしております。その委託料でございます。実績でございますが、新規140件、継続で2,791件でございます。以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明された内容について質疑ありませんか。

【な し】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、文教福祉委員会所管事項について説明と質疑を終了いたします。

本日の決算特別委員会はこの程度にとどめ、9月15日午前10時に決算特別委員会を再開し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行い、討論、採決と進めてまいります。

本日はこれをもって散会いたします。